

## 第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定について

### 1. 第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の趣旨及び経過

平成26年3月に策定した第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成26年度～令和5年度、平成31年3月中間見直し実施）について、令和5年度の計画期間満了に伴い、基本的な方針、方向性は維持しつつ、環境・経済・社会情勢の変化に対応すべく、直近5年の実績を踏まえ、実態に即した次期計画の策定を行います。

とりわけ、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び再資源化、並びに適正処理を更に推進するとともに、脱炭素社会の実現に向け取り組んでいきます。

なお、この計画は行政のみならず、住民や町内事業者の廃棄物に関する考え方を反映するため、さまざまな分野の方に参加していただく熊取町廃棄物減量等推進審議会へ諮問を行い、答申を受け策定するものです。

### 2. 熊取町廃棄物減量等推進審議会の経緯等

#### (1) 令和5年 8月30日 第1回審議会【諮問】

①諮問

②計画策定の趣旨、ごみ処理・生活排水処理の状況について説明及び審議

#### (2) 令和5年11月 6日 第2回審議会

①第1回の審議内容に対する意見及び内容修正についての説明

②ごみ量・生活排水量予測、ごみ処理・生活排水処理基本計画について説明及び審議

#### (3) 令和5年12月18日 第3回審議会【答申】

①第2回の審議内容に対する意見及び内容修正についての説明及び審議

②最終調整

③答申

### 3. 第3期一般廃棄物処理基本計画の概要

#### (1) 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

#### (2) めざすべき将来像

未来に向かって、資源循環型社会を実現するまち

～健やかに、安心して、住み続けたいと思えるまちづくり～

#### (3) 実施主体

住民・事業者・行政がそれぞれの果たすべき役割を認識したうえで連携・協働します。

## (4)これまでの実績

## 【ごみ処理の状況】

		年度	実績					備考	
			H30	R1	R2	R3	R4		
人口（3月末時点）		人	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903		
排出量	家庭系	可燃ごみ	t/年 g/人・日	6,776 425.0	6,576 412.2	6,545 414.3	6,466 411.8	6,237 398.3	H21.4月の有料化から減少傾向 R1～3横ばい、R4微減
		かん類	t/年 g/人・日	64 4.0	62 3.9	69 4.4	69 4.4	64 4.1	減少傾向が続いていたが、 R1から横ばい
		びん類	t/年 g/人・日	265 16.6	252 15.8	257 16.3	251 16.0	239 15.3	減少傾向が続いていたが、 R1～3横ばい、R4減少
		紙類・衣類	t/年 g/人・日	303 19.0	313 19.6	379 24.0	404 25.7	372 23.8	減少傾向が続いていたが、 コロナ禍で在宅時間の増加により R1～3増加、R4減少
		ペットボトル	t/年 g/人・日	128 8.0	130 8.1	138 8.7	144 9.2	142 9.1	増加傾向
		プラスチック製	t/年 g/人・日	391 24.5	394 24.7	418 26.5	422 26.9	413 26.4	概ね横ばい傾向であったが、 コロナ禍で在宅時間の増加により R1以降増加
		小型家電	t/年 g/人・日	1 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	1 0.1	H26拠点回収開始 毎年1～2t
		資源ごみ小計	t/年 g/人・日	1,152 72.3	1,153 72.2	1,263 79.9	1,292 82.3	1,231 78.6	
		粗大・不燃ごみ	t/年 g/人・日	1,694 106.2	1,355 84.9	1,591 100.7	1,447 92.2	1,270 81.1	横ばい傾向であったが、H30の 台風21号により増加、その後減少
	計	t/年 g/人・日	9,622 603.5	9,084 569.4	9,399 595.0	9,205 586.2	8,738 558.0		
	事業系	可燃ごみ	t/年 g/人・日	3,381 212.0	3,401 213.2	3,242 205.2	3,289 209.5	3,256 207.9	概ね横ばい
		資源ごみ	t/年 g/人・日	75 4.7	72 4.5	57 3.6	62 3.9	60 3.8	横ばい傾向から減少傾向
		粗大・不燃ごみ	t/年 g/人・日	453 28.4	193 12.1	194 12.3	202 12.9	185 11.8	H30の台風21号の後減少、その後 概ね横ばい傾向
		小計	t/年 g/人・日	3,909 245.2	3,666 229.8	3,493 221.1	3,553 226.3	3,501 223.6	
	集団回収		t/年 g/人・日	634 39.7	521 32.7	375 23.7	394 25.1	303 19.3	年々減少傾向、特にコロナ禍は 活動自粛が影響
ごみ総排出量		t/年 g/人・日 t/日	14,165 888.4 38.8	13,271 831.8 36.3	13,267 839.9 36.3	13,152 837.6 36.0	12,542 800.9 34.4		

【生活排水処理の状況】

単位：人

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4	備考
計画処理区域内人口		43,685	43,589	43,277	43,018	42,903	
生活排水適正処理人口		37,590	37,801	37,724	37,757	37,819	
浄化槽（合併処理浄化槽）人口		4,233	4,128	3,852	3,843	3,793	減少
公共下水道人口		33,357	33,673	33,872	33,914	34,026	増加
生活雑排水未処理人口		6,095	5,788	5,553	5,261	5,084	
みなし浄化槽人口 （単独処理浄化槽人口）		2,084	1,992	1,919	1,837	1,791	減少
くみ取り人口		4,011	3,796	3,634	3,424	3,293	減少

注）表中人口は、年度末人口

（5）第3期計画期間における数値目標

【ごみの数値目標】

- ・ 家庭系ごみ発生量（集団回収・資源ごみを除いた値）  
382.7g/人・日【令和4年度比 20%削減】
- ・ 事業系ごみ発生量  
2,802t/年【令和4年度比 20%削減】
- ・ 再生利用率（資源化率）  
21%【令和4年度実績 13%】 資源化量（集団回収量を含む。）/ごみ総排出量

【生活排水の数値目標】

- ・ 生活排水適正処理率  
95.8% 【令和4年度実績 88.2%】

(6) 施策体系

め ざ す 将 来 像

未来へ向かって、資源循環型社会を実現するまち  
～健やかに、安心して、住み続けたいと思えるまちづくり～

基 本 方 針

《ごみ処理》 (P47～)

1. 環境への負荷の軽減を図る
2. 環境教育の充実を図る
3. 住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む
4. 安全・安心で確実な処理に取り組む

《生活排水処理》 (P93～)

1. 生活排水処理の整備
2. 水の適正処理に関する普及啓発の推進

具体的施策・処理等

○…マークは重点取組

排出抑制・再資源化施策 (P52～)

- (1) 廃棄物減量等に関する組織運営
- (2) 広報・啓発活動の推進
- (3) 環境教育の推進
- (4) 資源ごみ分別収集の推進
- (5) 生ごみの自家処理
- (6) 粗大・不燃ごみの有料制  
(電話申込制の運用)
- (7) 可燃ごみの有料制(指定袋制)の運用
- (8) 包装廃棄物等の減量
- (9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制
- (10) 容器等の店頭回収の促進
- (11) 庁舎等における排出抑制
- (12) 事業者に対する減量化・再資源化要請とごみ処理手数料の見直し
- (13) 食品ロスの削減 …食品ロス削減推進計画として掲載(P60～)

排出抑制・資源化  
(P96～)

収集・運搬  
(P97～)

中間処理  
(P99～)

最終処分  
(P100～)

分別収集  
(P66～)

ごみの適正処理

収集・運搬  
(P68～)

中間処理  
(P70～)

最終処分  
(P73～)



(7)具体的な施策・処理等の主な内容 ※…は重点取組

【ごみ処理の状況】

●排出抑制・資源化施策

1) 廃棄物減量等に関する組織運営

- ・「廃棄物減量等推進審議会」における本計画の審議、及び「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」への活動サポート

2) 広報・啓発活動の推進

- ・住民、事業者に対してごみの排出抑制・再資源化ならびにごみ問題に関する意識や排出マナーの向上のために、主に以下の事項について、以下の方法によって広報・啓発活動をより一層推進していきます。

<主な広報・啓発事項>

- ごみの発生抑制、リサイクル、分別収集、資源化促進などの徹底
- 熊取町エコプロジェクト
- プラスチック使用製品廃棄物への取り組み
- 不法投棄の防止

<広報・啓発活動の方法>

- 掲示板、回覧板、広報紙及びホームページ、脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」等の活用【新】
- 不法投棄の防止等のパトロールの実施
- 環境フェスティバルなどのイベントの実施

3) 環境教育の推進

- ・学校等での環境教育、ごみ処理施設の見学会、環境教育セミナーの開催

4) 資源ごみ分別収集の推進

- ・その他紙製容器包装の資源ごみ分別の検討
- ・ごみ処理の広域化に伴うプラスチック使用製品の分別収集の検討【新】  
ごみ処理施設 令和14年度～（予定） ※泉佐野市田尻町清掃施設組合  
場所：泉佐野市上之郷（旧コスモポリス用地）（新設施設）

5) 生ごみの自家処理促進のための補助制度

6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用

- ・粗大・不燃ごみの有料制度の普及啓発を実施
- ・粗大ごみの運び出しサポートやインターネット申込みの継続
- ・小型不燃ごみの拠点回収

7) 可燃ごみ有料制（指定袋制）の運用

- ・可燃ごみ有料制（指定袋制）の維持
- ・指定袋サイズについての見直しを検討【新】
- ・可燃ごみ排出量が増加した場合及び新ごみ処理施設稼働時には、手数料について見直しを適宜検討

8) 包装廃棄物等の減量

- ・マイバッグやマイボトルを活用するよう周知

9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

- 10) 容器等の店頭回収の促進
- 11) 庁舎等における排出抑制
  
- 12) 事業者に対する減量化・再資源化要請とごみ処理手数料の見直し
  - ・事業所に対し自己処理の徹底、計画的な排出抑制対策の要請及びごみ処理経費が増える場合等は、必要に応じ、ごみ処理手数料の見直し
  - ・「再生利用指定制度」を適用し、魚あらや剪定枝などのリサイクルを促進

### 13) 食品ロスの削減

- ・本計画内で「食品ロス削減推進計画」として位置づけ【新】
- 食品ロス削減推進計画の3つの柱
  - ・食品ロス削減に向けた普及啓発
  - ・住民、事業者と連携
  - ・循環利用の推進

### ●分別収集

- ・現行の分別区分を維持しつつ、その他紙製容器包装、プラスチック使用製品の分別拡大を検討

### ●適正処理

- 1) 収集・運搬 従前どおり
  - ・現在の委託業者2者、許可業者6者の保持を前提
  - ・低公害車の導入を引き続き検討【新】
- 2) 中間処理 従前どおり
- 3) 最終処分 従前どおり

### 【生活排水処理の状況】

### ●排出抑制・資源化施策

- ・公共下水道の普及を進めるとともに、し尿・浄化槽汚泥への異物混入、及び便槽や浄化槽への雨水混入を抑制します。

### ●適正処理

- 1) 収集・運搬
  - ・現在の委託業者1者、許可業者3者の保持を前提
  - ・公共下水道の普及及びし尿処理の広域化
- 2) 中間処理
  - ・し尿処理の広域化  
令和3年度～ 委託により広域化を実施済み ※泉佐野市田尻町清掃施設組合  
場所：泉佐野市末広公園前（既存施設）
- 3) 最終処分 従前どおり

(8)その他

- ・高齢者等のごみ出し支援など継続する課題や、第2期計画以降に新たな課題となっている感染症対策について記載

4. 今後のスケジュール

令和6年 2月20日

議員全員協議会

令和6年 3月末

第3期計画の策定、公表



## 第3期 熊取町一般廃棄物処理基本計画（案）

令和6年（2024年）〇月

熊 取 町



## はじめに

---

近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、住民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、2050年までの脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題への対応も必要となっています。

このような状況の変化に対応するため、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や住民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていくことが重要です。

資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方は循環経済（サーキュラーエコノミー）といわれ、循環経済への移行を目指すことは、世界の潮流となっています。

一方、熊取町（以下「本町」という。）では、循環型社会形成の実現に向けた一般廃棄物（ごみ・生活排水）の排出抑制や減量化・再資源化及び適正な処理・処分を計画的に推進していくための方針、方向性等を明確にした「第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画」（平成26年3月策定、平成31年3月中間見直し）に基づき施策を実施してきました。既定計画が令和5年度に満了することに伴い、令和5年8月に「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定に係る一般廃棄物の適正処理、減量化及び資源の有効活用などに関する事項について」を熊取町廃棄物減量等推進審議会に諮問し、3回にわたる審議を経て令和5年12月に答申をいただきました。この答申を踏まえ、「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画（目標年次：令和15年度）」を策定したところです。

本町が育んできた住民・事業者・行政の協働の力をより一層発揮し、循環型社会が形成できるよう、循環経済への移行ができるよう、この計画に基づき、取り組んでまいります。

最後になりましたが、熊取町廃棄物減量等推進審議会委員の皆様には熱心なご議論や多岐にわたるご意見をいただき、また、住民の皆様、事業者の方々には、既定計画の推進及びこの計画策定にご協力いただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。

令和6年〇月

熊取町長    〇   〇   〇   〇

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	- 1 -
第1節 計画策定の目的.....	- 1 -
第2節 計画の位置づけ.....	- 3 -
本町が行った宣言との関連.....	- 4 -
第3節 計画期間及び計画目標年次.....	- 5 -
第4節 計画の基本的な考え方.....	- 6 -
施策の体系.....	- 7 -
第2章 ごみ処理の状況.....	- 8 -
第1節 ごみ排出の状況.....	- 8 -
第2節 ごみの排出抑制・資源化の状況.....	- 13 -
第3節 収集・運搬の状況.....	- 17 -
第4節 中間処理の状況.....	- 19 -
第5節 最終処分の状況.....	- 22 -
第6節 ごみ処理経費.....	- 23 -
第7節 前計画の実施状況.....	- 24 -
第8節 前計画目標の達成度.....	- 32 -
第9節 課題の抽出・検討.....	- 33 -
ごみ処理の評価.....	- 37 -
第3章 ごみ量の予測.....	- 40 -
第1節 将来人口の予測.....	- 40 -
第2節 ごみ排出量の予測.....	- 41 -
第4章 ごみ処理基本計画.....	- 46 -
第1節 基本方針.....	- 46 -
数値目標.....	- 48 -
第2節 処理主体.....	- 50 -
第3節 排出抑制・再資源化計画.....	- 51 -
第4節 食品ロス削減推進計画.....	- 60 -
第5節 分別収集計画.....	- 66 -
第6節 ごみの適正処理計画.....	- 68 -
第7節 その他ごみ処理に関し必要な事項.....	- 74 -

第5章	生活排水処理の状況.....	- 78 -
第1節	生活排水の状況.....	- 78 -
第2節	収集・運搬の状況 .....	- 82 -
第3節	中間処理の状況 .....	- 83 -
第4節	最終処分の状況 .....	- 83 -
第5節	公共用水域の水質の現状.....	- 84 -
第6節	生活排水処理経費.....	- 88 -
第7節	課題の抽出・検討.....	- 89 -
第6章	生活排水排出量の予測.....	- 91 -
第1節	処理形態別人口の予測.....	- 91 -
第2節	し尿・浄化槽汚泥排出量の予測.....	- 92 -
第7章	生活排水処理基本計画.....	- 94 -
第1節	基本方針.....	- 94 -
	処理目標.....	- 95 -
第2節	処理主体 .....	- 95 -
第3節	生活排水の処理計画.....	- 95 -
第4節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	- 97 -
第5節	その他生活排水対策の推進に関する事項.....	- 102 -





# 第 1 章 計画策定の趣旨

---

## 第 1 節 計画策定の目的

現在の廃棄物処理においては、廃棄物の量的な増大や質的な多様化に伴う深刻な問題が多く、環境への負荷を低減させることが求められている。これは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルが背景となっている。このような諸問題を解決して環境負荷を低減するためには、循環型社会の形成が必要不可欠であり、そのための廃棄物及びリサイクル関連法が図 1-1-1 に示すとおり体系的に整備されている。

平成 30 年 4 月に閣議決定された、国の第 5 次環境基本計画では、環境・経済・社会の課題として、

### ○環境の課題

- ・温室効果ガスの大幅削減
- ・資源の有効活用
- ・森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
- ・生物多様性の保全 など

### ○経済の課題

- ・地域経済の疲弊
- ・新興国との国際競争
- ・A I、I o T 等の技術革新への対応 など

### ○社会の課題

- ・少子高齢化・人口減少
- ・働き方改革
- ・大規模災害への備え など

が示されており、このような課題を考慮した廃棄物処理を進めていく必要がある。

一方、生活排水処理に関しても、水環境保全の観点から下水道整備や浄化槽設置を推進しているが、近年における生活様式等の変化に伴い、し尿や生活雑排水等の生活排水も質的、量的に変化していることから、これらに応じた生活排水の適正な処理が不可欠となっている。

熊取町（以下「本町」という。）では、循環型社会形成の実現に向けた一般廃棄物（ごみ・生活排水）の排出抑制や減量化・再資源化及び適正な処理・処分を計画的に推進していくための方針、方向性等を明確にした「第 2 期一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）」（平成 26 年 3 月策定、平成 31 年 3 月中間見直し、計画目標年次：令和 5 年度、以下「前計画」という。）に基づき施策を実施してきた。その基本的な方針、方向性を維持しつつ、環境・経済・社会情勢の変化に対応すべく、前計画について、直近 5 年の処理実績を踏まえ、実態に即した計画の策定を行うものとする。

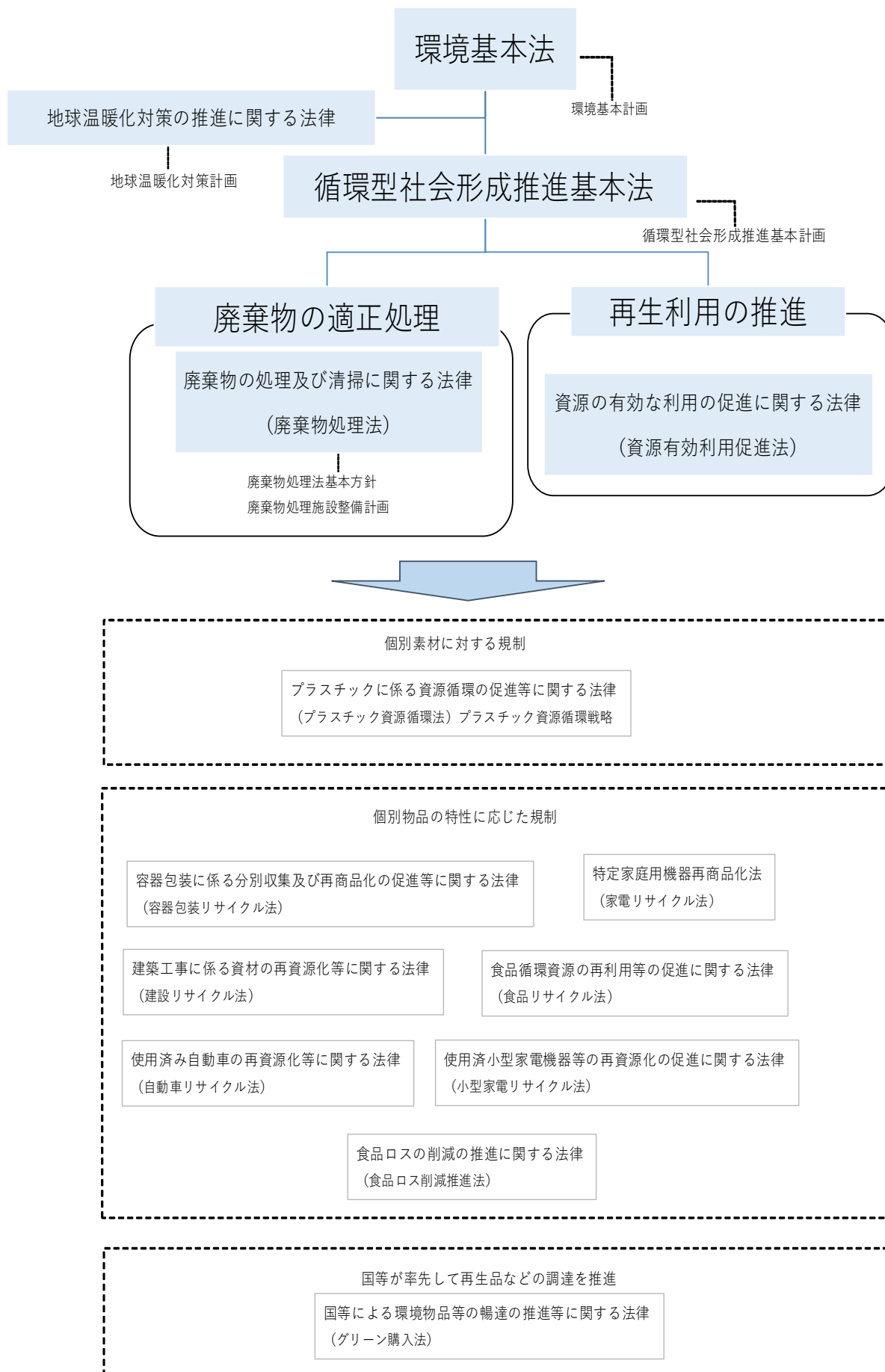


図1-1-1 廃棄物及びリサイクル関連法の体系図

## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 他の計画等との関連

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条の3の規定に基づいて策定するものであり、本町における一般廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化ならびに適正処理に関する長期的、総合的な方向性を示すものである。

したがって、本計画は、上位計画である「大阪府循環型社会推進計画（令和3年3月）」、「熊取町第4次総合計画（平成30年3月）」等との整合を図ることを前提として、上位計画における一般廃棄物処理事業に関する事項を明確にし、本町における具体的方向性を定める計画と位置づける。

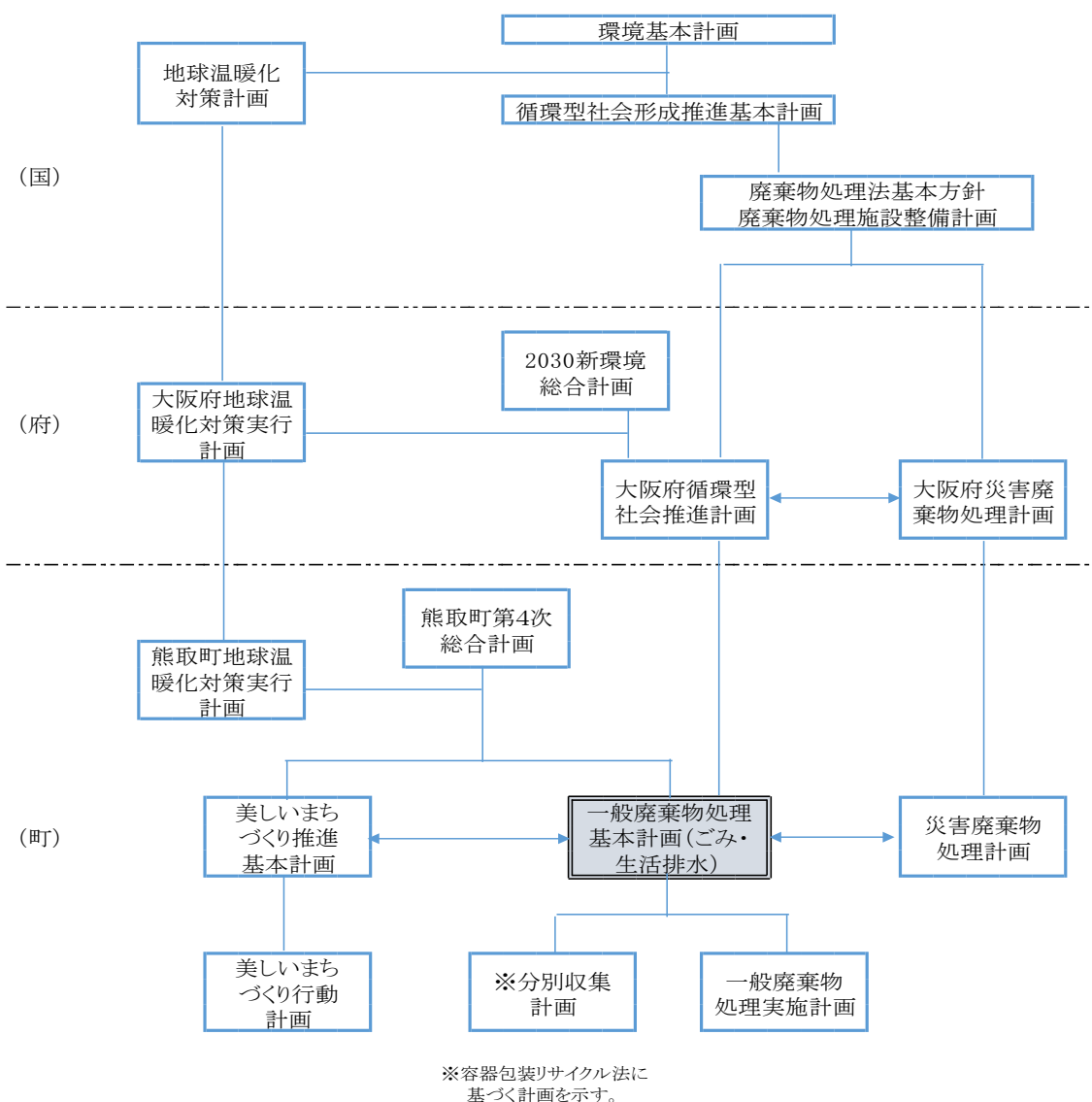


図 1-2-1 本計画と他計画との関係

## 2. 本町が行った宣言との関連

本町で行った宣言の一般廃棄物処理事業に関する事項を明確にし、本町における具体的方向性を定める計画と位置づける。

### (1) くまとりプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックごみによる深刻な海洋汚染は、不用意にごみとして捨てられたレジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみが河川などを通じて海に流れ込むことにより生じている。また、細分化されたマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されるなど、看過できない地球規模の問題となっている。そこで本町では、大阪府と大阪市による共同宣言「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、平成31年2月に「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」を行った。

### (2) 熊取町気候非常事態宣言

近年、全世界で発生する強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象を引き起こす気候変動は、全世界的な課題であるとともに、安心安全な生活が脅かされる大きな問題となっている。そこで本町では、地球温暖化による気候変動への対策に注力し、SDGsが目指す「持続可能な社会」の実現に資するため、令和2年5月に「熊取町気候非常事態宣言」を表明した。

### 第3節 計画期間及び計画目標年次

一般廃棄物処理基本計画の目標年次は、ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月改定環境省）により、計画策定時より概ね10年～15年後とし、必要に応じて中間年度を設けることとされている。

本計画においては、計画初年度を令和6年度、計画期間を10年間と定め、令和15年度を計画目標年次とする。

なお、令和12年度に予定しているごみ処理施設の広域化の状況により、必要に応じて、随時見直す場合がある。

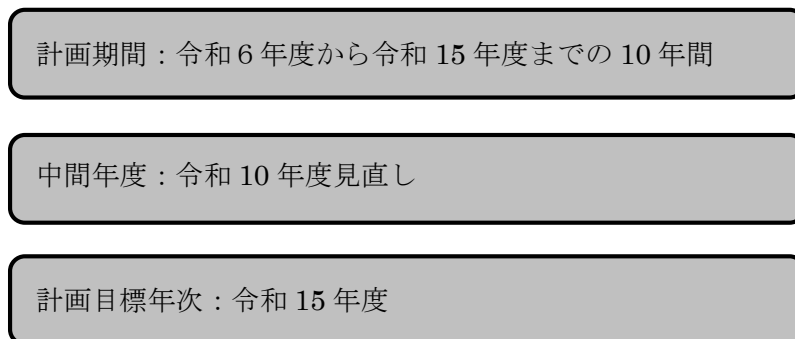


図 1-3-1 計画期間及び計画目標年次

## 第4節 計画の基本的な考え方

### 1. めざすべき将来像

熊取町総合計画の将来像である「住みたい 住んでよかった とともに作る” やすらぎ” と” ほほえみ” のまち」、大阪府が定める大阪府循環型社会推進計画の将来像である「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会」との整合を図るため、「住み続けたい」「未来」「資源循環型社会」をキーワードとして、以下のめざす将来像を設定し、中長期的な視点をもって取組みを推進していく。

#### めざすべき将来像

未来へ向かって、資源循環型社会を実現するまち  
～健やかに、安心して、住み続けたいと思えるまちづくり～

### 2. 実施主体

循環型社会の実現のためには、町（行政）のみならず、住民、事業者がそれぞれの果たすべき役割を認識したうえで、連携町は廃棄物の4Rや適正処理を推進するとともに、住民や事業者へ資源循環型社会の実現に向けた普及啓発等を積極的に行っていく。

また、住民には持続可能なライフスタイルへの見直しと、ごみの発生抑制・分別排出の徹底が、事業者には排出者責任という観点とともに、できる限り少ない資源で最低限必要な物の生産という事業運営をめざすことが求められる。

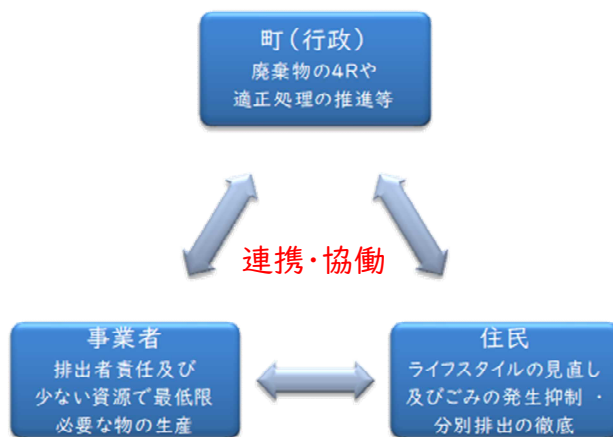
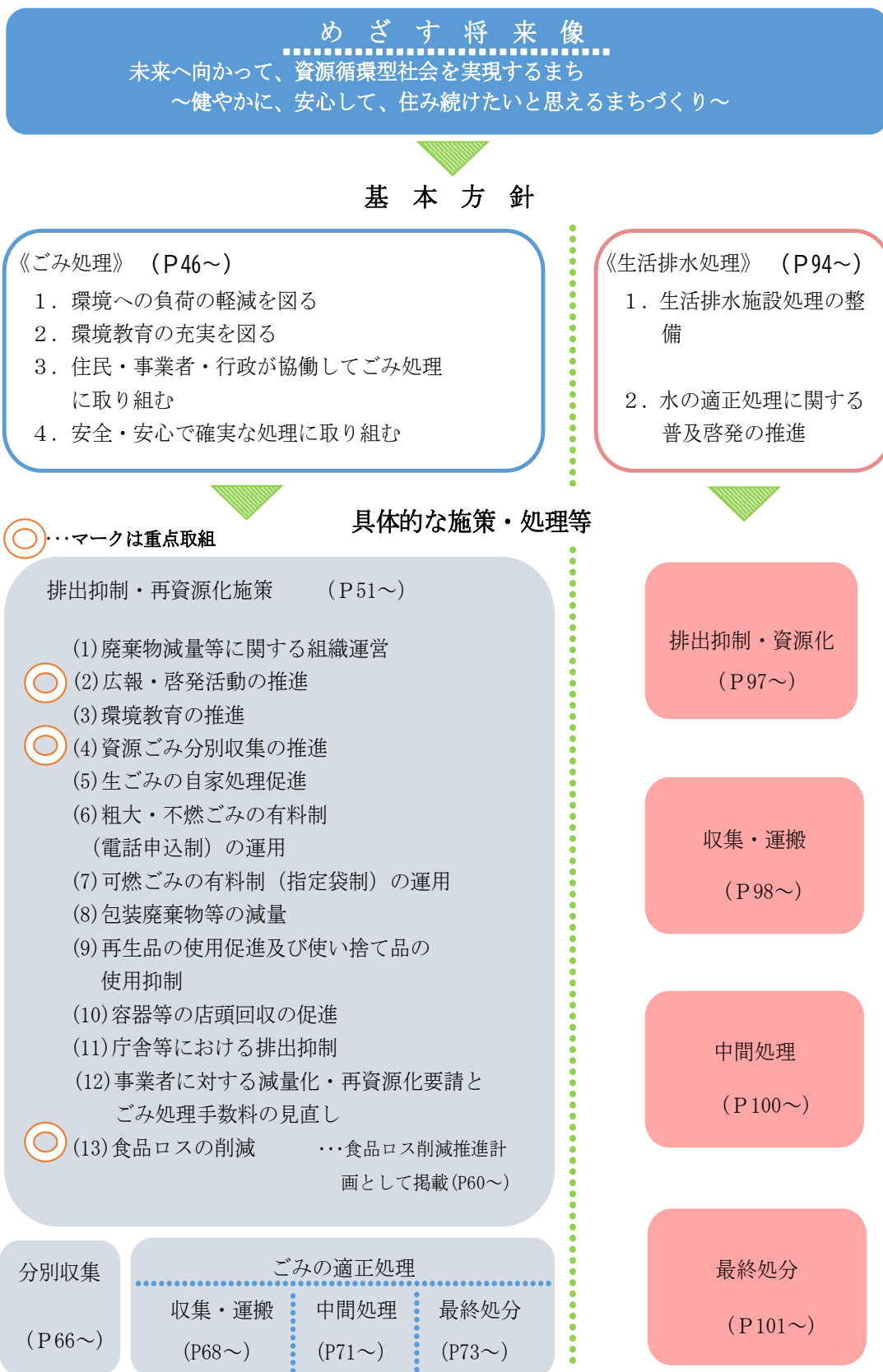


図 1-4-1 各主体の連携・協働のイメージ

### 3. 施策の体系



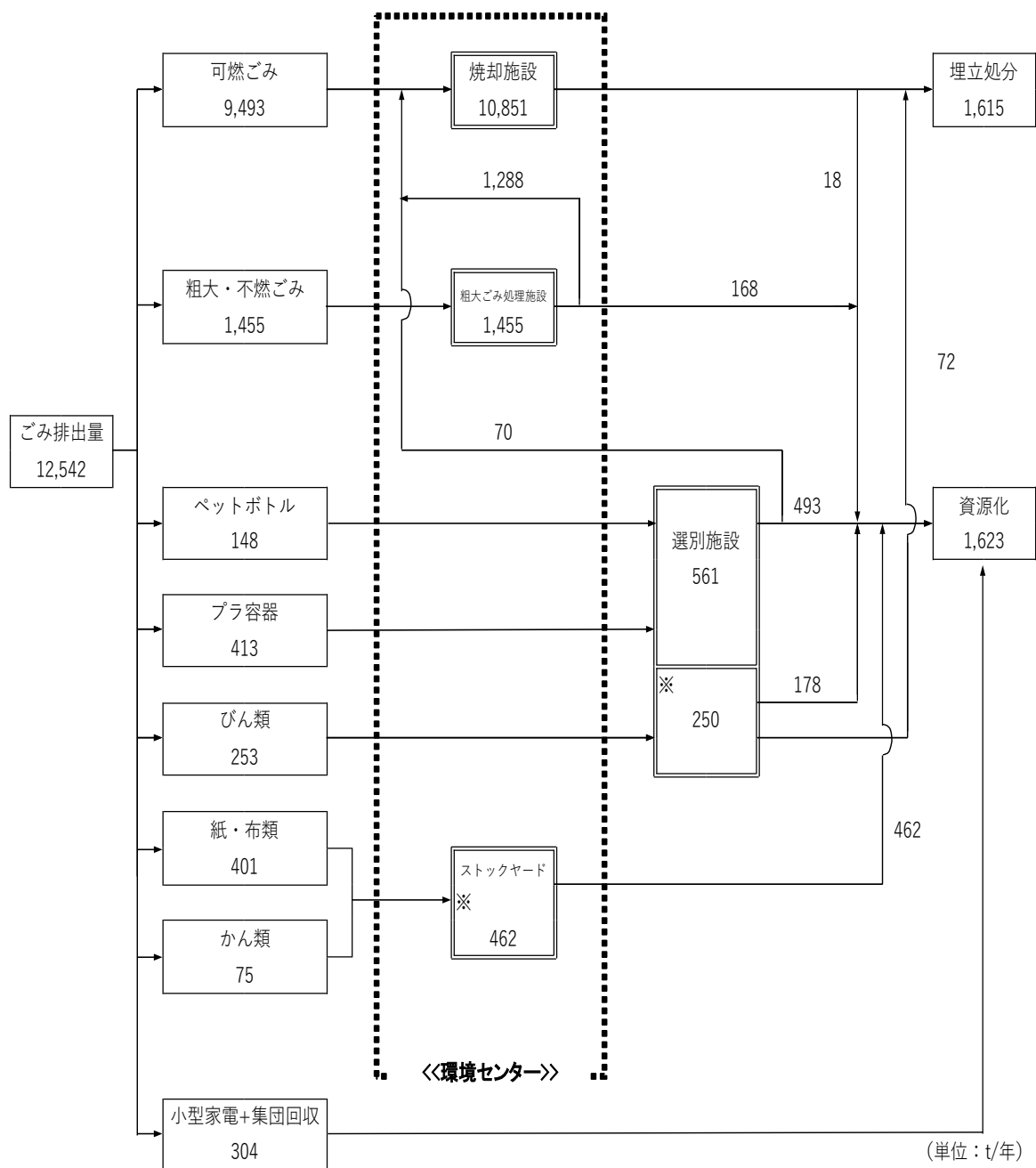


## 第2章 ごみ処理の状況

### 第1節 ごみ排出の状況

#### 1. ごみ処理の体系

本町におけるごみ処理フローは、図2-1-1に示すとおりである。



※ 搬入時と搬出時における計量誤差や混載搬入による未計量分による誤差により収支不整合となっている。  
本計画全般にわたって、記載する図表等のデータについては、小数点以下の端数処理の関係で内訳と合計が合わないことがある。

図2-1-1 ごみ処理フロー（令和4年度）

## 2. 計画収集人口及びごみ排出量の推移

本町では、行政区域内全域を計画収集区域としていることから、計画収集人口は行政区域内人口と同値である。表2-1-1に本町の計画収集人口及びごみ排出量の推移を示す。

表2-1-1 計画収集人口及びごみ排出量の推移

			年度	実績					
				H30	R1	R2	R3	R4	
人口（3月末時点）			人	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903	
排出量	家庭系	可燃ごみ	t/年	6,776	6,576	6,545	6,466	6,237	
			g/人・日	425.0	412.2	414.3	411.8	398.3	
		資源ごみ	かん類	t/年	64	62	69	69	64
				g/人・日	4.0	3.9	4.4	4.4	4.1
			びん類	t/年	265	252	257	251	239
				g/人・日	16.6	15.8	16.3	16.0	15.3
			紙類・衣類	t/年	303	313	379	404	372
				g/人・日	19.0	19.6	24.0	25.7	23.8
			ペットボトル	t/年	128	130	138	144	142
				g/人・日	8.0	8.1	8.7	9.2	9.1
	プラスチック製 容器包装	t/年	391	394	418	422	413		
		g/人・日	24.5	24.7	26.5	26.9	26.4		
	小型家電	t/年	1	2	2	2	1		
		g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
	資源ごみ小計			t/年	1,152	1,153	1,263	1,292	1,231
				g/人・日	72.3	72.2	79.9	82.3	78.6
粗大・不燃ごみ			t/年	1,694	1,355	1,591	1,447	1,270	
			g/人・日	106.2	84.9	100.7	92.2	81.1	
計			t/年	9,622	9,084	9,399	9,205	8,738	
			g/人・日	603.5	569.4	595.0	586.2	558.0	
資源ごみ除く計			t/年	8,470	7,931	8,136	7,913	7,507	
			g/人・日	531.2	497.1	515.1	504.0	479.4	
事業系	可燃ごみ	t/年	3,381	3,401	3,242	3,289	3,256		
		g/人・日	212.0	213.2	205.2	209.5	207.9		
	資源ごみ	かん類	t/年	15	11	11	11	11	
			g/人・日	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	
		びん類	t/年	19	18	15	15	14	
			g/人・日	1.2	1.1	0.9	1.0	0.9	
		紙類・衣類	t/年	29	37	27	31	29	
			g/人・日	1.8	2.3	1.7	2.0	1.9	
		ペットボトル	t/年	12	6	4	5	6	
			g/人・日	0.8	0.4	0.3	0.3	0.4	
資源ごみ小計			t/年	75	72	57	62	60	
			g/人・日	4.7	4.5	3.6	3.9	3.8	
粗大・不燃ごみ			t/年	453	193	194	202	185	
			g/人・日	28.4	12.1	12.3	12.9	11.8	
小計			t/年	3,909	3,666	3,493	3,553	3,501	
			g/人・日	245.2	229.8	221.1	226.3	223.6	
環境センター搬入量計			t/年	13,530	12,748	12,890	12,756	12,238	
			g/人・日	848.5	799.1	816.0	812.4	781.5	
集団回収			t/年	634	521	375	394	303	
			g/人・日	39.7	32.7	23.7	25.1	19.3	
ごみ総排出量			t/年	14,165	13,271	13,267	13,152	12,542	
			g/人・日	888.4	831.8	839.9	837.6	800.9	
			t/日	38.8	36.3	36.3	36.0	34.4	

## (1) 家庭ごみ

### 1) 可燃ごみ

平成 21 年 4 月の有料化（指定袋制）の導入及びそれに伴う住民意識の高揚により概ね減少傾向を示していたものの、令和元年度から令和 3 年度にかけて横ばい、令和 4 年度微減となっている。平成 30 年度と比較して、令和 4 年度は 539 t 減（8.0%減）の 6,237 t となっている。

### 2) 資源ごみ

平成 21 年 4 月のプラスチック製容器包装の分別収集開始に伴い増加したが、その後は緩やかな減少傾向を示していたものの、コロナ禍の影響からか、令和 2 年度から微増傾向となっている。平成 30 年度と比較して令和 4 年度は 79 t 増（6.9%増）となっている。

#### ①かん類

減少傾向が続いていたが、令和元年度から横ばいとなっている。平成 30 年度と比較して、令和 4 年度は増減無しとなっている。

#### ②びん類

かん類同様減少傾向を示していたものの、令和元年度から令和 3 年度まで横ばいで、令和 4 年度に、また、減少に転じている。平成 30 年度と比較して、令和 4 年度は 26 t 減（9.8%減）となっている。

#### ③紙類・衣類

他類と同様減少傾向を示していたが、令和元年度から 3 年度まで増加している。令和 4 年度は微減であり、平成 30 年度と比較して、69 t 増（22.8%増）となっている。

#### ④ペットボトル

増加傾向にあり、令和 4 年度は平成 30 年度と比較して 14 t 増（10.9%増）の 142t/年となっている。

#### ⑤プラスチック製容器包装

概ね横ばいとなっていたが、令和元年度から 3 年度にかけて増加し、令和 4 年度は 413t/年、平成 30 年度と比べて 22 t 増（5.6%増）となっている。

#### ⑥小型家電

平成 26 年度より小型家電の拠点回収を実施しており、毎年約 1～2 t/年となっている。

### 3) 粗大・不燃ごみ

横ばい傾向にあったが、平成 30 年度に台風 21 号の影響で増加し、その後減少傾向に転じている。令和 4 年度は若干減少した。令和 4 年度は 1,270t/年、平成 30 年度と比べて 424

t 減 (25.0%減) となっている。

4) 家庭ごみ排出原単位 (この表では集団回収量を除いて算出した一人一日当たりの家庭ごみ排出量)

排出原単位についてみると、令和4年度は558.0g/人・日であり、平成30年度(603.5g/人・日)と比べて45.5g/人・日減(7.5%減)となっている。

## (2) 事業系ごみ

### 1) 可燃ごみ

令和4年度は3,256t/年、平成30年度と比べて125t減(3.7%減)となっている。多少の増減は見受けられるが、概ね横ばいの状況である。

### 2) 資源ごみ

横ばい状況から減少傾向である。平成30年度と比べて、令和4年度は15t減(20.0%減)となっている。

### 3) 粗大・不燃ごみ

令和4年度は平成30年度と比べて268t減(59.2%減)である。平成30年台風21号の影響とみられる。平成29年度実績206tと比べると21t減(10.2%減)となっている。台風の影響とみられる増減はあるものの、概ね横ばいの状況である。

## (3) 集団回収ごみ

集団回収によるごみの量については、各自治会単位で選出いただいている廃棄物減量等推進員の方から回収量等の情報を収集している。主にかん類、紙類・衣類等の資源ごみが自治会単位で回収されているが、年々減少傾向にあり、平成30年度と比較して331t減(52.2%減)となっている。特にコロナ禍においては、感染防止のため集団回収活動を自粛していたことが影響していると思われる。

## 3. ごみの性状

環境センターにおける過去5年間のごみ質の性状推移を表2-1-2に、三成分の推移を図2-1-2に低位発熱量を図2-1-3に示す。

低位発熱量は、5年間の平均がおよそ8,200kJ/kgで、年度によって多少の増減は見られるが、比較的安定している。

令和4年度における種類組成に関しては、紙・布類が40.9%と最も多く、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の26.4%となっている。

表 2-1-2 ごみ質の性状の推移

		H30	R1	R2	R3	R4
種類組成	紙・布類	39.1%	40.0%	45.4%	38.1%	40.9%
	ビニール等	23.7%	28.5%	25.2%	22.5%	26.4%
	木・竹・わら	23.8%	13.8%	13.5%	21.9%	17.9%
	厨芥類	4.6%	9.3%	8.1%	7.9%	5.8%
	不燃物	3.5%	4.4%	2.3%	4.4%	3.6%
	その他	5.4%	4.1%	5.7%	5.5%	5.6%
三成分	水分	47.8%	47.4%	51.6%	50.4%	47.3%
	灰分	8.0%	7.9%	6.2%	7.3%	7.1%
	可燃分	44.3%	44.8%	42.2%	42.3%	45.6%
低位発熱量		8,243kJ/kg	8,504kJ/kg	7,584kJ/kg	8,001kJ/kg	8,660kJ/kg

注) 低位発熱量とは、ごみの保有する発熱量で、環境センターでは約4,000～10,000 kJ/kg の範囲で対応できるように設計している。

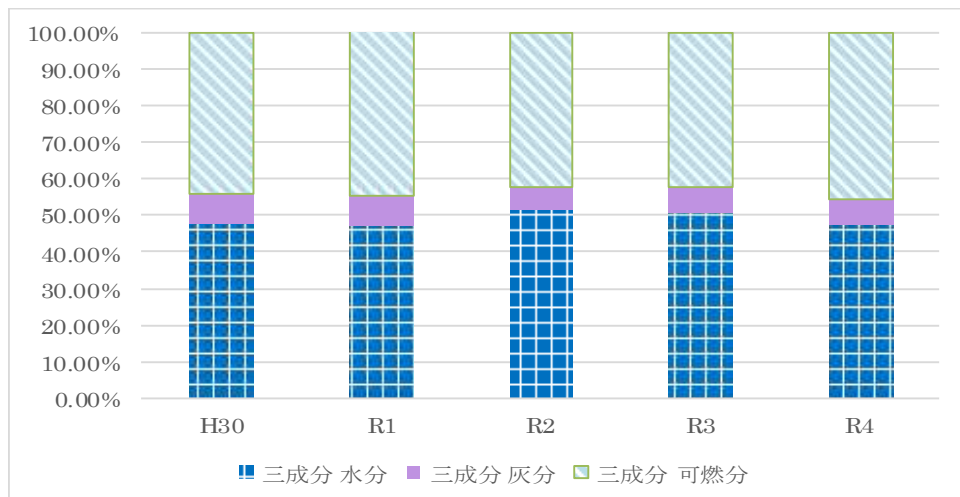


図 2-1-2 三成分の推移

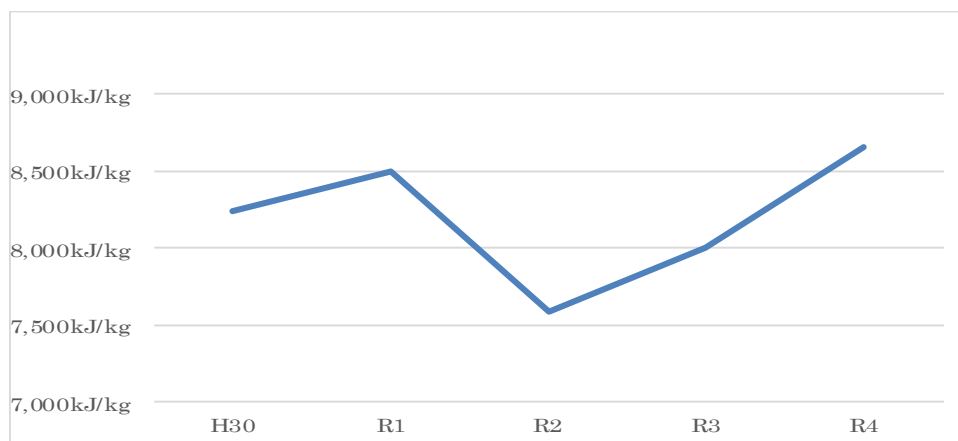


図 2-1-3 低位発熱量の推移

## 第2節 ごみの排出抑制・資源化の状況

### 1. 資源ごみ分別収集

本町では、表2-2-1に示すとおり、かん類、びん類、紙類、衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電の7区分10分別収集を行っている。また、排出者（住民・事業者）により環境センターへ直接搬入されるごみについても収集ごみ同様の分別区分により持ち込まれている。

資源ごみの収集実績については、表2-2-2に示すとおりである。

表2-2-1 資源ごみの分別区分

資源物の分別区分	ごみの種類
1. かん類	①空き缶（一斗缶までの大きさ） びんのふた（金属製）
2. びん類	②空きびん（割れたびんも対象）
3. 紙類	③新聞、④本、⑤ダンボール ⑥紙パック（中にアルミ箔のついていないもの）
4. 衣類	⑦古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
5. ペットボトル	⑧ペットボトル
6. プラスチック製容器包装	⑨ポリ袋、トレイ類、パック類、カップ類 発泡スチロール類、ネット類、ボトル類等
7. 小型家電	⑩携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具 ノートパソコン等

表 2-2-2 資源ごみ分別収集量の実績

			年度	実績					
				H30	R1	R2	R3	R4	
人口（3月末時点）			人	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903	
排出量	家庭系	資源ごみ	かん類	t/年	64	62	69	69	64
				g/人・日	4.0	3.9	4.4	4.4	4.1
			びん類	t/年	265	252	257	251	239
				g/人・日	16.6	15.8	16.3	16.0	15.3
			紙類・衣類	t/年	303	313	379	404	372
				g/人・日	19.0	19.6	24.0	25.7	23.7
			ペットボトル	t/年	128	130	138	144	142
				g/人・日	8.0	8.1	8.7	9.2	9.1
	プラスチック製容器包装	t/年	391	394	418	422	413		
		g/人・日	24.5	24.7	26.5	26.9	26.3		
	小型家電	t/年	1	2	2	2	1		
		g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
	資源ごみ小計	t/年	1,152	1,153	1,263	1,292	1,231		
		g/人・日	72.2	72.3	80.0	82.3	78.6		
	事業系	資源ごみ	かん類	t/年	15	11	11	11	11
				g/人・日	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7
			びん類	t/年	19	18	15	15	14
				g/人・日	1.2	1.1	0.9	1.0	0.9
			紙・衣類	t/年	29	37	27	31	29
				g/人・日	1.8	2.3	1.7	2.0	1.9
ペットボトル	t/年	12	6	4	5	6			
	g/人・日	0.8	0.4	0.3	0.3	0.4			
資源ごみ小計	t/年	75	72	57	62	60			
	g/人・日	4.7	4.5	3.6	3.9	3.8			
資源ごみ量計			t/年	1,227	1,225	1,320	1,354	1,291	
			g/人・日	77.0	77.0	83.6	86.2	82.4	
集団回収			t/年	634	521	375	394	303	
			g/人・日	39.8	32.7	23.7	25.1	19.3	
資源化物量			t/年	1,861	1,746	1,695	1,748	1,594	
			g/人・日	116.7	109.4	107.3	111.3	101.8	
ごみ総排出量			t/年	14,165	13,271	13,267	13,152	12,542	
			g/人・日	888.4	831.9	839.9	837.6	800.9	
			t/日	38.8	36.3	36.3	36.0	34.4	
再生利用率（資源化率）			%	13.1	13.2	12.8	13.3	12.7	

## 2. 生ごみの堆肥化による減量

本町では、生ごみの自家処理への関心を高めるとともにごみの減量化と再資源化を図ることを目的として「生ごみ処理機等購入費補助制度」（補助上限額 20,000 円）を実施しており、補助実績を表 2-2-3 に示す。

表 2-2-3 生ごみ堆肥化容器の購入補助実績

年度	申請件数 (件)	交付金額 (円)	設置基数 (基)		
			コン ポスト	生ごみ 処理機	合計
H30	7	71,993	5	4	9
R1	7	94,172	2	5	7
R2	12	140,235	3	9	12
R3	14	156,583	9	7	16
R4	18	226,587	6	12	18
計	58	689,570	25	37	62

注) コンポストは、1 申請につき最大 2 基まで設置可能なため、申請件数と設置基数は異なる。

## 3. 空き缶等回収活動

本町では、美しいまちづくり条例に基づき、環境美化及びリサイクルの促進といった観点から、空き缶等回収活動補助金交付要綱を設け、町内の公共の場所に散乱する空き缶等を回収する事業に対して補助金を交付している。空き缶等回収活動補助金交付要綱の概要を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 空き缶等回収活動に対する補助金の概要

補助の対象	空き缶等回収活動を実施する団体であらかじめ空き缶等回収活動補助金団体登録申請書及び空き缶等回収活動実施計画書を提出し、町長が認める団体とする。
補助金額	(1) 空き缶（アルミ缶、スチール缶）については、50 個 1 袋を 1 単位として 120 円とする。 (2) 空き瓶（色つき、色なし等）については、50 個 1 袋を 1 単位として 120 円とする。



#### 4. 中間処理施設における資源回収

環境センターに搬入された粗大・不燃ごみは、粗大ごみ処理施設での中間処理段階において、鉄類、アルミ類を回収している。また、資源ごみとして搬入されたかん類、紙類・衣類、びん類、ペットボトル、及びプラスチック製容器包装についても資源化を行っている。

中間処理施設（委託処理を含む）における資源化量の推移は、表 2-2-5 に示すとおりであり、過去 5 年間における資源化率については、ほぼ横ばいの状況である。

表 2-2-5 資源化量の推移

(t/年)

		H30	R1	R2	R3	R4
環境センター搬入量		13,529	12,748	12,889	12,756	12,238
資源 化 物	鉄類	208	188	238	210	177
	アルミ類	27	29	8	7	6
	廃電線	7	0	12	3	3
	スチール缶	52	53	54	50	45
	アルミ缶	0	0	29	29	33
	ペットボトル	127	125	132	138	138
	プラスチック製容器包装	338	366	384	390	355
	びん類	193	198	182	188	178
	紙類・衣類	366	381	413	424	384
	新聞	95	83	65	58	54
	本	55	66	105	109	107
	段ボール	121	134	131	147	129
	衣類	92	96	111	109	94
紙パック	3	2	1	1	0	
合計		1,318	1,340	1,452	1,439	1,319
資源化率		9.8%	10.6%	11.3%	11.3%	10.8%

※ R2 よりかん類は直接資源化を行いスチール缶とアルミ缶の分別を実施。

### 第3節 収集・運搬の状況

#### 1. 計画収集区域

本町の計画収集区域は、行政区域内全域を対象としている。

#### 2. 収集対象ごみ

本町では、表 2-3-1 に示すとおり、ごみを 11 区分（家電リサイクル対象品のうち小売業者の引取義務外品を含む。）に分別して収集している。なお、排出段階で紙類は、新聞、本、ダンボール、紙パックの 4 種類に分別して収集している。

収集対象外ごみとしては、バイク、タイヤ、ドラム缶等の適正処理困難物及び家電リサイクル法指定品目であるテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（小売業者の引取義務外品は除く。）を指定している。また、個別のリサイクル方法のあるパソコンなど（小型家電に該当するノートパソコンは除く。）も対象外とする。

表 2-3-1 収集対象ごみ

分別区分		ごみの種類
①可燃ごみ		台所の生ごみ、その他燃えるごみ
資源ごみ	②かん類	空き缶、びんのふた（金属製）
	③びん類	空きびん
	④紙類	新聞、本、ダンボール、紙パック
	⑤衣類	古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
	⑥ペットボトル	ペットボトル
	⑦プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（発泡トレイ、プラスチック製ボトル類含む）
	⑧小型家電	携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具、ノートパソコン等
	⑨家電リサイクル対象品 （小売業者の引取義務外品のみ）	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機で小売業者の引取義務外品※
⑩粗大ごみ		家具類、家電製品（家電リサイクル法指定品目を除く）、その他（自転車、傘、木等）
⑪不燃ごみ		せともの類、ガラス類、その他（スプーン、包丁等）

※小売業者の引取義務外品とは、購入した小売業者が廃業したり、贈答品で小売業者が分からなかったり、引っ越しをして小売業者が遠方となったり、購入した事業者へ引取りを依頼することが現実的に困難な家電。

### 3. 収集・運搬の方法

本町における収集・運搬体制の現状は表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 ごみの収集・運搬体制の現状

区 分		収 集 頻 度	主 体	収 集 方 式
家庭系ごみ	可燃ごみ	週 2 回	委託	ステーション
	資源ごみ (プラスチック製容器包装)	週 1 回		
	資源ごみ (小型家電)	常時	直営	拠点回収
	資源ごみ (家電義務外品)	随時	直営・委託	原則戸別収集
	資源ごみ (上記以外)	月 2 回	委託	ステーション
	粗大・不燃ごみ (小型不燃ごみ)	常時	直営	拠点回収
	粗大・不燃ごみ (全般)	電話申込	委託	原則戸別収集
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	許可	個別収集
	資源ごみ			
	粗大・不燃ごみ			
直接搬入ごみ		随時	排出者	—

### 4. 収集・運搬の実績

本町における収集・運搬の実績は、表 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-3 収集・運搬の実績

(t/年)

		H30	R1	R2	R3	R4
委託収集	可燃ごみ	6,510	6,263	6,227	6,169	5,966
	資源ごみ	1,134	1,149	1,242	1,272	1,219
	粗大ごみ	44	50	57	55	52
	合計	7,688	7,462	7,526	7,496	7,237
許可業者収集	可燃ごみ	2,123	2,069	1,853	1,891	1,892
	資源ごみ	41	31	25	27	25
	粗大ごみ	422	83	83	67	60
	合計	2,586	2,183	1,961	1,985	1,977
直営収集	可燃ごみ	425	386	375	406	401
	資源ごみ	32	38	30	34	28
	粗大ごみ	300	64	54	49	62
	合計	757	488	459	489	491
直接搬入		2,499	2,615	2,944	2,786	2,533
合計		13,530	12,748	12,890	12,756	12,238

## 第4節 中間処理の状況

### 1. 中間処理施設の概要

本町の中間処理施設である環境センターの概要を表2-4-1に示す。

環境センターは、平成4年度に可燃ごみ処理能力82t/日（41t/16h×2炉）として運転を開始したが、平成11年2月からは間欠運転から連続運転に変更し、また、ダイオキシン類関連の法令等改正に対応すべく平成12年5月～平成13年7月に排ガス系統を改造し、平成13年8月からは排ガスの高度処理を行っている。

同センター内に併設している粗大ごみ処理施設では、粗大・不燃ごみの破碎・選別処理を行っている。

表2-4-1 中間処理施設の概要

名称	熊取町環境センター
所在地	熊取町大字久保2983番地の1
可燃ごみ処理	炉形式：全連続燃焼式流動床炉 処理能力：61.5t/24h 1炉
粗大ごみ処理	処理方式：併用方式 処理能力：16t/5h
資源ごみ処理	鉄分磁選機：処理能力 4.5t/5h アルミ選別機：処理能力 2.5t/5h
竣工	H4年3月（H13年7月改造工事完了）

### 2. 中間処理の方法

可燃ごみは、環境センターに搬入された後、焼却処理により、減量化、減容化を図っている。

粗大・不燃ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理した後、鉄、アルミの有価物を資源再生業者に引き渡し、破碎残渣は環境センターで焼却処理または最終処分場で埋立処分している。

びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、資源再生業者へ引き渡し、業者の選別施設で資源化を図っている。なお、選別後の残渣は、環境センターで焼却処理または最終処分場で埋立処分している。

かん類、紙類・衣類は、環境センター内で一旦貯留し、資源再生業者に引き渡し、資源化を図っている。なお、選別後の残渣は、環境センターで焼却処理している。

### 3. 中間処理量の実績

本町の中間処理量の実績は、表2-4-2及び表2-4-3に示すとおりである。

表 2-4-2 焼却処理の実績

( t / 年 )

項目		H30	R1	R2	R3	R4
焼却対象物	可燃ごみ	10,156	9,978	9,787	9,753	9,490
	破碎残渣	1,951	1,369	1,551	1,449	1,288
	選別残渣	67	39	44	45	70
	焼却合計	12,174	11,386	11,382	11,247	10,848
焼却残渣		864	957	1,004	998	982
割合 (%)		7.1%	8.4%	8.8%	8.9%	9.1%
不燃残渣		601	537	595	592	561
割合 (%)		4.9%	4.7%	5.2%	5.3%	5.2%
鉄類		21	19	24	21	18
割合 (%)		0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

表 2-4-3 焼却以外の中間処理の実績

( t / 年 )

			H30	R1	R2	R3	R4	
粗大ごみ処理施設	処理量	かん類	78	72	—	—	—	
		粗大・不燃ごみ	2,147	1,548	1,785	1,649	1,456	
		計	2,225	1,620	1,864	1,729	1,530	
	処理内訳	資源物		273	251	234	199	168
		鉄類		187	169	214	189	159
		アルミ類		27	29	8	7	6
		廃電線		7	0	12	3	3
スチール缶		52	53	0	0	0		
アルミ缶		0	0	0	0	0		
破碎残渣		1,951	1,369	1,551	1,449	1,288		
選別施設	処理量 (プラ類)		532	530	560	573	563	
	処理内訳	資源物	465	491	516	528	493	
		ペットボトル	127	125	132	138	138	
		プラ製容器包装	338	366	384	390	355	
	選別残渣		67	39	44	45	70	
	処理量 (びん類)		280	271	267	265	250	
	処理内訳	資源物		193	198	182	188	178
びん類		193	198	182	188	178		
選別残渣		87	73	85	77	72		
ストックヤード施設	資源物 (古紙類)		366	381	413	424	384	
	資源物内訳	新聞	95	83	65	58	54	
		本	55	66	105	109	107	
		段ボール	121	134	131	147	129	
		衣類	92	96	111	109	94	
	紙パック		3	2	1	1	0	
	資源物 (かん類)		0	0	83	79	78	
処理内訳	スチール缶	0	0	54	50	45		
	アルミ缶	0	0	29	29	33		

#### 4. 中間処理施設の適正な維持管理

中間処理施設である環境センターでは、稼働開始より30年経過し設備の老朽化が一定進行していることから、長寿命化総合計画及び長期維持補修計画表に基づいた大規模修繕を計画的に実施している。また、設備の定期点検整備は年2回実施し不具合箇所を早期に発見し対処することで安定的な運営に努めているほか、施設の運営に携わらない第三者機関による3年に一度の精密機能検査を実施することで客観的な設備の状況や耐用度合を把握し長期的な修繕計画に反映している。また、排ガスや焼却残渣等の分析を定期的に測定し適正な維持管理を行っている。

#### 5. 維持管理における測定結果

本町では、法定等により定められている各種測定を適正に実施している。この測定結果の一部を抜粋し排ガス中のダイオキシン類濃度、水銀濃度の測定結果を表2-4-4に示す。なお、水銀濃度の測定は平成30年度より義務化されたものである。

表 2-4-4 排ガス測定結果（抜粋）

年度	測定年月日	ダイオキシン類 濃 度	水銀濃度 (ガス状+粒子状)
		ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	μg/m <sup>3</sup> N
H30	H30.7.25	0.26	0.21
	H30.9.13		0.3
	H30.12.21	0.082	0.17
	H31.2.27		6.5
R1	R1.6.20	0.38	0.47
	R1.9.12		1.9
	R1.12.5	0.37	18
	R2.2.12		7
R2	R2.7.2	0.20	0.54
	R2.9.16		0.38
	R2.12.17	0.16	0.96
	R3.2.22		0.22
R3	R3.6.18	0.098	<0.06
	R3.9.30		2.8
	R3.12.17	0.40	0.81
	R4.2.25		0.52
R4	R4.6.24	0.15	0.15
	R4.9.15		0.34
	R4.12.16	0.19	0.25
	R5.2.17		0.34

※排出基準値：ダイオキシン類 5 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

全水銀 50 μg/m<sup>3</sup>N

## 第5節 最終処分状況

本町では、中間処理後の焼却残渣及び不燃残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場にて、委託による埋立処分を行っている。

本町における最終処分量の実績を表 2-5-1 に示す。

表 2-5-1 最終処分量の実績

単位：t/年

	H30	R1	R2	R3	R4
焼却残渣	864	957	1,004	998	982
不燃残渣	601	537	595	592	561
資源化 不適合物	87	73	85	77	72
計	1,552	1,567	1,684	1,667	1,615

注) 資源化不適合物とは、資源再生業者からの返送される残渣。

## 第6節 ごみ処理経費

過去5年間における本町のごみ処理経費の推移は、表2-6-1に示すとおりである。令和3年度以降は、増加傾向にある。また、一般廃棄物処理事業実態調査（令和3年度実績）から算定される一人あたりのごみ処理経費の全国平均が約17,000円/人であるのに対して、本町においては、平成30年度が約15,000円/人（＝656,129千円÷43,685人）、令和4年度が約17,800円/人（＝761,582千円÷42,903人）となっている。

表2-6-1 ごみ処理経費の推移

単位：千円

区 分		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
人口（3月末時点）単位：人		43,685	43,589	43,277	43,018	42,903	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	
		最終処分場	400	4,335	1,004	710	898
		その他	0	0	0	0	0
	調査費	56	26	16	8	0	
組合分担金		1,349	3,718	1,447	8,478	14,214	
小 計		1,805	8,079	2,467	9,196	15,112	
処理及び維持管理費	人件費		137,340	141,228	150,389	173,347	160,519
	処理費	収集運搬費	12,578	10,780	9,278	10,179	18,712
		中間処理費	224,138	264,974	243,236	272,186	302,122
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	213,332	185,476	186,850	187,751	192,156
		中間処理費	44,918	49,231	45,828	46,277	50,597
		最終処分費	15,249	15,446	16,465	16,032	15,398
		その他	64	0	0	0	54
	組合分担金		0	0	88	0	0
調査費研究費		0	0	0	0	0	
小 計		647,619	667,135	652,134	705,772	739,558	
その他		6,705	5,926	8,206	6,191	6,912	
合 計		656,129	681,140	662,807	721,159	761,582	

注) 処理費における収集・運搬費は、直営収集に関連する費用であり、委託による収集・運搬費は、委託費の中に含む。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票

※人口については、3月末実績より



## 第7節 前計画の実施状況

前計画における廃棄物減量等施策の実施状況については、表 2-7-1 (P27) に示す。

ごみ処理基本計画は5つの基本方針を定め、その基本方針に基づいて排出抑制・再資源化・適正処理・天然資源の消費抑制・環境負荷低減に関する施策を展開した。

5つの基本方針ごとに実施状況を示す。

### 1. 環境への負荷の軽減を図る

#### 【方針】

ごみの発生が少なくリサイクルの進んだ社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り少なくした循環型社会形成の推進に向けた施策を展開する。

#### 【実施状況】

##### (1) 環境フェスティバル

平成13年度から「環境展」として開催をはじめ、平成25年度に「環境フェスティバル」に名称変更しながら、毎年実施してきたイベントである（令和2年度・令和3年度は、コロナ禍の影響を受け中止）。このイベントでは、町内事業者や各種団体の協力を得ながら、環境に関する様々な取組みを行っている。

主に、廃棄家具・中古自転車の譲渡会やフリーマーケットなどのリユース体験、町内各小中学校の生徒が描いた環境に関するポスターの掲示や、環境に関するセミナー、電気自動車の展示など、ごみ削減のための「4R」や「地球温暖化対策」等、広く環境について考えてもらうきっかけとなるような内容で、工夫しながら実施してきた。毎年度、約1,000人を超える集客があり、誰もが気軽に参加できるものとなっている。

	H30	R1	R2	R3	R4
環境フェスティバル	1,400	1,400	中止	中止	1,000

 (単位：人)

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

##### (2) くまとりプラスチックごみゼロ宣言

平成31年1月に大阪府と大阪市は、G20大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び令和7年(2025年)大阪・関西万博の開催地としてSDGs先進都市を目指し、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行った。本町もその趣旨に賛同し、平成31年2月「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」を行い、3Rにリフューズを加えた4R運動の更なる推進を表明した。

### (3) 気候非常事態宣言

近年、全世界で発生する極端な気象を引き起こす気候変動問題は、全世界的な課題であるとともに、人々の安全な生活が脅かされる大きな問題となっている。

平成30年7月には西日本を中心に甚大な被害をもたらした「西日本豪雨」が発生し、また、同年9月には本町でも台風21号による大きな被害が生じた。

こういった状況を受け、本町は地球温暖化による気候変動への対策に注力して、SDGsが目指す『持続可能な社会』を実現するため、気候非常事態であることを宣言した。

宣言には、気候変動の非常事態に関する住民への周知啓発に努めるとともに、4Rの啓発・教育に積極的に取り組み、併せて海洋汚染原因となるプラスチックごみの抑制に努めるとともに、脱炭素社会を目指して、二酸化炭素の抑制に取り組むことを表明している。

### (4) 熊取町エコプロジェクト

「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」及び令和元年10月に施行された「食品ロスの削減に関する法律」に基づきプラスチックごみや食品ロスの削減に関して、様々な取組を実施してきたが、より一層効果的に効率的に進められるよう「熊取町エコプロジェクト」を策定した。これにより、プラスチックごみ対策及び食品ロス削減対策を進めている。

### (5) 再生可能エネルギー導入戦略及び熊取町地球温暖化対策実行計画

地球温暖化の抑制、脱炭素社会の実現に向けて、令和5年3月に、「再生可能エネルギー導入戦略及び熊取町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定、並びに「同計画（事務事業編）」の見直しを行った。

この計画等に基づき、令和5年度は町民・町内事業者に対し、脱炭素に向けた行動変容につながるような周知・啓発に取り組むとともに、その中で、広報くまとりや町ホームページはもちろんのこと、町主催の環境イベントや脱炭素に関する特設サイトの開設などにも取り組んでいる。

## 2. 4 Rを基調とした施策を進める

### 【方針】

リフューズ（発生抑制）、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「4 R」を中心に更なるごみの減量化・再資源化を促進し、適正なごみの処理体制の構築を図る。

### 【実施状況】

#### (1) 不燃ごみ拠点回収

住民の利便性向上のため、電話等事前申し込み制度を維持しつつ、平成26年4月から役場と駅下にぎわい館で小型不燃ごみの回収受付開始。

その後、指定ごみ袋等取扱店に協力の可否を伺い、賛同を得た3店舗（義本回正堂、腕野商店、南川食料品店）で平成29年4月から追加受付開始。

#### (2) 使用済小型電子機器等（小型家電）回収

平成26年7月から平成27年3月末までは、環境省による「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」に参加し実施。平成27年4月以降は本町の事業として引き続き実施。

公共施設（役場、図書館、煉瓦館、ひまわりドーム、駅下にぎわい館、環境センター）に回収ボックスを設置し回収。

#### (3) 事業系一般廃棄物の減量に関する計画書等提出依頼

事業系一般廃棄物の排出量が特に多い事業者に対して、ごみの減量化、再資源化への取り組みを進めている。多量排出事業者は、ごみの排出量が平均3,000kg/月または45リットル袋500個/月以上の事業者が該当する。

#### (4) 町職員による資源ごみ抜き取り対策

資源ごみの抜き取り情報のある地域で、収集前の資源ごみに啓発チラシを貼付し、資源ごみ収集前にパトロールすることによって、抜き取り行為者に直接注意する。実施は不定期で、年数回。

#### (5) リユース食器の利用

町のイベントである環境フェスティバルにおいてリユース食器を利用することにより、参加者にごみの発生抑制、資源の再利用の重要性について、周知する機会としている。

表 2-7-1 廃棄物減量等施策実施状況

	H26	H27	H28	H29
環境への負荷の軽減を図る	11月/環境フェスティバル	11月/環境フェスティバル	11月/環境フェスティバル	11月/環境フェスティバル
4Rを基調とした施策を進める	4月/小型不燃ごみ拠点回収開始(2か所) 5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼 7月/使用済小型電子機器等回収開始	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼 6月/町職員による資源ごみ抜き取りパトロール開始	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	4月/小型不燃ごみ拠点回収3店舗追加 5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼
環境教育の充実を図る	6月/環境教育セミナー 8月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル	6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル	6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル	6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー・井戸端セミナー 11月/環境フェスティバル
住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む	7月/第4期廃棄物減量等推進員委嘱式(48名) 10月/廃棄物減量等推進員視察研修	7月/廃棄物減量等推進員研修会	7月/第5期廃棄物減量等推進員委嘱式(48名) 3月/廃棄物減量等推進員視察研修	資源ごみ抜き取り防止パトロール開始 4月/小型不燃ごみ拠点回収3店舗追加 4月/自治会主導指定袋による粗大・不燃拠点回収実施 6月/「都市鉱山から作る!みんなのメダルプロジェクト」参加 7月/廃棄物減量等推進員研修会
安全・安心で確実な処理に取り組む	10月/長期維持補修計画表更新	12月/長期維持補修計画表更新	3月/長期維持補修計画表更新	

H30	R1	R2	R3	R4
11月/毎週月曜日は食べマンデー周知開始 12月/全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会参画 11月/環境フェスティバル 2月/くまとりプラスチックごみゼロ宣言	7月/おおさかプラスチック対策推進ネットワーク参画 11月/環境フェスティバル	5月/気候非常事態宣言・エコプロジェクト策定 10月/熊取町後援名義等承認事務取扱要綱変更 2月/「食べきり、食材使い切りレシピ」熊取版の完成		6月/公共施設給水機設置（7か所） 11月/環境フェスティバル 3月/地球温暖化対策実行計画策定
5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	4月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼
6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル 11月/環境家族講座	6・7月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー・井戸端セミナー 11月/環境フェスティバル	7・11・12月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー	7・8月/環境教育セミナー	6・7月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル
7月/第6期廃棄物減量等推進員委嘱式（47名） 3月/廃棄物減量等推進員視察研修	7月/廃棄物減量等推進員研修会	7月/第7期廃棄物減量等推進員委嘱式（47名） 10月/公共施設でのフードドライブの実施	7月/廃棄物減量等推進員研修会 11月/mottECO食べきり協力店制度の創設	7月/第8期廃棄物減量等推進員委嘱式（47名） 3月/廃棄物減量等推進員視察研修
11月/長期維持補修計画表更新	7月/災害廃棄物処理計画策定モデル事業ワーキング会議開始 8月/災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結（大栄環境（株）） 11月/長期維持補修計画表更新 2月/長寿命化総合計	11月/長期維持補修計画表更新 3月/災害廃棄物処理計画骨子案作成	1月/長期維持補修計画表更新 3月/災害廃棄物処理計画策定	10月/長期維持補修計画表更新

### 3. 環境教育の充実を図る

#### 【方針】

住民一人ひとりが、ごみを減らす工夫に心掛け、生活様式、活動様式等を見直す等、ごみ問題に対する住民意識を高め、「もったいない」の意識や自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、情報の提供や環境教育の充実を図る。

#### 【実施状況】

##### (1) 環境教育セミナー

環境教育の推進について、特に将来を担う子ども世代から、ごみの減量化やリサイクル、地球環境等に関する教育を進めることにより、将来にわたって環境意識が根付き、子どもを通じてあらゆる世代にその意識が広がると期待されるため、町立5小学校の4年生を対象に環境教育セミナー（「やってみよう！ゴミの出し方・減らし方」～今日からめざそう！エコライフ～）を実施している。

	H30	R1	R2	R3	R4
環境教育セミナー	393	439	392	395	401

(単位：人)

##### (2) 環境セミナー

将来を担う子ども世代から、ごみの減量化やリサイクルに対する意識を高め、ものの大切さや地球環境を大切にすることを育むため、環境セミナーを開催している。特定非営利法人グリーンパーク熊取の皆さん協力のもと、小学生を対象に夏休みの宿題としていただけるよう、牛乳パックを利用した貯金箱作りなどを実施した。また、同伴された保護者の方には、ごみの減量化や分別、「4R」の取組、及び地球温暖化対策としての省エネ対策などのセミナーを行い、ごみの問題を身近な問題として考えてもらう機会としている。

	H30	R1	R2	R3	R4
環境セミナー（子ども）	36	26	中止	中止	7
（保護者）	19	23			6

(単位：人)

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

##### (3) 井戸端セミナー

住民のみなさんが主催する集会や学習会などへ町職員が出かけ、日常生活の中で、知りたい・学びたいと思う事業や施策についてセミナーを開催し、興味のあるテーマを選択できるようにしている。

《環境課講座メニュー》

- ごみの減量化・リサイクル ～4つの {R} でごみを減らそう～
- ごみの分け方・出し方について ～ごみの分別方法と出し方について～
- カーボンニュートラルに向けて ～熊取町の地域温暖化対策にはどんなものがあるの  
だろう？また、わたしたちが出来ることってなんだろう～

《環境センター講座メニュー》

- 熊取町のごみ処理 ～ごみ処理とごみの資源化～

4. 住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む

【方針】

生産から流通、消費、廃棄に至るまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的なごみ処理を進めるため、住民や事業者、そして町それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で協働して積極的に取り組む。

特に、町として、住民や事業者の模範となるよう公共施設ごみの排出抑制・再資源化に取り組む。

【実施状況】

(1) 廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）

廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持等を、町と連携しながら地域ぐるみで推進するため、自治会ごとに1～2名設置。毎年、廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持等に関する研修会があり、2年に1度は視察研修がある。

	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	
廃棄物減量等推進員	47	48	47	47	47	
研修会	19	22	書面開催	20	24	(単位:人)
視察	20	—	中止	中止	7	
アンケート（集団回収実施自治会数:前年度実績）	29	29	27	27	29	(単位:団体)

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 環境美化強化月間・路上喫煙禁止街頭啓発キャンペーン

本町では、「大阪でいちばんきれいなまちをめざして」を合言葉に様々な取り組みをしており、平成26年度からは、熊取駅周辺地域、夢広場及び町道熊取駅前線等を路上喫煙禁止区域に指定し、職員・安全パトロール隊によるポイ捨てに対するパトロール、指導を実施している。

また、環境美化月間である5月と11月に、くまとり美しいまちづくり推進委員と町職員で、町道熊取駅前線等の路上喫煙禁止区域の清掃活動や熊取駅での街頭啓発キャンペーンを実施している。

	H30	R1	R2	R3	R4
ポイ捨てパトロール	79	76	55	64	46
駅前清掃活動(5月)	32	47	中止	中止	中止
(11月)	30	39	中止	中止	21

(単位：人)

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 安全・安心で確実な処理に取り組む

### 【方針】

住民の安全・安心に関する意識が高まっていること等を踏まえ、安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するための取り組みを進める。排出されるごみは、極力資源化や減量化・減容化等を図ることを念頭におき、ごみの種類に応じた効率的かつ適正な処理・処分に取り組む。

### 【実施状況】

#### (1) 中間処理施設に係る計画等

環境センターでは、老朽化した設備の長寿命化が大きな課題であることから、大規模修繕を合理的に行い安全かつ安定的な運営と修繕費用の平準化を目的とした「環境センター長期維持補修計画表」を作成している。また、令和2年2月には、環境センターの個別施設計画となる「環境センター長寿命化総合計画」を策定した。

#### (2) 災害廃棄物等の処理に関する基本協定

平成30年台風21号により発生した大量の災害廃棄物を迅速に受け入れ、円滑な処理・処分を完遂した大栄環境株式会社と、災害及び不測の事態が発生し熊取町で処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、災害時における協力に関する協定を令和元年8月に締結した。

#### (3) 災害廃棄物処理計画

発生が予想される大規模災害により、広範囲の建物被害によるがれきや片付けごみ、避難所からのごみ・し尿などの廃棄物が大量に発生したことを想定し、それらの廃棄物と通常発生する廃棄物を生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化を図りながら円滑な処理を推進するため「熊取町災害廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定した。



## 第8節 前計画目標の達成度

前計画における目標達成度を表 2-8-1 に示す。

表 2-8-1 前計画目標達成度

項目		単位	基準値	目標値	状況	達成度
			H24	R5	R4	R4実績
家庭ごみ	排出原単位	g/人・日	619.0	594.2	577.3	102.9%
事業系ごみ	発生量	t/年	3,178	2,987	3,501	82.8%
公共施設ごみ	発生量	t/年	561	499	492	101.4%
再生利用	再生利用率 (資源化率)	%	16.0	16.0	12.7	79.4%
ごみ総排出量	原単位	g/人・日	848.8	819.8	800.9	102.3%

注) 項目中、家庭ごみ排出原単位とは、家庭ごみ集団回収量を含んで算出した一人一日当たりの排出量。

注) 項目中、再生利用率(資源化率)は、家庭ごみ集団回収量を含む。

注) 項目中、ごみ総排出量は、家庭ごみ集団回収量を含むごみ排出量(家庭ごみ、事業系ごみ、公共施設ごみ、集団回収量)合計。

原単位とは、一人一日当たりの排出量。

令和4年度の家庭ごみ排出原単位は令和5年度目標を2.9ポイント上回っている。

令和4年度の事業系ごみの発生量は令和5年度目標を17.2ポイント下回っている。

令和4年度の公共施設ごみ発生量は令和5年度目標を1.4ポイント上回っている。

令和4年度の再生利用率は令和5年度目標の20.6ポイント下回っている。

令和4年度のごみ排出量合計の原単位は令和5年度目標を2.3ポイント上回っている。

## 第9節 課題の抽出・検討

第1節から第8節までの状況を踏まえ、本計画の目標達成に係る課題として、以下の事項が考えられる。

### 1. 発生・排出における課題

#### (1) 家庭ごみへの対応

##### ① 広報・啓発活動の推進

ごみの排出抑制や再資源化の促進においては、排出者のごみ問題に関する意識や排出マナーを向上させることが重要である。令和4年度における家庭ごみの排出原単位の目標達成度が102.9%、同じく再生利用率の目標達成度が79.4%となっている。このため、次に掲げる事項のうち、とりわけリサイクルや分別等の資源化に関する事項について特に重点的に広報啓発する必要がある。

○ごみの発生抑制やリサイクル（脱炭素社会の実現に向けて）

○ごみの分別区分・分別基準（新区分・新基準を含む。）

○分別排出の徹底（資源ごみ抜き取り防止対策を含む。）

○生ごみ処理機等購入費補助制度

○地域における集団回収の推奨

○食品ロスの抑制

○プラスチック使用製品廃棄物への取り組み

○特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止

○不法投棄の防止（ポイ捨て禁止を含む。）

○新たなリサイクル施策の取り組み

##### ② 環境教育の推進

ごみの排出抑制等の施策を推進していくためには、住民の協力が必要不可欠であり、分別やリサイクルに対する住民一人ひとりの理解を促す必要がある。このため、ごみ処理を含め環境問題に関する学習機会を継続して創出する必要がある。

##### ③ ごみ処理有料化後の対応

平成19年10月の粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の導入に引き続き、家庭可燃ごみについても、平成21年4月から有料制（指定袋制）をスタートし、制度の中心的な目的であるごみの減量化が継続的に果たされているが、今後についてもその状況を見極めていく必要がある。

## (2) 事業系ごみへの対応

本町では、ごみ処理量の約30%を事業系ごみが占めており、近年では、3,000～3,100 t/年程度で横ばい状態である。令和4年度における事業系ごみ発生量の目標達成度が82.8%であることを踏まえ、今後も減量化・再資源化への取り組みが必要となっている。

とりわけ、事業系一般廃棄物の排出量が特に多い事業者に対しては、引き続き事業系一般廃棄物の減量に関する計画書等の提出を依頼し、これによりごみの減量化、再資源化の必要性、事業者としての責務について理解を促す。

## (3) 公共施設ごみの抑制

公共施設ごみについては、ごみ処理量に占める割合は約4%程度と大きくはない。また令和4年度における公共施設ごみ発生量の目標達成度が101.4%と目標を達成している。

公共施設については、これまで町民や事業者の模範となるべく、個別の目標を設定していたが、公共施設の雑木の伐採作業を、経費節減のため委託から直営に切り替えたことによるごみの増加分を含んでも目標が達成できていることから、一定その役割は達成したと考え、今後は、公共施設も1事業所として事業系の内数の中で管理していく。

## 2. 収集・運搬における課題

### (1) 分別収集の適正化及び拡大検討

本計画における再生利用率（資源化率）の令和4年度実績における目標達成度は、集団回収量の大幅な減少などにより79.4%となっており、再生利用率（資源化率）向上に向けた具体的な検討を行う必要がある。

一方、平成26年4月からは、条例により町が指定する者以外の者による資源ごみの収集運搬を禁止したことから、資源ごみの抜き取り防止対策としてパトロールを実施している。

今後も、排出者（住民）による資源ごみ分別が適正に継続できるよう、引き続き廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）と連携しながら、制度の普及PRに努める必要がある。また、リサイクルについては、中国の資源ごみ輸入禁止や欧州・米国のプラスチック製品の製造禁止などの世界的な流れの中で、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことから、国内の再資源業の動向を注視しながら、適宜、適切な処理を検討する必要がある。

また、「その他紙製容器包装」の資源ごみ収集については、適切な時期に効果的な導入ができるよう引き続き検討する必要がある。

## (2) 合理的、効率的な収集・運搬体制の整備

ごみの発生・排出状況及び処理処分方法に即した住民サービスの適正化及び処理コストの分析等を通じて、合理的、効率的な収集・運搬体制の整備を図る必要がある。

なお、その間、家庭ごみについては、環境保全・公衆衛生の観点から、安定した収集・運搬が必要であるため、継続して現状の収集・運搬方法を実施していく。また、高齢者の粗大ごみ排出サポート事業については、支援が必要な高齢者が今後も増加していくと見込まれることから、引き続き継続して実施していく。

## 3. 中間処理における課題

### (1) 環境センターの施設能力の維持

第4節でも述べたとおり、中間処理施設である環境センターは、平成4年から稼働を開始し30年が経過する老朽化が進んだ施設である。この施設の長寿命化を図っていくためには、計画的な大規模修繕の実施や1年を通して実施している定期点検整備などを適正に進めていく必要がある。また、ごみ処理広域化に伴う新ごみ処理施設整備事業の進捗状況によっては、長期的な維持補修計画を柔軟に見直し適正な維持管理により施設の能力維持に努めていく必要がある。

### (2) 新ごみ処理施設整備事業の推進

新ごみ処理施設の整備については、国の方針でもある広域処理を推進し、より効率的なごみ処理を実施する観点から、近隣の泉佐野市、田尻町との広域処理を目指すべく平成29年度より協議を進めてきているところであり、令和5年において施設整備基本設計を策定し、環境影響評価等を実施している段階である。

今後も引き続き関係市町間での協議を重ね、新施設建設に係る費用、スケジュールなどの内容精査を進め、合理的かつ効率的に事業推進していく必要がある。

### (3) スtockヤードの効率的運用検討

資源ごみを再資源化するためには、環境センターのストックヤードで、資源化物を品目毎に一時貯留する必要がある。今後も、循環型社会の推進の観点から資源ごみの分別区分が増えた場合や情勢の変化に対応した施設管理が必要である。

#### (4) 粗大ごみのリユース方法の検討

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行い、鉄・アルミ等の再資源化を図っているが、ごみの減量化・再資源化の観点からも、粗大ごみを再生・再利用することは有効であると考えられ、平成20年度から再使用できる粗大ごみを譲渡する「リユース品提供事業」を開始している。今後も更なる取り組みの検討が必要である。

#### (5) 適正処理困難物等への対応方法の検討

廃タイヤ等の適正処理困難物、特別管理一般廃棄物、有害ごみ等は、環境センターでの適正な中間処理が困難であるため、実際の処理については、製造業者や販売店に協力を求める等、処理ルートの整備・確保についての情報を常に更新し、周知に努める必要がある。

また、推進している新ごみ処理施設整備事業において、どのように対応するかの検討が必要である。

### 4. 最終処分における課題

焼却残渣及び不燃残渣は埋立処分する必要があるが、現在、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託して処分しているが、当然、埋立容量に限りがあることから、ごみの排出抑制・再資源化の促進等、最終処分量の低減に努める必要がある。また、近年、埋立物については含有成分の搬入基準を遵守するよう厳しく求められていることから、この基準を満たす必要がある。

### 5. その他の課題

#### (1) ごみ処理経費の低減策の検討

ごみ処理事業は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に行われるが、多額の費用を要することから、広域化によるごみ処理経費の効率化に取り組むことに加え、収集・運搬から中間処理、最終処分に至る各段階において、ごみ処理経費の低減を念頭においた効率的なシステムについて日々研究する必要がある。

#### (2) ボランティアの育成及び地域との連携

ごみの排出抑制や再資源化を促進するためには、排出者の意識や排出マナーの向上を図ることが重要である。

本町では、既に、廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）制度を平成20年度から立ち上げ、地域におけるごみ減量化や分別排出の促進を、推進員と町とが連携しながら進めているとこ

ろであり、今後においても当該取り組みを継続し、ごみ減量化をはじめとした諸課題に対応していく必要がある。

### (3) 魚あら（魚腸骨）の処理について

卸売市場や小売店等で発生する魚の内臓、骨、皮などの不可食部分については、市町村が統括的処理責任を有する事業系一般廃棄物であるが、水分が多く腐敗が早く悪臭を放つため、市町村の清掃工場での焼却処分が困難であることから、昭和62年度に大阪府と府内の市町村で魚腸骨処理対策協議会を設置した。平成6年度からは、大阪府や各市町村の負担金で、民間事業者へ共同処理委託を実施した。

平成31年度からは排出事業者負担へ移行したが、適正な処理が安定して行われていることから、協議会を廃止し、令和6年度からは大阪府と各市町村で後継組織を設置し、魚あら処理の状況や公害防止措置状況など、情報共有を行っていくこととなっている。

## 6. ごみ処理の評価

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月改訂：環境省）では、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方として、「市町村は、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により公表するものとする。」としている。よって、一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度実績版）を使用して、点検・評価を行った。偏差値によるレーダーチャートを図2-9-5に示す。

### (1) 廃棄物の発生〔偏差値 52.6/評価：ほぼ平均〕

人口一人一日当たりごみ総排出量は0.835kg/人・日であり、類似市町村間の平均0.895kg/人・日と比較するとほぼ平均的な水準である。

### (2) 再生利用〔偏差値 45.8/評価：ほぼ平均〕

廃棄物からの資源回収率は0.139t/tであり、類似市町村間の平均0.173t/tと比較するとほぼ平均的な水準である。

### (3) 最終処分〔偏差値 45.6/評価：ほぼ平均〕

廃棄物のうち埋立処分される割合は0.127t/tであり、類似市町村間の平均0.097t/tと比較するとほぼ平均的な水準である。

#### (4) 費用対効果

- ・人口一人当たり年間処理経費〔偏差値 49.5/評価：ほぼ平均〕

人口一人当たり年間処理経費は16,561円/人・年であり、類似市町村間の平均16,177円/人・年と比較するとほぼ平均的な水準である。

- ・最終処分減量に要する費用〔偏差値 47.4/評価：ほぼ平均〕

最終処分減量に要する費用は60,427円/tであり、類似市町村間の平均52,565円/tと比較するとほぼ平均的な水準である。

※ 偏差値が65以上で「優れている」、55以上65未満で「やや優れている」、45以上55未満で「ほぼ平均」、35以上45未満で「やや劣っている」、35未満で「劣っている」と取り組みを評価した。

# 標準的な指標 1 (偏差値によるレーダーチャート)

市町村名	大阪府熊取町	人口	43,148		人
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	98.4%	Ⅲ次人口比率
類型都市の概要		都市形態	町村		
		人口区分	自己設定		
		産業構造	5000人以上～50000人未満 考慮していない		

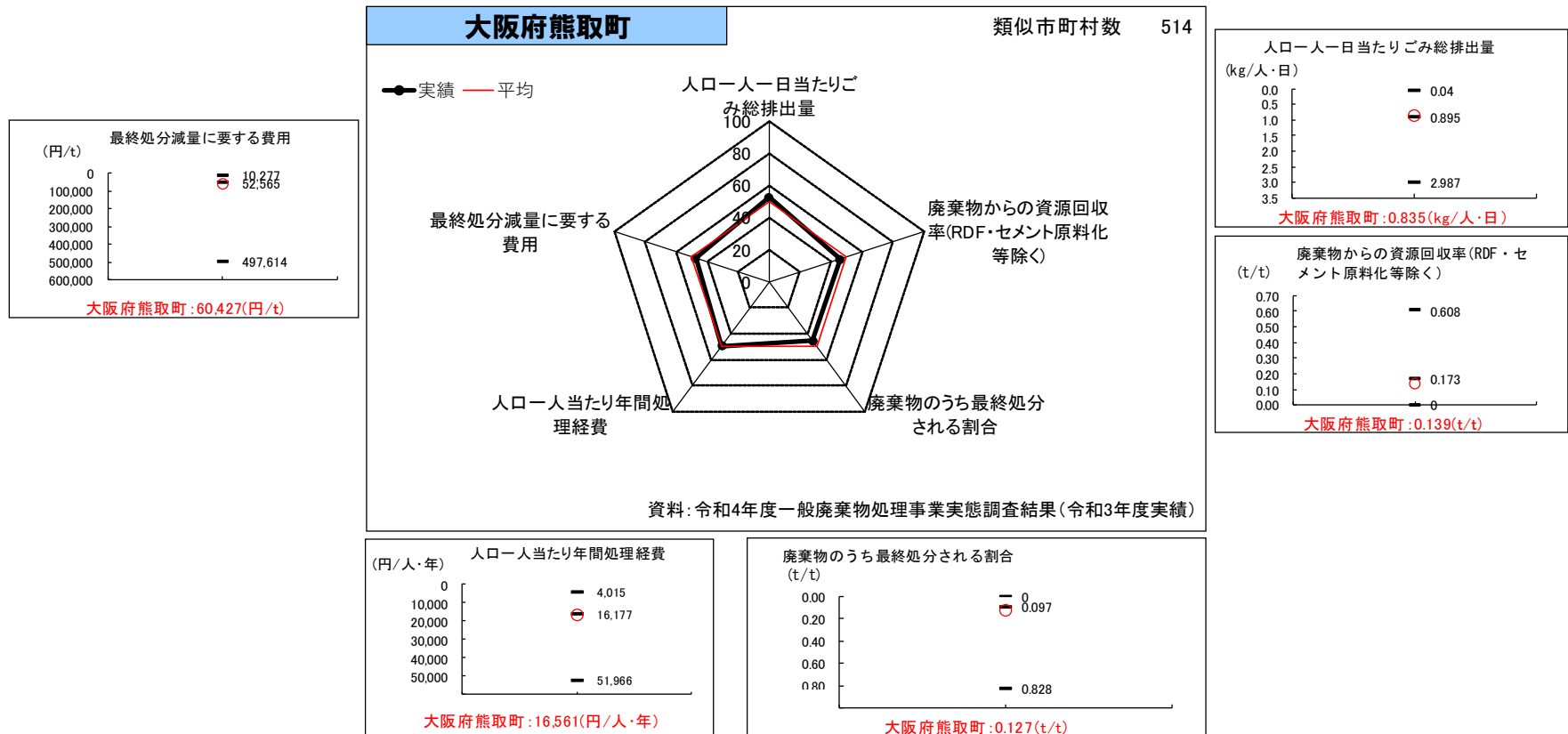


図2-9-5 偏差値によるレーダーチャート



### 第3章 ごみ量の予測

#### 第1節 将来人口の予測

##### 1. 行政区域内人口の予測

行政区域内人口の予測にあたっては、国立社会保障人口問題研究所の推計（平成30年3月推計、以下「新社会人研推計」という。）を本町の人口推計ベースとして採用し、令和7年度の人口を41,789人、令和12年度の人口を39,803人として将来のまちづくりの総合指標との整合を図るものとする。

新社会人研推計に基づく行政区域内人口の予測結果を表3-1-1に示す。

表3-1-1 行政区域内人口（計画収集人口）の予測結果

単位：人

年度	人口
H30	43,685
R 1	43,589
R 2	43,277
R 3	43,018
R 4	42,903
R 5	42,404
R 6	42,097
R 7	41,789
R 8	41,392
R 9	40,995
R 10	40,598
R 11	40,201
R 12	39,803
R 13	39,363
R 14	38,923
R 15	38,483

注) 実績は年度末の人口（平成30～令和4年度は実績）  
新社会人研推計は10月1日時点の人口

## 2. 計画収集人口の予測

本町では、計画収集区域が行政区域全域となっていることから、

計画収集人口＝行政区域内人口

とする。

## 第2節 ごみ排出量の予測

### 1. 予測方法

ごみ量の将来予測は原則として過去5年間（平成30年度～令和4年度）の実績値を用いることとしていたが、新ごみ処理施設建設に向けた協議（泉佐野市、田尻町、泉佐野市田尻町清掃施設組合）では、過去9年間の実績値を用いているため、この値を用いる。実績値の変動が激しいものは、実状を勘案して将来値を設定するものとする。

### 2. 家庭ごみ排出原単位の予測

#### (1) 予測項目

排出原単位（1人1日あたりの平均排出量：g/人・日）の実績値を用いて、以下の9項目について予測を行う。

- 可燃ごみ
- かん類
- びん類
- 紙・衣類
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装
- 小型家電
- 粗大・不燃ごみ
- 集団回収量

なお、集団回収量実績値については、廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）集団回収量報告（アンケート結果）を採用する。

## (2) 予測手順

新ごみ処理施設建設に係る協議により、ごみの区分ごとに、過去9年の実績を勘案し、排出原単位に置き換えた上で予測を行う。

## 3. 事業系ごみ量の予測

### (1) 予測項目

排出原単位（1人1日あたりの平均排出量：g/人・日）の実績値を用いて、家庭ごみ同様、小型家電等を除く6項目について予測を行う。

### (2) 予測手順

新ごみ処理施設建設に係る協議により、家庭ごみ同様、ごみの区分ごとに、過去9年の実績を勘案し、排出原単位に置き換えた上で予測を行う。

## 4. ごみ排出量の比較

以上で予測したごみ排出原単位に計画収集人口を乗じた家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量について、現行体制を踏襲した場合の予測結果を表3-2-1に、減量化・再資源化施策を展開した場合の予測結果を表3-2-2に示す。

なお、考慮した減量化・再資源化施策は以下のとおり。

### ○ 家庭系ごみの減量化

ごみの発生抑制・分別排出の徹底

### ○ 資源ごみの分別拡大

プラスチック使用製品廃棄物の資源ごみ分別は、安定的・効率的にできるよう広域化関係市町と実施に向けて協議する。また、その他紙製容器包装の資源ごみ分別については、安定的・効率的な処理ルート確保を前提として、適切な時期に実施できるよう検討する。

### ○ 事業系ごみの減量化

発生源における排出抑制の徹底

多量排出事業者の取り組み

※多量排出事業者：前年度におけるごみの排出量が1月あたり平均3,000キログラムまたは45リットル袋500個以上の事業者  
多量排出事業者は、町にごみの減量化計画書を提出している。

表 3-2-1 ごみ排出量の予測結果（現行体制を踏襲した場合）

住民基本台帳令和5年3月末人口 実績 ← → 推計

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
人口		(人)	44,284	44,063	43,948	43,917	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903	42,404	42,097	41,789	41,392	40,995	40,598	40,201	39,803	39,363	38,923	38,483	
排出量	可燃ごみ	(t/年)	6,905	6,872	6,761	6,833	6,776	6,576	6,545	6,466	6,237	6,169	6,044	5,937	5,819	5,717	5,585	5,470	5,356	5,252	5,121	5,005	
		(g/人・日)	427.2	427.3	421.5	426.3	425.0	413.3	414.3	411.8	398.3	397.5	393.4	389.3	385.1	381.0	376.9	372.8	368.7	364.6	360.4	356.3	
	資源ごみ	かん類	(t/年)	73	74	69	68	64	62	69	69	64	65	64	64	63	63	62	61	61	60	59	59
			(g/人・日)	4.5	4.6	4.3	4.2	4.0	3.9	4.4	4.4	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
		びん類	(t/年)	290	292	284	276	265	252	257	251	239	251	249	247	244	243	240	237	235	233	230	227
			(g/人・日)	17.9	18.1	17.7	17.2	16.6	15.8	16.3	16.0	15.3	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
		紙類・衣類	(t/年)	253	277	270	258	303	313	379	404	372	411	430	450	470	491	510	531	551	573	591	612
			(g/人・日)	15.6	17.1	16.8	16.1	19.0	19.6	24.0	25.7	23.7	26.5	28.0	29.5	31.1	32.8	34.4	36.2	38.0	39.8	41.6	43.5
		ペットボトル	(t/年)	108	117	121	122	128	130	138	144	142	135	134	133	132	131	129	128	127	126	124	122
			(g/人・日)	6.7	7.3	7.5	7.6	8.0	8.1	8.7	9.2	9.1	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
	プラスチック製 容器包装	(t/年)	391	400	387	380	391	394	418	422	413	410	406	403	399	396	391	388	384	380	375	371	
		(g/人・日)	24.2	24.8	24.1	23.7	24.5	24.7	26.5	26.9	26.3	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	
	小型家電	(t/年)	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		(g/人・日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	資源ごみ小計		(t/年)	1,115	1,160	1,132	1,105	1,152	1,153	1,263	1,292	1,231	1,273	1,284	1,298	1,309	1,325	1,333	1,346	1,359	1,373	1,380	
			(g/人・日)	69.0	71.9	70.6	68.9	72.2	72.3	80.0	82.3	78.6	82.0	83.6	85.1	86.6	88.3	90.0	91.7	93.5	95.3	97.1	
	粗大・不燃ごみ		(t/年)	973	1,050	1,034	960	1,694	1,355	1,591	1,447	1,270	1,162	1,151	1,142	1,131	1,124	1,110	1,099	1,088	1,079	1,064	
			(g/人・日)	60.2	65.1	64.5	59.9	106.2	84.9	100.7	92.2	81.1	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	
	計		(t/年)	8,993	9,082	8,927	8,898	9,622	9,084	9,399	9,205	8,738	8,604	8,479	8,377	8,259	8,166	8,028	7,915	7,803	7,704	7,565	
			(g/人・日)	556.4	563.2	556.5	555.1	603.4	569.4	595.0	586.3	558.0	554.4	551.8	549.2	546.6	544.2	541.8	539.4	537.1	534.7	532.5	
資源ごみ除く計		(t/年)	7,878	7,922	7,795	7,793	8,470	7,931	8,136	7,913	7,507	7,331	7,195	7,079	6,950	6,841	6,695	6,569	6,444	6,331	6,185		
		(g/人・日)	487.4	491.2	485.9	486.2	531.2	497.1	515.1	504.0	479.4	472.4	468.3	464.1	460.0	455.9	451.8	447.7	443.6	439.4	435.4		
事業系ごみ	可燃ごみ	(t/年)	3,351	3,428	3,495	3,397	3,381	3,401	3,242	3,289	3,256	3,139	3,108	3,085	3,056	3,035	2,997	2,968	2,938	2,914	2,873		
		(g/人・日)	207.3	212.5	217.9	211.9	212.1	213.2	205.3	209.4	208.0	202.3	202.3	202.3	202.3	202.3	202.3	202.3	202.3	202.3			
	かん類	(t/年)	20	20	17	16	15	11	11	11	11	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14		
		(g/人・日)	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
	びん類	(t/年)	24	24	22	19	19	18	15	15	14	21	20	20	20	20	20	20	19	19	19		
		(g/人・日)	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	0.9	1.0	0.9	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3			
	紙類・衣類	(t/年)	45	44	36	30	29	37	27	31	29	28	27	27	27	27	26	26	26	26	25		
		(g/人・日)	2.8	2.7	2.2	1.9	1.8	2.3	1.7	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8			
	ペットボトル	(t/年)	16	21	22	17	12	6	4	5	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
		(g/人・日)	1.0	1.3	1.4	1.1	0.8	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
資源ごみ計		(t/年)	105	109	97	82	75	72	57	62	60	72	71	70	70	68	68	67	67	65			
		(g/人・日)	6.5	6.8	6.0	5.1	4.7	4.5	3.6	3.9	3.8	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.7				
粗大・不燃ごみ		(t/年)	212	201	189	206	453	193	194	202	185	199	197	196	194	193	190	188	186	185			
		(g/人・日)	13.1	12.5	11.8	12.9	28.4	12.1	12.3	12.9	11.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8				
計		(t/年)	3,667	3,738	3,781	3,685	3,909	3,666	3,493	3,553	3,501	3,410	3,376	3,351	3,320	3,298	3,255	3,224	3,191	3,166			
		(g/人・日)	226.9	231.8	235.7	229.9	245.2	229.8	221.1	226.3	223.6	219.7	219.7	219.7	219.7	219.8	219.7	219.7	219.6				
環境センター搬入量		(t/年)	12,659	12,819	12,707	12,582	13,530	12,748	12,890	12,756	12,238	12,013	11,854	11,727	11,578	11,463	11,282	11,138	10,993	10,869			
		(g/人・日)	783.2	794.9	792.2	784.9	848.5	799.1	816.0	812.4	781.5	774.1	771.5	768.8	766.3	764.0	761.4	759.1	756.7				
集団回収量		(t/年)	725	772	742	697	634	521	375	394	303	316	313	310	307	305	302	299	296	293			
		(g/人・日)	44.9	47.9	46.3	43.5	39.8	32.7	23.7	25.1	19.3	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4				
ごみ総排出量		(t/年)	13,385	13,592	13,450	13,280	14,165	13,271	13,267	13,152	12,542	12,330	12,168	12,038	11,886	11,769	11,585	11,438	11,290	11,163			
		(g/人・日)	828.1	842.8	838.5	828.5	888.3	831.8	839.9	837.6	800.9	794.5	791.9	789.2	786.7	784.4	781.8	779.5	777.1				

表 3-2-2 ごみ排出量の予測結果（減量化・再資源化施策を考慮した場合）

		住民基本台帳令和5年3月末人口										実績 ← → 推計												
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15			
人口		(人)	44,284	44,063	43,948	43,917	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903	42,404	42,097	41,789	41,392	40,995	40,598	40,201	39,803	39,363	38,923	38,483		
排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	(t/年)	6,905	6,872	6,761	6,833	6,776	6,576	6,545	6,466	6,237	5,860	5,469	5,345	5,211	5,094	4,951	4,824	4,699	4,584	4,446	4,323	
			(g/人・日)	427.2	426.1	421.5	426.3	425.0	412.2	414.3	411.8	398.3	377.6	355.9	350.4	344.9	339.5	334.1	328.8	323.5	318.2	313.0	307.7	
		資源ごみ	かん類	(t/年)	73	74	69	68	64	62	69	69	64	65	64	64	63	63	62	61	61	60	59	59
				(g/人・日)	4.5	4.6	4.3	4.2	4.0	3.9	4.4	4.4	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
			びん類	(t/年)	290	292	284	276	265	252	257	251	239	251	249	247	244	243	240	237	235	233	230	227
				(g/人・日)	17.9	18.1	17.7	17.2	16.6	15.8	16.3	16.0	15.3	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
			紙類・衣類	(t/年)	253	277	270	258	303	313	379	404	372	411	675	692	707	724	737	753	769	787	800	815
				(g/人・日)	15.6	17.1	16.8	16.1	19.0	19.6	24.0	25.7	23.7	26.5	44.0	45.3	46.8	48.2	49.8	51.3	52.9	54.6	56.3	58.0
			ペットボトル	(t/年)	108	117	121	122	128	130	138	144	142	135	135	134	133	133	132	131	130	129	128	127
				(g/人・日)	6.7	7.3	7.5	7.6	8.0	8.1	8.7	9.2	9.1	8.7	8.8	8.8	8.8	8.9	8.9	8.9	8.9	9.0	9.0	9.0
	プラスチック製 容器包装	(t/年)	391	400	387	380	391	394	418	422	413	410	433	456	477	499	516	534	551	569	581	595		
		(g/人・日)	24.2	24.8	24.1	23.7	24.5	24.7	26.5	26.9	26.3	26.4	28.2	29.9	31.6	33.3	34.8	36.4	37.9	39.5	40.9	42.4		
	小型家電	(t/年)	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		(g/人・日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	資源ごみ小計	(t/年)	1,115	1,160	1,132	1,105	1,152	1,153	1,263	1,292	1,231	1,273	1,557	1,594	1,625	1,663	1,688	1,717	1,747	1,779	1,799	1,824		
		(g/人・日)	69.0	71.9	70.6	68.9	72.2	72.3	80.0	82.3	78.6	82.0	101.3	104.5	107.6	110.8	113.9	117.0	120.2	123.5	126.6	129.9		
	粗大・不燃ごみ	(t/年)	973	1,050	1,034	960	1,694	1,355	1,591	1,447	1,270	1,162	1,151	1,142	1,131	1,124	1,110	1,099	1,088	1,079	1,064	1,052		
		(g/人・日)	60.2	65.1	64.5	59.9	106.2	84.9	100.7	92.2	81.1	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	74.9	
	計	(t/年)	8,993	9,082	8,927	8,898	9,622	9,084	9,399	9,205	8,738	8,295	8,177	8,081	7,967	7,881	7,749	7,640	7,534	7,442	7,309	7,199		
	(g/人・日)	556.4	563.2	556.5	555.1	603.4	569.4	595.0	586.2	558.0	534.5	532.2	529.8	527.3	525.3	522.9	520.7	518.6	516.6	514.5	512.5			
資源ごみ除く計	(t/年)	7,878	7,922	7,795	7,793	8,470	7,931	8,136	7,913	7,507	7,022	6,620	6,487	6,342	6,218	6,061	5,923	5,787	5,663	5,510	5,375			
	(g/人・日)	487.4	491.2	485.9	486.2	531.2	497.1	515.1	504.0	479.4	452.5	430.8	425.3	419.8	414.4	409.0	403.7	398.3	393.1	387.8	382.7			
事業系ごみ	可燃ごみ	(t/年)	3,351	3,428	3,495	3,397	3,381	3,401	3,242	3,289	3,256	3,139	2,797	2,776	2,750	2,731	2,697	2,671	2,644	2,622	2,586	2,557		
		(g/人・日)	207.3	212.5	217.9	211.9	212.1	213.2	205.3	209.4	208.0	202.3	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0		
	資源ごみ	かん類	(t/年)	20	20	17	16	15	11	11	11	11	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	
			(g/人・日)	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		びん類	(t/年)	24	24	22	19	19	18	15	15	14	21	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	
			(g/人・日)	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	0.9	1.0	0.9	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
		紙類・衣類	(t/年)	45	44	36	30	29	37	27	31	29	28	27	27	27	27	26	26	26	26	25	25	
		(g/人・日)	2.8	2.7	2.2	1.9	1.8	2.3	1.7	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8		
	ペットボトル	(t/年)	16	21	22	17	12	6	4	5	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
		(g/人・日)	1.0	1.3	1.4	1.1	0.8	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
資源ごみ計	(t/年)	105	109	97	82	75	72	57	62	60	72	71	70	70	70	68	68	67	67	65	65			
	(g/人・日)	6.5	6.8	6.0	5.1	4.7	4.5	3.6	3.9	3.8	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6			
粗大・不燃ごみ	(t/年)	212	201	189	206	453	193	194	202	185	199	197	196	194	193	190	188	186	185	182	180			
	(g/人・日)	13.1	12.5	11.8	12.9	28.4	12.1	12.3	12.9	11.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8			
計	(t/年)	3,667	3,738	3,781	3,685	3,909	3,666	3,493	3,553	3,501	3,410	3,065	3,042	3,014	2,994	2,955	2,927	2,897	2,874	2,833	2,802			
	(g/人・日)	226.9	231.8	235.7	229.9	245.2	229.8	221.2	226.3	223.6	219.7	199.5	199.4	199.5	199.5	199.4	199.5	199.4	199.5	199.4	199.5			
環境センター搬入量	(t/年)	12,659	12,819	12,707	12,582	13,530	12,748	12,890	12,756	12,238	11,704	11,241	11,122	10,980	10,874	10,703	10,566	10,430	10,315	10,141	10,000			
	(g/人・日)	783.2	794.8	792.2	784.9	848.6	799.1	816.0	812.4	781.5	754.1	731.6	729.2	726.8	724.7	722.3	720.1	717.9	716.0	713.8	711.9			
集団回収量	(t/年)	725	772	742	697	634	521	375	394	303	316	313	310	307	305	302	299	296	293	289	286			
	(g/人・日)	44.9	47.9	46.3	43.5	39.8	32.7	23.7	25.1	19.3	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4			
ごみ総排出量	(t/年)	13,385	13,592	13,450	13,280	14,165	13,271	13,267	13,152	12,542	12,021	11,555	11,433	11,288	11,180	11,006	10,866	10,727	10,609	10,431	10,287			
	(g/人・日)	828.1	842.8	838.5	828.5	888.3	831.8	839.9	837.6	800.9	774.6	752.0	749.6	747.1	745.1	742.7	740.5	738.4	736.4	734.2	732.4			

## 5. ごみ処理量の予測

排出されたごみは、環境センターへ搬入し、現行体制どおり処理・処分を行うこととする。なお、焼却、破碎選別、選別等の中間処理後の処理内訳は、過去の処理内訳割合の実績を基にして算定するものとする。

以上により算定したごみ処理量の予測結果を表 3-2-3 に示す。

表 3-2-3 ごみ処理量の予測結果

単位：t/年

区分		年度	予測										
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
焼却施設	焼却対象量		10,321	9,577	9,427	9,257	9,116	8,925	8,762	8,597	8,452	8,265	8,102
	可燃ごみ		8,999	8,266	8,121	7,961	7,825	7,648	7,495	7,343	7,206	7,032	6,880
	破碎残渣		1,189	1,177	1,169	1,158	1,151	1,136	1,125	1,113	1,104	1,090	1,078
	選別残渣		133	134	137	138	140	141	142	141	142	143	144
	焼却残渣		891	877	865	852	841	825	812	799	787	772	758
	不燃物残渣		526	518	511	503	497	487	480	472	465	456	448
	鉄類		15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14
粗大施設	破碎選別対象量		1,361	1,348	1,338	1,325	1,316	1,300	1,287	1,274	1,264	1,246	1,232
	粗大・不燃ごみ												
	鉄類・アルミ類・廃電線		142	141	140	139	138	136	134	133	132	129	128
	破碎残渣		1,204	1,192	1,183	1,172	1,164	1,150	1,139	1,127	1,118	1,103	1,091
資源化施設	ストックヤード保管		520	782	799	813	830	840	855	871	888	899	914
	紙類・衣類		439	702	719	734	751	763	779	795	813	825	840
	かん類		80	79	79	78	78	76	75	75	74	73	73
	小型家電		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	選別対象量		553	576	598	618	640	656	673	689	706	717	730
	ペットボトル		143	143	142	141	141	140	139	138	137	136	135
	プラスチック製容器包装		410	433	456	477	499	516	534	551	569	581	595
	資源物		500	521	540	558	578	592	607	623	638	648	659
	ペットボトル		132	132	131	130	130	129	128	128	127	126	125
	プラスチック製容器包装		368	389	409	428	448	463	479	495	511	522	534
	選別残渣		53	55	58	60	62	64	66	66	68	69	71
	ペットボトル		11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10
	プラスチック製容器包装		42	44	47	49	51	53	55	56	58	59	61
	選別対象量		272	269	267	264	263	260	257	254	252	249	246
	びん類		272	269	267	264	263	260	257	254	252	249	246
	資源物		192	190	188	186	185	183	181	179	178	175	173
資源化不適合物		80	79	79	78	78	77	76	75	74	74	73	
埋立	埋立対象量		1,497	1,474	1,455	1,433	1,416	1,389	1,368	1,346	1,326	1,302	1,279
	焼却残渣		891	877	865	852	841	825	812	799	787	772	758
	不燃物残渣		526	518	511	503	497	487	480	472	465	456	448
	資源化不適合物		80	79	79	78	78	77	76	75	74	74	73
環境センター搬入量			11,704	11,241	11,122	10,980	10,874	10,703	10,566	10,430	10,315	10,141	10,000
資源化量			1,369	1,649	1,682	1,710	1,745	1,765	1,791	1,820	1,850	1,865	1,887
集団回収量			316	313	310	307	305	302	299	296	293	289	286
再生利用率（資源化率）（%）			14.0%	17.0%	17.4%	17.9%	18.3%	18.8%	19.2%	19.7%	20.2%	20.7%	21.1%

## 第4章 ごみ処理基本計画

---

### 第1節 基本方針

近年の廃棄物行政における基本政策の一つは、「循環型社会形成の推進」であり、廃棄物等の発生を抑制し、排出された資源物の再利用、再利用困難物の適正処理をより一層計画的に推進し、天然資源の消費抑制、環境負荷への低減を図っていくことが強く求められている。

さらに、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。）において、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の考え方も踏まえ、気候変動対策等の環境的側面をはじめ、経済的側面、社会的側面の統合的な向上という方向性が示されたほか、「多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等の方向が示された。

このような状況の中、本町では地球温暖化による気候変動への対策に注視し、SDGsが目指す「持続可能な社会」の実現に資するため、令和2年5月に「熊取町気候非常事態宣言」を表明し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用の推進、2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすること、また、気候変動の影響に対応でき、災害に強いまちづくりを目指している。

したがって、本町としてもこれらを念頭におき、循環型社会形成を推進するために、以下の4つの基本方針を定めるものとする。

#### <環境への負荷の軽減を図る>

リフューズ（発生抑制）、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「4R」を中心に更なるごみの減量化・再資源化を促進し、適正なごみ処理体制の構築を図る。

また、ごみの発生が少なく質の高いリサイクル（繰り返し再生利用可能な素材へのリサイクル）の進んだ社会と、少ない資源で最低限必要な物が生産され、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会の形成を目指し

ていく。これらの施策は、温室効果ガス排出削減、脱炭素社会の実現にもつながることから本町としても重点的に取り組んで行く。

#### <環境教育の充実を図る>

住民においては、一人ひとりがごみを減らす工夫を心掛け、ライフスタイルを見直し、「もったいない」の意識や自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐことで、ごみ問題に対する意識を高める。また、事業者は事業活動に伴うごみの排出抑制に努めるとともに、技術や人材を活かし、環境教育の一翼を担うことが求められる。

そこで、家庭、地域、学校、職場、その他のあらゆる場において、子どもからシニアまでを含めてライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意欲を高めることができるよう、主体的に環境について学習できる機会を確保していく。

#### <住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む>

生産から流通、消費、廃棄に至るまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的なごみ処理を進めるため、住民や事業者、そして町それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で協働して積極的に取り組み住民や事業者によるごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルを促す。

#### <安全・安心で確実なごみ処理に取り組む>

住民の安全・安心に関する意識が高まっていること等を踏まえ、安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するための取り組みを進める。

特に、災害時においてもごみ処理が継続的かつ確実に実施されることが重要であることから、災害廃棄物処理計画に基づき取り組むとともに、平時より近隣市町や廃棄物に関する関係団体等との協力体制を確立しておく。

また、今後の感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、庁内関係部局や関係団体と連携した事業継続が実施できるよう、平時から緊急時対策の検討や、教育等に取り組んで行く。



以上の基本方針に基づいて、今後、排出抑制・再資源化に関する施策を展開していくものとし、第2章ごみ処理の状況において分析した実績及び第3章ごみ量の予測にて示した結果を踏まえ、この計画の具体的な数値目標を次のとおり定める。

## 数値目標

1. 家庭系ごみ発生量（集団回収量・資源ごみを除いた値）

○382.7g/人・日【令和4年度比 20%削減】

2. 事業系ごみ発生量

○2,802t/年【令和4年度比 20%削減】

3. 再生利用率（資源化率）

○21%【令和4年度実績 13%】

資源化量（集団回収量を含む。）/ごみ総排出量

表 4-1-1 国及び大阪府の目標値

国及び大阪府の目標				
項目	国（環境省）			大阪府
	廃棄物処理法の 基本方針	循環型社会 推進基本計画	廃棄物処理施設 整備計画	大阪府循環型 社会推進計画
策定年度	令和5年6月	平成30年6月	令和5年6月	令和3年3月
基準年度	平成24年度	平成12年度	—	令和元年度
目標年度	令和7年度	令和7年度	令和9年度	令和7年度
項目	①一般廃棄物排出量 平成24年度比 約16%削減  ②再生利用率 令和9年度目標 約28%  ③最終処分量 平成24年度比 約31%削減  ④1人1日当たりの ごみの排出量 約440g/人・日	①1人1日当たりの ごみの排出量 =約850g/人・日  ②1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (集団回収量・ 資源ごみ等を 除いた値) =約440g/人・日  ③令和12年度目標 家庭系食品ロス量 平成12年度の半減  ④事業系食品ロス量 サプライチェーン 全体で平成12年度 の半減	①リサイクル率 28%  ②一般廃棄物排出量 最終処分場の 残余年数 令和2年度の水準 (22年分)を維持 する  ③浄化槽整備区域内 の浄化槽人口普及率 76%以上  ④ごみ処理施設の 発電効率の平均値 22%  ⑤廃棄物エネルギーを 外部に供給している 施設の割合 46%	①一般廃棄物排出量 (事業系を含む) R1 308万トン →R7 276万トン  1人1日当たりの 生活系ごみ排出量 (集団回収・資源 ごみ排出量を除く。) R1 450g/人・日 →R7 400g/人・日  ②再生利用率 R1 13.0% →R7 17.7%  ③最終処分量 R1 37万トン →R7 31万トン  ④容器包装プラスチック (一般廃棄物) 排出量 R1 24万トン →R7 21万トン 再生利用率 R1 27% →R7 50%

## 第2節 処理主体

本町におけるごみ処理主体は、現行体制を踏襲するものとし、表 4-2-1 に示すとおりとする。

なお、令和 12 年度には広域（泉佐野市、田尻町、熊取町）による中間処理を新しいごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）で行うこととしている。

表 4-2-1 ごみ処理主体

区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		委託 許可 直営	直営	委託 (大阪湾広域臨海 環境整備センター)
資源ごみ	びん類 ペットボトル プラスチック製容器包装 かん類 紙類、衣類	委託 許可 直営	委託 (資源再生業者)	
	小型家電	委託 直営	委託	
粗大・不燃ごみ		委託 許可 直営	直営	委託 (大阪湾広域臨海 環境整備センター)

表 4-2-2 収集・運搬委託及び許可業者

業者名	松藤工業(株)		(有)中西興業		(有)日東興産	(株)興和	(株)奥野興業	(株)美濃ラボ
区分	委託	許可	委託	許可	許可	許可	許可	許可
可燃ごみ	○	○			○	○		
資源ごみ	○	○	○	○	○	○	○	
粗大・不燃ごみ	○	○	○	○	○	○	○	
その他								○

※ 本町の収集・運搬委託及び許可業者は、上記のとおり委託業者 2 者、許可業者 6 者となっている。

### 第3節 排出抑制・再資源化計画

#### 1. 排出抑制・再資源化施策

本町では、循環型社会の形成に向け、以下に示すごみの排出抑制・再資源化に関する取り組みについて実践ならびに検討していく。

##### (1) 廃棄物減量等に関する組織運営

本計画策定にあたり、住民、事業者が参画する「廃棄物減量等推進審議会」を開催し、今後の廃棄物の減量等に関する施策を審議する。「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」については、住民と行政との連絡役、地域におけるごみ減量化や分別排出の徹底に関する意識高揚を図るなどの活動を促進していくため、住民とともに研修会等を通じて活動ノウハウを提供するなど活動をサポートしていく。

##### (2) 広報・啓発活動の推進

重点取組

住民、事業者に対してごみの排出抑制・再資源化ならびにごみ問題に関する意識や排出マナーの向上のために、主に以下の事項について、①～⑥の方法によって広報・啓発活動をより一層推進していく。

##### <主な広報・啓発事項>

- ごみの発生抑制やリサイクル（ごみを出さないライフスタイル）
- ごみの分別区分・分別基準（新区分・新基準を含む。）
- 分別排出の徹底（資源化促進）
- 生ごみ処理機等購入費補助制度
- 地域における集団回収の推奨
- 熊取町エコプロジェクト（プラスチックごみ・食品ロスの削減）
- プラスチック使用製品廃棄物への取り組み
- 特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止

- 不法投棄の防止（環境美化を含む。）
- 新たなりサイクル施策の取り組み

#### <広報・啓発活動の方法>

- ① 自治会掲示板、回覧板の活用
- ② 各種刊行物（広報紙、チラシ等）の配布
- ③ インターネットによる本町のごみ関連ホームページ等の利用
- ④ 副読本の配布
- ⑤ 不法投棄の防止、ポイ捨ての禁止、資源ごみ抜き取り行為禁止のためのパトロールの実施
- ⑥ 環境フェスティバルなどのイベントの実施

#### (3) 環境教育の推進

ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等を実施する。

子どもから大人までライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意識を高めることができるよう、環境教育の一環として、環境フェスティバル等のイベントや環境教育セミナーの開催等により主体的に環境について学習できる機会を確保していく。

また、環境教育も兼ねた実践として、令和4年度からは町立5小学校で給食残渣の堆肥化を、令和5年度からは町立小中8学校で学校給食牛乳のノンストロー化を実施している。今後も学校・地域における循環型社会形成の推進に向け、取り組みを図っていく。

事業者については、排出者責任と事業活動における環境負荷の低減を目指してもらえるようセミナーなどの情報を提供していく。

#### (4) 資源ごみ分別収集の推進

重点取組

ごみの再資源化をより一層促進するため、排出者（住民、事業者）に対し、資源ごみの分別排出について協力を求める。排出者の分別意識が減退しないように、資源ごみの抜き取り防止対策として不定期にパトロールを実施する。また、住民のみなさんが自主的に行う自治会、子供会等の集団回収を推奨する。

その他紙製容器包装の資源ごみ分別については、適切な時期に効果的な導入ができるよう、引き続き検討する。

小型家電については、熊取町役場、煉瓦館、駅下にぎわい館、熊取図書館、ひまわりドーム、環境センターに回収ボックスを設置しており今後も引き続き回収を実施するとともに、回収ボックスの設置場所の増設等についても検討する。

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチック資源の循環拡大が求められている。本町では、ごみ処理の広域化に伴う新ごみ処理施設の建設を控え、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品の分別収集について、構成市町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とで協議して連携する。

#### (5) 生ごみの自家処理促進

生ごみ処理用機器（生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機等）による自家処理は、ごみ減量化・リサイクルの有効な手段である。したがって、「生ごみ処理機等購入費補助制度」については、生ごみの自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう、さらなる普及啓発を進める。

#### (6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用

粗大・不燃ごみの有料制度については、引き続き制度の趣旨や排出方法を普及啓発する。また、高齢者や障がい者等の世帯を対象とした運び出しサポートや排出の利便性向上のためのインターネット申込みを継続する。小型不燃ごみの排

出方法として、役場と駅下にぎわい館及び協力3店舗での拠点回収を実施している。なお、当該制度による減量効果を見極め、制度の見直しについても適宜検討する。

#### (7) 可燃ごみ有料制（指定袋制）の運用

ごみの減量化（食材の使い切りや食べ残しをしない等の食品ロス抑制のPR、生ごみの水きりのPR等）・再資源化を促進するとともに、ごみ処理コスト意識の醸成や分別排出の徹底を図るため、可燃ごみ有料制（指定袋制）を維持するとともに、他市町の事例も参考に、資源投入・消費の最小化及び住民の利便性向上の観点から現行指定袋サイズについての見直しを検討する。

また、可燃ごみ排出量が増加した場合及び新ごみ処理施設稼働時には、手数料について検討する必要があることから、指定袋制による減量効果等を見極め、制度の見直しについても、適宜検討する。

#### (8) 包装廃棄物等の減量

包装廃棄物等の減量を図るため、事業者に対しては、過剰包装の自粛要請やマイバッグキャンペーンの自発的取り組み、ワンウェイプラスチック排出抑制の促進を要請する。また、住民に対しては、マイバッグやマイボトルを活用するよう周知・啓発を図る。

このように、住民や事業者の双方による取り組みを促すことで、包装廃棄物等がより一層削減されるよう施策の展開を図る。

#### (9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

消費者（住民、事業者）に対して、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制について広報等を通じて協力を求めていく。また、環境センターに持ち込まれた粗大ごみを有効活用するために住民に提供し、「もったいない」という意識の醸成を図っていく。

(10) 容器等の店頭回収の促進

スーパー、商店等における、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を推奨するとともに、住民に対しても店頭回収に協力するよう求める。

(11) 庁舎等における排出抑制

役場及び公共施設から排出されるごみの抑制を図り、ごみの再資源化をより一層促進するため、職員に対し啓蒙・啓発・教育・指導を実施する。

包装廃棄物の減量を図るために、マイバッグ使用を勧め、その他、ペーパーレス化や物品等の長期使用に努めるとともに、再生品を使用した事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の積極的な使用を図っていく。

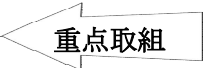
(12) 事業者に対する減量化・再資源化要請とごみ処理手数料の見直し

事業系ごみの減量化・再資源化を促進するために、排出状況の把握に努めるとともに、事業所の減量化実施計画の作成指導を通じて、自己処理の徹底や計画的な排出抑制対策を図るよう要請していく。また、ごみの排出抑制を推進するため、ごみの多量排出者に負担を求める場合や、ごみ処理経費が増える場合等は、必要に応じ、ごみ処理手数料の見直しを行う。

さらに、再資源化の促進が持続的に図られる特定のごみに関しては、事業者からの要請に応じて、廃棄物処理法施行規則第2条及び第2条の3に規定される、「再生利用指定制度」を適用し、魚あらや剪定枝などのリサイクルを促進する。なお、魚あらについては、大阪府内市町村等で構成する大阪府魚腸骨処理対策協議会の決定により食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本町が搬入先と認めた小島サステナブルフィッシュリーズ株式会社において資源化を図ることを要請する。



(13) 食品ロスの削減



重点取組

本町では、これまで平成31年2月の「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」及び令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、プラスチックごみと食品ロスの削減に関し様々な取り組みを実施してきたが、より一層効果的に施策を推進するため、令和2年5月「熊取町エコプロジェクト」を策定した。なお、熊取町エコプロジェクトの体系図については図4-3-1に示す。また、本計画の次節において、新たに「食品ロス削減推進計画」として位置づける。

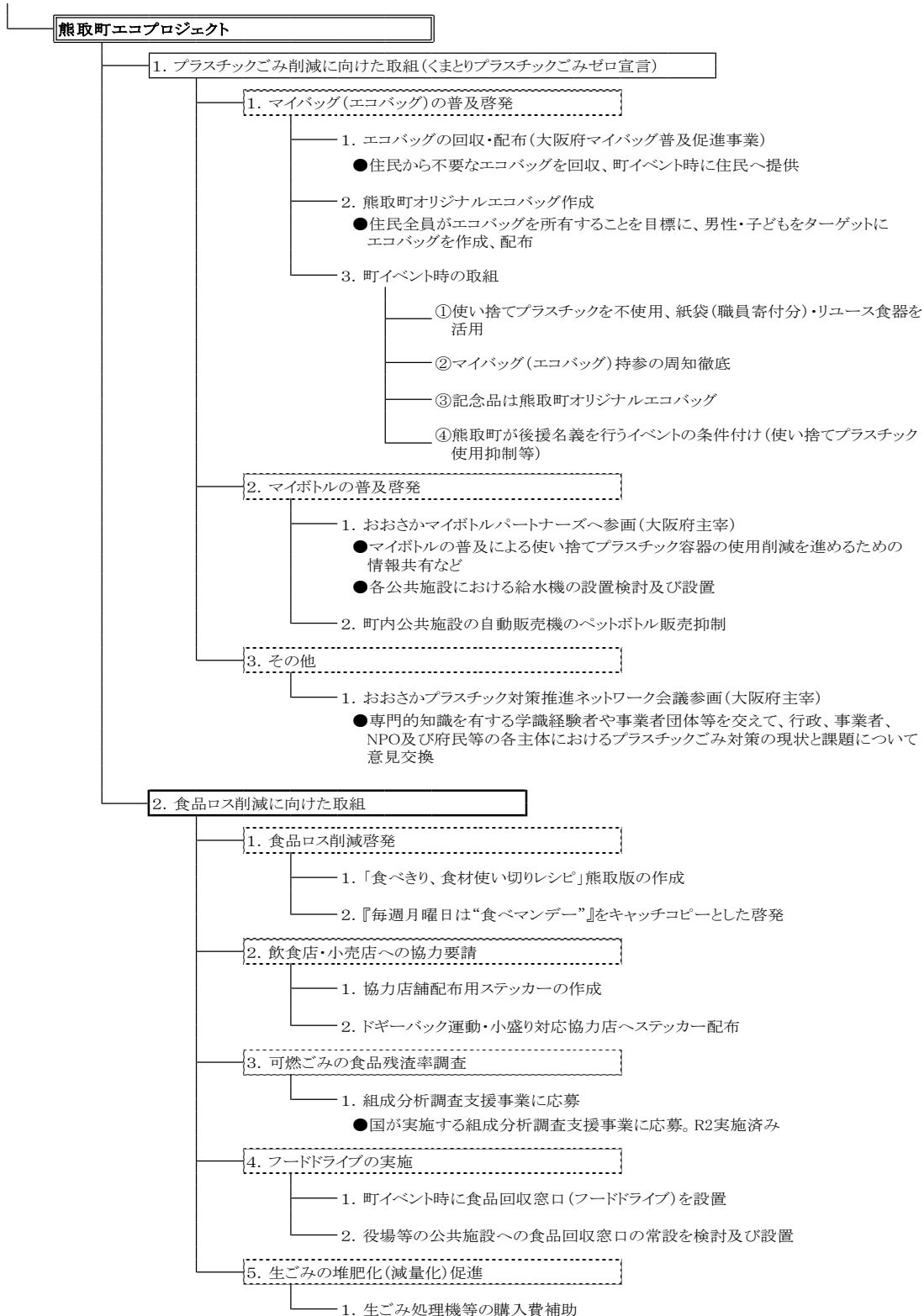


図 4-3-1 熊取町エコプロジェクト体系図

## 2. 住民・事業者・行政の役割

排出抑制・再資源化施策の実践にあたっては、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で相互に協力していくことが重要であることから、三者が密接に連携することを念頭に置き、表4-3-1に示すそれぞれの役割を果たして、ごみの排出抑制・再資源化に取り組んでいく。

表 4-3-1 住民・事業者・行政の役割(1/2)

施策	行政	住民	事業者
(1) 廃棄物減量等に関する組織運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会の運営</li> <li>・推進員活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会への参画</li> <li>・推進員活動への理解と協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会への参画</li> </ul>
(2) 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種媒体を活用した広報、啓発活動の強化</li> <li>・パトロールの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、啓発内容の理解と認識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、啓発内容の理解と認識</li> </ul>
(3) 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副読本の作成</li> <li>・ごみ処理施設見学会の実施</li> <li>・環境イベントや環境教育セミナーの開催等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副読本の活用</li> <li>・学習機会の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副読本の活用</li> <li>・学習機会の利用</li> </ul>
(4) 資源ごみ分別収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集の広報</li> <li>・収集運搬体制の整備</li> <li>・対象品目の資源化</li> <li>・資源化ルートの確保と整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出の徹底</li> <li>・集団回収の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出の徹底</li> <li>・事業者自ら資源化ルートの開拓</li> <li>・資源物の積極的受入</li> </ul>
(5) 生ごみの自家処理促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と事業者への広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理用機器の活用、適正な維持管理、継続的な使用</li> <li>・生ごみの排出抑制</li> <li>・堆肥の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品リサイクル法による取組（食品関連事業者）</li> </ul>
(6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の趣旨と排出方法の啓発</li> <li>・ごみ処理手数料の徴収（処理券、指定袋の作成・販売）</li> <li>・拠点回収の追加</li> <li>・排出方法等見直しの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の趣旨理解</li> <li>・適正排出</li> <li>・ごみ処理手数料の負担（処理券、指定袋の購入）</li> </ul>	

表 4-3-1 住民・事業者・行政の役割(2/2)

施策	区分	行政	住民	事業者
(7) 可燃ごみ有料制(指定袋制)の運用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料制度の広報啓発</li> <li>・ごみ処理手数料の徴収(指定袋の作成・販売)</li> <li>・制度見直しの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定袋による排出</li> <li>・ごみ処理手数料の負担(指定袋の購入)</li> </ul>	
(8) 包装廃棄物の減量		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の自発的取り組みの支援</li> <li>・店舗等へレジ袋有料化等の協力要請</li> <li>・住民に対する買い物かご、マイバッグ持参の協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰包装の拒否</li> <li>・買い物かご、マイバッグの使用</li> <li>・店舗等への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易包装の推進</li> <li>・リサイクルを考慮した包装容器の選定</li> <li>・梱包方法の工夫</li> <li>・不要な梱包材の回収再生利用</li> </ul>
(9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と事業者への再生品使用の要請</li> <li>・フリーマーケット等の開催や支援</li> <li>・リユース品提供事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生品の使用</li> <li>・フリーマーケット等への積極的参加や活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(一般事業所)</li> <li>・事務用品等の再生品使用</li> <li>・従業員の教育と指導(小売業者)</li> <li>・包装資材等への再生品使用(製造業者)</li> <li>・原材料における再生品の使用</li> <li>・商品の材質表示</li> <li>・リサイクルが容易な商品の開発と販売</li> </ul>
(10) 容器等の店頭回収の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等での店頭回収の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭回収の実施</li> </ul>
(11) 庁舎等における排出抑制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の意識改革</li> <li>・過剰包装の拒否</li> <li>・マイバッグの使用</li> <li>・職員への教育と指導</li> <li>・事務用品等の再生品使用</li> </ul>		
(12) 事業者に対する減量化指導の徹底とごみ処理手数料の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・減量化実施計画の対象事業者の把握</li> <li>・減量化の指導</li> <li>・ごみ処理手数料の定期的な見直し</li> <li>・減量化の成果確認</li> <li>・再資源化が持続的に図られるごみの減量化や再資源化の促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・減量化実施計画の作成</li> <li>・計画の実践</li> <li>・処理手数料の負担</li> <li>・ごみの再資源化の促進</li> </ul>
(13) 食品ロスの削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育セミナー等での情報発信</li> <li>・熊取町mottECO食べきり協力店等へ要請</li> <li>・3010運動啓発</li> <li>・町内フードドライブ事業推進</li> <li>・全国協議会との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い切れる・食べきれ分だけ購入</li> <li>・冷蔵庫内等の適切な在庫管理</li> <li>・消費・賞味期限の理解</li> <li>・3010運動の実践</li> <li>・食材を無駄にしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商慣習等見直し</li> <li>・規格外や未利用品の農林水産物の活用</li> <li>・mottECO活動へ協力</li> <li>・3010運動呼びかけ</li> <li>・フードシェアリングの活用等</li> <li>・未利用食品の提供</li> </ul>

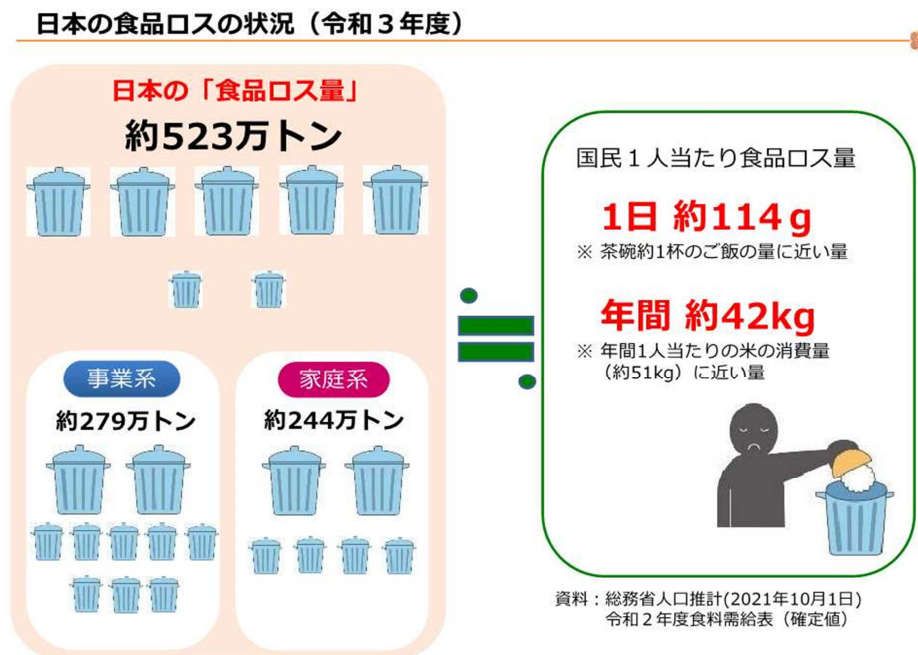
## 第4節 食品ロス削減推進計画

本計画第4節を「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定による「熊取町食品ロス削減推進計画」と位置づけ、様々な取り組みを実践していく。

### 1. 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことで、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されている。

また、日本の「食品ロス」の量は年間523万t（令和3年度推計より）、国民一人1日あたり約114gとされている。（図4-4-1 日本の食品ロスの状況）



出典：日本の食品ロスの状況（令和3年度）農林水産省HP

図4-4-1 日本の食品ロスの状況

### 2. 熊取町の食品ロスの現状

令和2年度に実施した環境省による食品ロス実態調査支援事業の結果から、本町の家庭における食品ロス量は、一人1日あたり約74gであり、これは年間1,179tの食品が廃棄されていると推察される。

また、食品ロス量における廃棄割合については図 4-4-2、実態調査写真は図 4-4-3  
のとおりである。

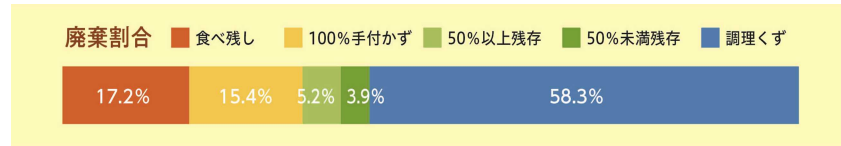


図 4-4-2 熊取町食品ロス廃棄割合



図 4-4-3 食品ロス実態調査写真

### 3. 熊取住民の意識の現状

消費者庁が行った令和2年度の調査では、食品ロス問題の認知度について、「知っている」が79.4%、「知らない」が20.6%であった。

一方、熊取町が同年に行った独自調査では、「知っている」が95%、「聞いたことがある」が3%、「知らない」が2%となっており、全国と比べて熊取住民の意識レベルはかなり高い。熊取住民の食品ロス認知度を図4-4-4に示す。

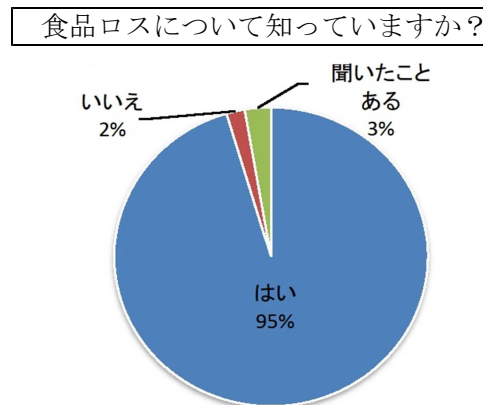


図4-4-4 食品ロス認知度

#### 4. 食品ロス削減計画の3つの柱

食品の廃棄は生産・流通過程で使用した多くのエネルギーや資源を無駄にしていると同時に、ごみ処理過程においては温室効果ガスを排出させるなど、地球環境への負荷の一因となっていることを踏まえ、SDGsに貢献するとともに、令和2年度策定の熊取町エコプロジェクトにおける食品ロスの削減に取り組むため、次の3つの柱を定める。

〔1〕食品ロス削減に向けた普及啓発

〔2〕住民・事業者等と連携した取組みの推進

〔3〕循環利用の推進



## 5. 具体的な取組み

### 〔1〕食品ロス削減に向けた普及啓発

#### (1) 環境学習・教育の充実

- ・小学校4年生を対象とした環境教育セミナーの実施
- ・環境イベント等で食品ロス削減について学習するブースの設置 等

#### (2) 食品ロス削減方法の発信

- ・熊取町エコプロジェクトの発信
- ・「食ベマンデー」の取組みの発信
- ・冷蔵庫スッキリ！レシピの発信
- ・広報・ホームページや公式LINE等を利用した情報発信 等

### 〔2〕住民・事業者等と連携した取組みの推進

#### (1) 食品関連事業者における食品ロス削減の取組みの推進

- ・熊取町 mottECO 食べきり協力店等への働きかけ
- ・宴会シーズンに合わせた3010運動の展開
- ・町内食品小売店等と連携した手前取りの展開
- ・フードシェアリングサービスの活用 等

#### (2) フードドライブ活用の促進

- ・町内フードドライブ事業の推進
- ・住民団体等によるフードドライブ活動への支援、関係部局間との連携
- ・災害時用備蓄食料、規格外品の有効利用 等

#### (3) 各主体との連携強化

- ・住民、住民団体、事業者との情報共有、情報交換
- ・食品ロス削減に関する関係部局との情報共有、情報交換
- ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した食品ロス削減の取組みの推進 等



### 〔3〕循環利用の推進

#### (1) 食品廃棄物の堆肥化

- ・給食調理残渣や食べ残しの堆肥化の継続
- ・熊取町生ごみ処理機購入補助金活用の周知及び促進 等

#### (2) 食品リサイクルの促進

- ・「食品リサイクル法」に基づく魚あら等の食品廃棄物のリサイクルの促進
- ・多量排出事業所に対する食品リサイクルの協力要請 等

## 6. 住民・事業者・行政の役割

### (1) 住民の役割

- ・食品ロス削減の重要性についての理解と、食品ロスに関する情報収集や町等が実施する施策への積極的な参加
- ・家庭をはじめとする生活の場における、食材の量の見直しや調理の工夫、冷蔵庫内の在庫管理等、食品ロス削減に向けた自主的な取り組み
- ・家庭で余っている食品のフードドライブへの提供
- ・外食時に食べきれる量の注文や食べ残したものは自己責任のもとで持ち帰るなど、食べ残しによる食品ロス削減の取り組みへの協力
- ・食品の製造や流通の仕組みの理解と、陳列棚の手前取りや少量メニューの選択など事業者の食品ロス削減の取り組みへの協力

### (2) 事業者の役割

- ・食品ロス削減の必要性についての理解、自らの事業活動により発生している食品ロスの把握と社員等への啓発
- ・適正受発注、商習慣の見直し、売り切り・食べきり等、自らの業態に応じた食品ロス削減に向けた取り組みの推進
- ・自らの取り組みに関する積極的な情報提供や啓発による、消費者の行動促進と食品ロス削減に向けた意識醸成

- ・町等が実施する施策・啓発事業等への積極的な協力
- ・やむを得ず発生してしまう食品ロス等の堆肥化や飼料化等による有効活用

(3) 行政（熊取町）の役割

- ・あらゆる主体に対する食品ロスに関する啓発等の実態と、社会全体における食品ロス削減の機運醸成
- ・生産や製造、流通、販売に至る食品ロスの課題に対する住民、事業者、関係団体等の多様な主体と連携した取組みの推進
- ・食品廃棄物の有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用の推進

## 第5節 分別収集計画

### 1. 計画目標

本町では、最終処分量の低減、環境保全、資源の有効利用等の観点から、リサイクルの必要性や法体系の動向等を考慮して、町全域を対象に資源ごみ分別収集を実施し、その対象品目も拡大してきた。しかしながら、さらに資源ごみ分別収集の効果を上げるためには、施策を長期にわたり継続していくとともに、現状のシステムを改善、再構築していくことが求められる。

したがって、容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環法への対応も含め、全住民の参加・協力が可能で、かつ市況の低迷が続く中でも継続可能な資源ごみ分別収集体制の整備を目指すものとする。

### 2. 分別区分

その他紙製容器包装・プラスチック使用製品については、可能な範囲で分別拡大の検討を行う。

ごみの分別区分を表 4-5-1 に示す。

表 4-5-1 ごみの分別区分（計画目標年次：令和 15 年度時点）

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		台所の生ごみ、その他燃えるごみ
資源ごみ	かん類	空き缶、びんのふた（金属製）
	びん類	空きびん
	紙類	新聞、本、ダンボール、紙パック <u>その他紙製容器包装</u>
	衣類	古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
	ペットボトル	ペットボトル
	<u>プラスチック製容器包装</u> <u>プラスチック使用製品</u>	プラスチック製容器包装（発泡トレイ、プラスチック製ボトル類含む）、 <u>プラスチック使用製品</u>
小型家電	携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具、ノートパソコン等	
粗大ごみ		家具類、家電製品（小型家電及び家電リサイクル法指定品目を除く）、その他（自転車、傘、木等）
不燃ごみ		せともの類、ガラス類、その他（スプーン、包丁等）

注）下線は、新規分別対象品目。

### 3. 資源ごみ分別収集量

令和4年度、15年度における資源ごみ分別収集量は、表4-5-2に示すとおりである。

表4-5-2 資源ごみ分別収集量の見込み

単位：t/年

区分	年度	実績	予測
		R4	R15
資源ごみ（家庭ごみ集団回収量を含まない。）		1,291	1,890
かん類		75	73
びん類		253	246
紙類、衣類		401	840
ペットボトル		148	135
プラスチック製容器包装		413	595
小型家電		1	1
資源ごみ（家庭ごみ集団回収量を含む。）		1,594	2,176
家庭ごみ集団回収		303	286
ごみ収集量（環境センター搬入量+小型家電、家庭ごみ集団回収量は含まない。）		12,239	10,001
ごみ総排出量（環境センター搬入量+小型家電+家庭ごみ集団回収量）		12,542	10,287

注1) 資源ごみ量は、家庭ごみ、事業ごみの合計値。

### 4. 分別収集及び再生利用促進の方策

リサイクルシステム構築のためには、資源ごみの再生利用が円滑に行われることが重要である。また、資源ごみのリサイクルシステム構築後もその定着を図ることによって、循環型社会の具体化を図る必要がある。

本町では、リサイクルシステムの定着化にあたり、住民、事業者、資源再生業者それぞれの役割を認識したうえで、相互の協力・連携を図りつつ、次の事項について配慮するものとする。

#### (1) 分別収集

安定した資源再生ルートを確保するためには、分別収集されるものの品質向上

に努める必要があることから、ごみ排出ルールをより明確にした「ごみの分け方・出し方マニュアル」（改訂版）を活用した啓発活動を通じて、分別収集への協力及び理解を求めていく。また、回収された資源物は、より高い分別基準に適合させていくものとする。

## (2) 再商品化製品等の需要拡大

分別収集された資源ごみを確実に再商品化するためには、再商品化により得られたもの（再商品化製品等）の需要を拡大する必要がある。このため、各種広報や啓発活動の展開で需要の拡大を図る。

## 第6節 ごみの適正処理計画

### 1. 収集・運搬計画

#### (1) 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう中間処理施設あるいは最終処分場まで搬入する手段として位置付けられる。また、収集・運搬は多くの経費を要する部分であることから、ごみ量やごみ質の変化に対応して収集・運搬体制を整備する必要がある。

したがって、本計画においては、ごみの発生・排出状況及び処理処分方法に即した住民サービスの適正化及び処理コストの分析等を通じて、合理的、効率的な収集・運搬体制の整備を目指すものとする。

#### (2) 収集区域

本町の計画収集区域は、現行どおり行政区域内全域とする。

### (3) 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法（収集頻度、収集方式等）は収集・運搬に係る経費、生活環境、住民サービスに関係する。特に収集頻度については、各家庭での保管スペース等に配慮して設定する必要がある、また、効率的な住民サービスやごみ発生量の抑制、経済的負担等を考慮して計画することも必要である。

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう中間処理施設あるいは最終処分場まで搬入する手段として位置付けられる。「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」は廃棄物処理法の目的であり、これらを基盤としてはじめて循環型社会が成立する。よって、本町では収集・運搬業務を将来にわたって、継続的かつ安定的に行うため、また、無秩序な競争等によりサービスの遅延、停止がないよう特別な事情がない限り、現行体制を維持することとしている。

そこで、今後減少傾向となるごみ排出量を踏まえ、収集・運搬については表4-2-2に示す現在の委託業者・2者、許可業者・6者体制の保持を前提として、適正かつ効率的な収集・運搬体制の構築に向け適宜検証を行う。

また、周辺環境に配慮した低公害車の導入についても引き続き検討する。

以上を考慮した計画目標年次における収集・運搬体制は、表4-6-1に示すとおりとする。

表4-6-1 収集・運搬体制（計画目標年次：令和15年度）

区 分		収集頻度	主体	収集方式
家庭ごみ	可燃ごみ	週2回	委託	ステーション
	資源ごみ（プラスチック製容器包装） 資源ごみ（プラスチック使用製品）	週1回		
	資源ごみ（上記以外）	月2回		
	小型家電	随時 （拠点回収）	委託 直営	拠点回収
	家電リサイクル対象品 （小売業者の引取義務外品のみ）	随時 （電話申込）	委託	原則戸別収集
	粗大・不燃ごみ	随時 （電話申込）	委託	原則戸別収集
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	許可	戸別収集
	資源ごみ			
	粗大・不燃ごみ			
直接搬入ごみ		随時	排出者	—

(4) 収集・運搬の量

本町の収集・運搬計画量は、表4-6-2に示すとおりである。

表4-6-2 収集・運搬計画量

単位：t/年

年度	家庭ごみ				事業系ごみ			
	可燃	資源	粗大・不燃	計	可燃	資源	粗大・不燃	計
R5	5,860	1,273	1,162	8,295	3,139	72	199	3,410
R6	5,469	1,557	1,151	8,177	2,797	71	197	3,065
R7	5,345	1,594	1,142	8,081	2,776	70	196	3,042
R8	5,211	1,625	1,131	7,967	2,750	70	194	3,014
R9	5,094	1,663	1,124	7,881	2,731	70	193	2,994
R10	4,951	1,688	1,110	7,749	2,697	68	190	2,955
R11	4,824	1,717	1,099	7,640	2,671	68	188	2,927
R12	4,699	1,747	1,088	7,534	2,644	67	186	2,897
R13	4,584	1,779	1,079	7,442	2,622	67	185	2,874
R14	4,446	1,799	1,064	7,309	2,586	65	182	2,833
R15	4,323	1,824	1,052	7,199	2,557	65	180	2,802

## 2. 中間処理計画

### (1) 計画目標

排出されるごみは、可能な限り分別収集等によって再資源化することを前提とするが、それでもなお中間処理を行う必要があるごみについては、その量及び性状に適した中間処理を行うものとし、これを計画目標とする。

また、現有施設の耐用年数、維持管理や改修費用等を踏まえ、令和12年度からのごみ処理の広域化を目指し、泉佐野市上之郷地区を予定地とした新ごみ処理施設建設に向け、泉佐野市田尻町清掃施設組合等と連携して協議を進めることとする。

### (2) 中間処理の方法

現在、本町では、焼却、破碎・選別等の中間処理により排出されるごみを適正に処理していることから、広域化による新ごみ処理施設が稼働するまでの間は、現行体制を踏襲し、以下のとおりの中間処理を行っていくものとする。

可燃ごみ→焼却

粗大・不燃ごみ、→破碎・選別

また、破碎残渣ならびに資源化不適物等の処理残渣（不燃物残渣を除く。）については、焼却による最終処分量の減量化・減容化を図るものとする。

なお、かん類、びん類、紙類、衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装（プラスチック使用製品を含む。）については、ストックヤードに保管した後、資源再生業者に引き渡すものとする。

また、小型家電の中間処理については、委託する。



(3) 中間処理の量

本町の中間処理計画量は、表 4-6-3、表 4-6-4 に示すとおりである。

表 4-6-3 中間処理計画量（焼却処理施設）

単位：t/年

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
可燃ごみ	8,999	8,266	8,121	7,961	7,825	7,648	7,495	7,343	7,206	7,032	6,880
破碎残渣	1,189	1,177	1,169	1,158	1,151	1,136	1,125	1,113	1,104	1,090	1,078
選別残渣	133	134	137	138	140	141	142	141	142	143	144
焼却量計	10,321	9,577	9,427	9,257	9,116	8,925	8,762	8,597	8,452	8,265	8,102

表 4-6-4 中間処理計画量（焼却処理以外の施設）

単位：t/年

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
粗大ごみ処理施設	処理量	粗大・不燃ごみ	1,361	1,348	1,338	1,325	1,317	1,300	1,287	1,274	1,264	1,246	1,232
	処理内訳	資源物	157	156	155	153	152	150	148	147	146	143	141
		鉄類	147	146	145	143	142	140	139	138	137	135	133
		アルミ類	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
		廃電線	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
	破碎残渣	1,204	1,192	1,183	1,172	1,165	1,150	1,139	1,127	1,118	1,103	1,091	
選別施設	処理量（プラ類）		553	576	598	618	640	656	673	689	706	717	730
	処理内訳	資源物	500	521	540	558	578	592	607	623	638	648	659
		ペットボトル	132	132	131	130	130	129	128	128	127	126	125
		プラ製容器包装	368	389	409	428	448	463	479	495	511	522	534
		選別残渣	53	55	58	60	62	64	66	66	68	69	71
	処理量（びん類）		272	269	267	264	263	260	257	254	252	249	246
	処理内訳	資源物	192	190	188	186	185	183	181	179	178	175	173
		びん類	192	190	188	186	185	183	181	179	178	175	173
	選別残渣	80	79	79	78	78	77	76	75	74	74	73	
ストックヤード施設		519	781	798	812	829	839	854	870	887	898	913	
資源物（古紙類）		439	702	719	734	751	763	779	795	813	825	840	
資源物（かん類）		80	79	79	78	78	76	75	75	74	73	73	
委託	小型家電	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

#### (4) 中間処理後の資源化量

焼却後に回収される鉄類、粗大ごみ処理施設で回収される鉄・アルミ類や資源物（びん、紙類、衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装）は、表 4-6-5 に示すとおりである。

表 4-6-5 資源化計画量

単位：t/年

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
ごみ総排出量	12,021	11,555	11,433	11,288	11,180	11,006	10,866	10,727	10,609	10,431	10,287	
資源化物	鉄類	147	146	145	143	142	140	139	138	137	135	133
	アルミ類	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
	廃電線	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
	スチール缶	50	49	49	48	48	47	47	47	46	45	45
	アルミ缶	30	30	30	30	30	29	28	28	28	28	28
	ペットボトル	132	132	131	130	130	129	128	128	127	126	125
	プラスチック製容器包装	368	389	409	428	448	463	479	495	511	522	534
	びん類	192	190	188	186	185	183	181	179	178	175	173
	紙・衣類	440	702	719	734	751	763	779	795	813	826	840
	新聞	80	128	131	134	137	139	142	145	148	151	153
	本	98	156	160	163	167	170	173	177	181	184	187
	段ボール	148	236	242	247	253	257	262	267	274	278	283
	衣類	112	179	183	187	191	194	199	203	207	210	214
	紙パック	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	1,369	1,648	1,681	1,709	1,744	1,764	1,790	1,819	1,849	1,865	1,886	
再生利用率（資源化率） （環境センター処理後 資源化物のみ）	11.4%	14.3%	14.7%	15.1%	15.6%	16.0%	16.5%	17.0%	17.4%	17.9%	18.3%	
集団回収量	316	313	310	307	305	302	299	296	293	289	286	
再生利用率（資源化率） （集団回収量を含む）	14.0%	17.0%	17.4%	17.9%	18.3%	18.8%	19.2%	19.7%	20.2%	20.7%	21.1%	

注）鉄・アルミ類：不燃ごみ及び粗大ごみから回収されるもの。

資源物：資源ごみから回収されるもの。

### 3. 最終処分計画

#### (1) 計画目標

本町では、中間処理後の焼却残渣、不燃物及び資源化不適合物（資源再生業者から返送される資源化不適合物）の埋立処分を大阪湾広域臨海環境整備センターに委託している。大阪湾広域臨海環境整備センターは大阪湾フェニックス計画に

より、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理しているので、今後も資源化・排出抑制施策の推進による中間処理量の減量化によって、最終処分量の低減化に努めることを目標とする。

## (2) 最終処分の方法

上述したとおり、当面は焼却残渣、不燃物及び資源化不適合物について、現行どおり大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分を継続していくものとする。

## (3) 最終処分量

本町の最終処分計画量は、表 4-6-6 に示すとおりである。

表 4-6-6 最終処分計画量

単位：t/年

	内訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	備考
最終 処 分 量	焼却残渣	891	877	865	852	841	825	812	799	787	772	758	炉から
	不燃物	526	518	511	503	497	487	480	472	465	456	448	炉から
	資源化不適合物	80	79	79	78	78	77	76	75	74	74	73	カレット（ガラス屑）残渣
	計	1,497	1,474	1,455	1,433	1,416	1,389	1,368	1,346	1,326	1,302	1,279	

## 第 7 節 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 1. 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康または生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある廃棄物として、以下のものが特別管理一般廃棄物として指定されている。

- 焼却炉集じん灰
- 感染性一般廃棄物

これらの特別管理一般廃棄物は排出された時点から、それ以外の廃棄物とは区別して、保管、収集、運搬、再生、処分に至るまでの管理を特別に強化することが必要である。

#### (1) 焼却炉集じん灰（焼却残渣）

環境センターの集じん設備で集められたばいじんは、分離排出、分離貯留し、環境に配慮した薬剤処理をする必要がある。

#### (2) 感染性一般廃棄物

医療系の廃棄物を「全て感染性廃棄物」と考える必要はないが、感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物に分別することを徹底させる必要がある。このため病院、診療所では感染性病原体が含まれるか、若しくは付着している廃棄物（感染性廃棄物）とそれ以外の廃棄物を区分して排出するよう求める必要がある。また、感染性廃棄物については、排出事業者に対して、法的規制に基づく適正処分の徹底を図る必要がある。

### 2. 処理困難物への対応

廃タイヤ等の適正処理困難物、特別管理一般廃棄物、有害ごみ等については、環境センターでの適正な中間処理が困難であることから、製造業者や販売店等にこれらの引き取りを要請する等、処理ルート確保に努めるとともに、排出者に対しては、適正な排出方法に関して、広報等により周知徹底を図っていくものとする。なお、新ごみ処理施設での対応は、今後において、関係市町、泉佐野市田尻町清掃施設組合と協議していく。

### 3. スtockヤードの効率的運用等

環境センターの貯留スペースにおいて、今後も、品目毎に貯留状況の変化に対応した施設管理を行っていく。また、新ごみ処理施設におけるStockヤードの施設規模やその管理については、今後において、関係市町、泉佐野市田尻町清掃施設組合と協議していく。

### 4. 不法投棄・不適正処理対策

廃棄物の処理については、廃棄物処理法で生活環境の保全上支障が生じないよう

に処理基準が定められているが、不適正処理は、不法投棄など処理基準に適合しない処理のことをいい、廃棄物を燃やす、埋める、集めて運ぶなどの行為がある。

不法投棄、野焼き、野積みのような不適正処理を未然に防ぐため、府・近隣自治体・警察等による対策連絡会等を通して情報交換を行いながらパトロールや監視カメラによる監視を行うとともに、定期的な清掃や看板等を設置して、不法投棄などが行われないような環境づくりを推進していく。

#### 5. 高齢者等支援が必要な方のごみ出し支援について

近年、高齢化や核家族化が進む中で、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例が増加している。こうした傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれるため、現在実施している粗大ごみ排出サポート事業については継続していく。なお、高齢化や核家族化における新たな課題が今後出てきた場合は、関係課と協議しながら検討していく必要がある。

#### 6. 感染症対策

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理では、業務を継続するために、自宅療養者が排出する廃棄物の取り扱い、収集作業等における安全確保、マスクや消毒液等の保護具の確保、優先すべき処理業務の決定など、短時間に対応すべきことがあった。今回の新型コロナウイルス感染症対策を、今後の感染症対策の基本とし、一般廃棄物処理業務を実施する。

#### 7. 災害対策

大規模災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施するため、堺市以南の自治体間で締結している「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」、令和元年8月に大栄環境株式会社と締結した「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」に基づき対応することとし、その他地域での大規模災害発生時についても可能な範囲で協力していく。

また、令和3年3月に策定した「熊取町災害廃棄物処理計画」は全町域に係る災害廃棄物処理に関し、想定される災害に対し事前準備や発災後の処理体制の整備など、本町が行う業務についてその基本方針を示しており、これにより生活環境の保全及び公衆衛生の確保はもちろんのこと、再資源化を図りながら災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

#### 8. 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルに従って推進する。  
進捗状況の把握をし、点検・評価することにより各施策を見直し、改善する。  
必要な対策については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」に反映していく。

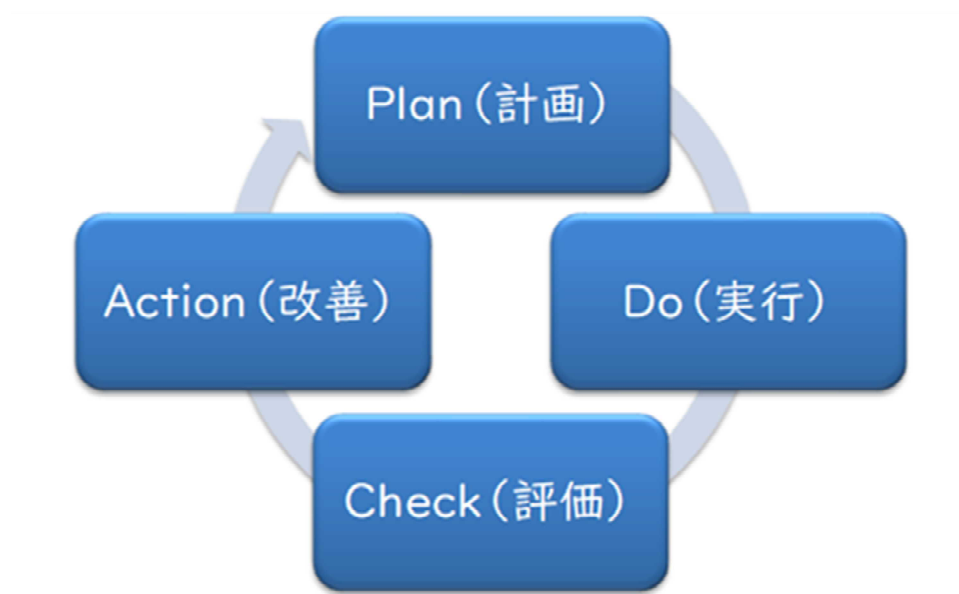


図 4-7-1 PDCAサイクルのイメージ図

## 第 5 章 生活排水処理の状況

### 第 1 節 生活排水の状況

#### 1. 生活排水処理の体系

生活排水は、し尿及び水洗便所用水とそれ以外の洗面手洗い・台所・シャワー・洗濯等からの雑排水に大別される。

本町における生活排水の処理フローは、図 5-1-1 に示すとおりである。

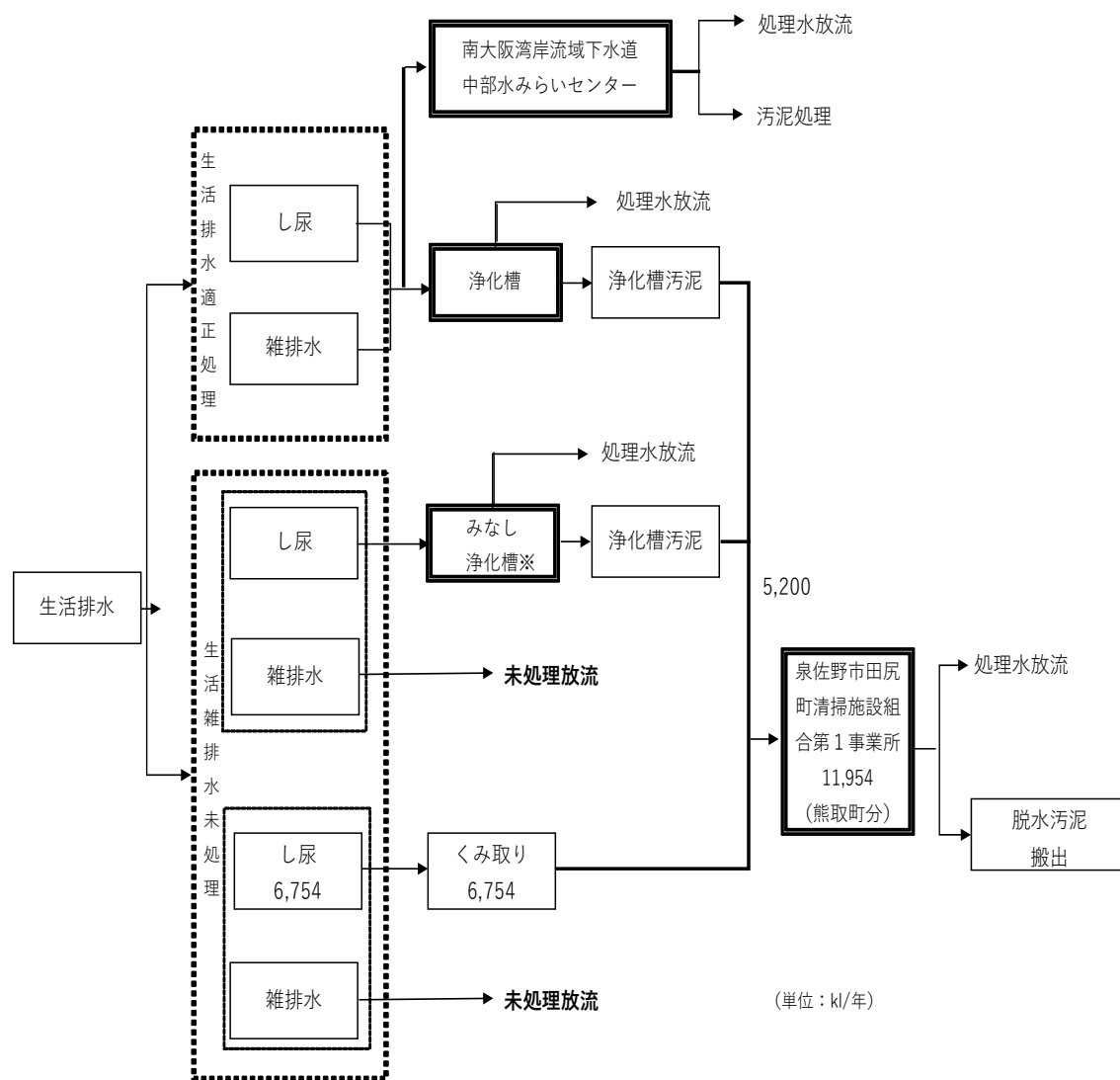


図 5-1-1 生活排水処理フロー（令和 4 年度）

※みなし浄化槽

平成 12 年の浄化槽法一部改正により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としている。

## 2. 計画処理区域内人口の推移

過去5年間における処理形態別人口の推移は、表5-1-1に示すとおりである。

表5-1-1 処理形態別人口の推移

単位：人

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口		43,685	43,589	43,277	43,018	42,903
生活排水適正処理人口		37,590	37,801	37,724	37,757	37,819
市町村設置型コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
浄化槽（合併処理浄化槽）人口		4,233	4,128	3,852	3,843	3,793
公共下水道人口		33,357	33,673	33,872	33,914	34,026
農業集落排水施設人口		0	0	0	0	0
生活雑排水未処理人口		6,095	5,788	5,553	5,261	5,084
みなし浄化槽人口（単独処理浄化槽人口）		2,084	1,992	1,919	1,837	1,791
くみ取り人口		4,011	3,796	3,634	3,424	3,293
計画収集人口		4,011	3,796	3,634	3,424	3,293
自家処理人口		0	0	0	0	0
計画収集区域外人口		0	0	0	0	0

注) 表中の人口は、年度末人口

## 3. 生活排水処理施設の整備状況

### (1) 公共下水道

本町の公共下水道は、昭和62年度に「熊取町南大阪湾岸中部流域関連公共下水道基本計画（全体計画）」を策定、昭和63年には、事業認可を取得し、平成3年度より供用開始している。

令和4年度末現在の計画処理区域内人口42,903人に対する整備状況は、整備済み面積623.8ha、整備済み人口35,945人（内水洗化人口34,026人）であり、普及率83.8%、水洗化率94.7%である。

熊取町公共下水道計画図（汚水）を図5-1-2に示す。





(2) 市町村設置型コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設

本町では、現在のところ、市町村設置型コミュニティ・プラント及び農業集落排水事業の実績はない。

(3) 浄化槽（合併処理浄化槽）及びみなし浄化槽（単独処理浄化槽）

本町では、浄化槽の設置に対し、「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱」に基づいて、平成 10 年度より表 5-1-2 に示す補助金の交付を行っている。平成 23 年度からは、くみ取り及びみなし浄化槽（単独処理浄化槽）からの改造に対してのみ補助することになった。なお、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）については、平成 12 年に改正された「浄化槽法」により、平成 13 年度以降、新設が禁止されている。

平成 30 年度～令和 4 年度における本町の浄化槽（合併処理浄化槽）設置状況を表 5-1-3 に示す。

表 5-1-2 浄化槽設置の補助金額（限度額）

人槽区分	基準額（円）
5 人 槽	332,000
6～7 人槽	414,000
8～10人槽	548,000

表 5-1-3 浄化槽設置状況の推移

単位：基

年度 区分	H30	H31	R2	R3	R4	合計
浄化槽	23	14	29	23	9	98
(内)補助対象基数	0	1	1	4	0	6
補助交付額 (単位：千円)	0	332	414	1,656	0	2,402

4. 生活排水処理の実績

本町では、令和 2 年度まで、くみ取りによるし尿及び浄化槽から排出される浄化槽汚泥を「熊取町立大原衛生公苑」（以下「大原衛生公苑」という。）へ搬入し、処理していた。令和 3 年度からは、図 5-1-1 に示すとおり泉佐野市田尻町清掃施設組合第 1 事業所へ搬入し、処理している。平成 30 年度～令和 4 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を表 5-1-4 に示す。

過去 5 年間の推移では、し尿が年々減少しており、平成 30 年度から令和



4年度にかけて2,204k1/年（24.6%）減少している。また、浄化槽汚泥については、平成30年度から令和4年度にかけて347k1/年（6.3%）減少しているが年度によって多少ばらつきがある。下水道の敷設拡大により年々減少していると考えられるものの下水道未整備地区の住宅開発の増加により、多少ばらついたと考えられる。

表 5-1-4 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

単位：k1/年

区分		年度	H30	R1	R2	R3	R4
搬入量	し尿		8,958	8,605	8,310	7,334	6,754
	浄化槽汚泥		5,547	5,309	5,827	4,992	5,200
	合計		14,505	13,914	14,137	12,326	11,954

## 第2節 収集・運搬の状況

### 1. 収集区域

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の収集区域は、ごみの計画収集区域と同様、行政区域内全域を対象としている。

### 2. 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の方法は、表 5-2-1 に示すとおりであり、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者により、それぞれ収集・運搬を行っている。

表 5-2-1 収集・運搬の方法

区分	主体	収集頻度	収集・運搬車両
し尿	委託業者	月1回	2t車：3台
	許可業者	随時	2t車：3台
浄化槽汚泥	許可業者	随時	23台(3社合計)

### 3. 収集・運搬の実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績は、表 5-1-4 に示した搬入量と同値である。

### 第3節 中間処理の状況

#### 1. 中間処理施設の概要

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている泉佐野市田尻町清掃施設組合第1事業所（し尿処理施設）の概要を表5-3-1に示す。

表 5-3-1 し尿処理施設の概要

項目	内容
名称	泉佐野市田尻町清掃施設組合第1事業所
事業主体	泉佐野市田尻町清掃施設組合
所在地	大阪府泉佐野市6780番地
処理方式	標準脱窒素処理方式
処理能力	226kl/日
竣工年月	昭和54年9月

#### 2. 中間処理の方法・実績

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、広域化施設改修済の泉佐野市田尻町清掃施設組合第1事業所に搬入して、標準脱窒素処理により処理水と脱水汚泥となる。処理水は放流され、脱水汚泥は泉佐野市田尻町清掃施設組合第2事業所へ搬出し、焼却処理を行う。

熊取町分の年間処理量の推移は、表5-1-4に示した搬入量と同値である。

### 第4節 最終処分の状況

#### 1. 最終処分の概要

し尿処理施設から発生するし渣や余剰汚泥は泉佐野市田尻町清掃施設組合第2事業所へ搬出され、焼却によって処理される。発生する埋立対象物は焼却残渣であり、この最終処分にあたっては、し尿処理事務を委託した泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市6780番地・第1事業所）で実施する。

#### 2. 最終処分の方法

泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市6780番地・第1事業所）から発生する余剰汚泥やし渣は、焼却処理により減容化及び減量化を図ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分とする。

## 第5節 公共用水域の水質の現状

本町を流れる河川は、見出川、雨山川、和田川及び住吉川であり、これらのうち見出川（一部）、雨山川及び住吉川は二級河川に指定されている。また、見出川は、類型指定（E類型）を受けており、環境基準が設定されている。

見出川における環境基準の達成状況として、河川の代表的な汚濁指標とされるBODの調査結果の平成30年度から令和4年度までをみると、環境基準（10mg/L以下）は達成されている。また、生活環境項目に関する水質調査結果（pH、SS、D0）は、天候や河川の状況により目標値を上回ることがあるが、過去5年間の数値は安定している。

なお、類型指定されていない雨山川及び住吉川についてもBOD（75%値）等が測定されており、過去5年間の調査結果では、E類型の環境基準を満足している。天候により環境基準を上回ることがあるが、町内河川全てにおいて、全体的に安定した数値で推移している。

注：大阪府では、最近の河川水質の状況等をもとに、令和5年1月に指定類型の見直しを行い、見出川はD類型となった。新しい類型に基づく評価は令和5年度からとなっている。

E 類型の環境基準値 10mg/L 以下

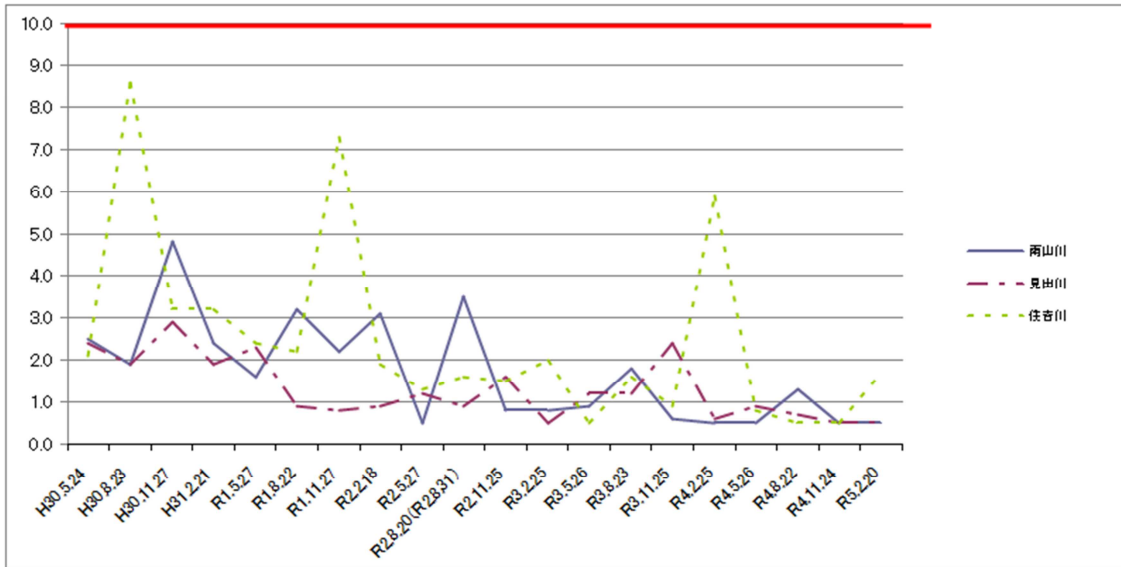


図 5-5-1 見出川、雨山川及び住吉川における B O D 値の経年変化

E 類型の環境基準値 6.0 以上 8.5 以下

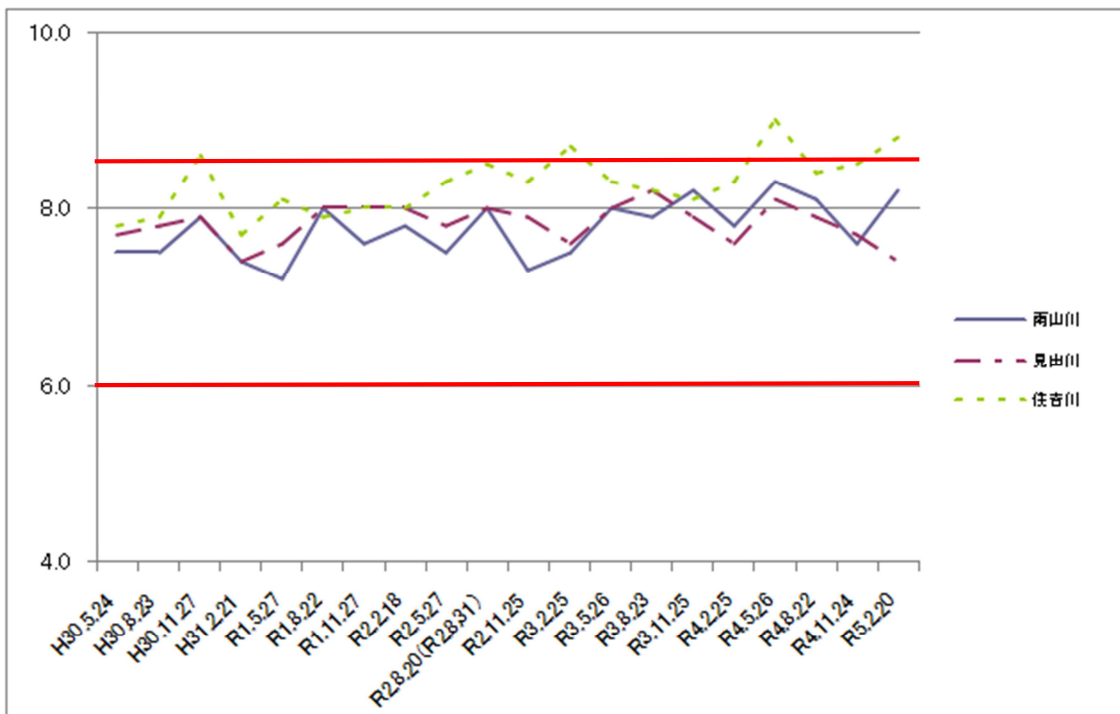


図 5-5-2 見出川、雨山川及び住吉川における p H の経年変化

E 類型の環境基準値は「ごみ等の浮遊が認められないこと」

【参考】 A 類型の環境基準値で 25mg/L 以下であり、D 類型の環境基準値でも 100mg/L 以下である。

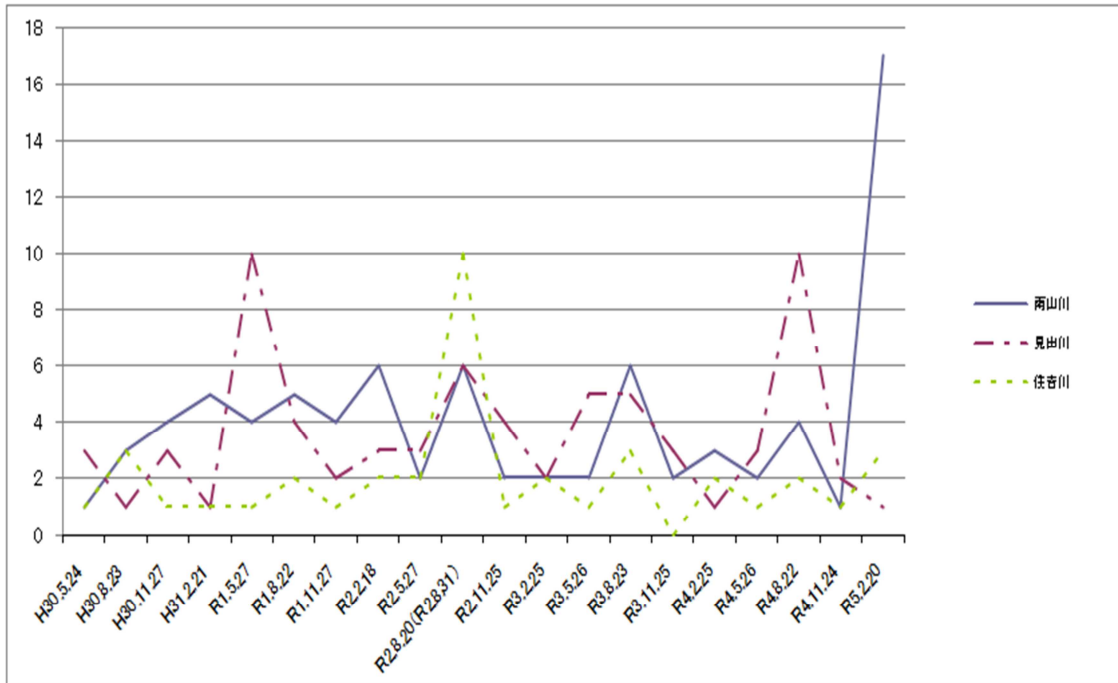


図 5-5-3 見出川、雨山川及び住吉川における S S（浮遊物質）の経年変化

E 類型の環境基準値 2mg/L 以上

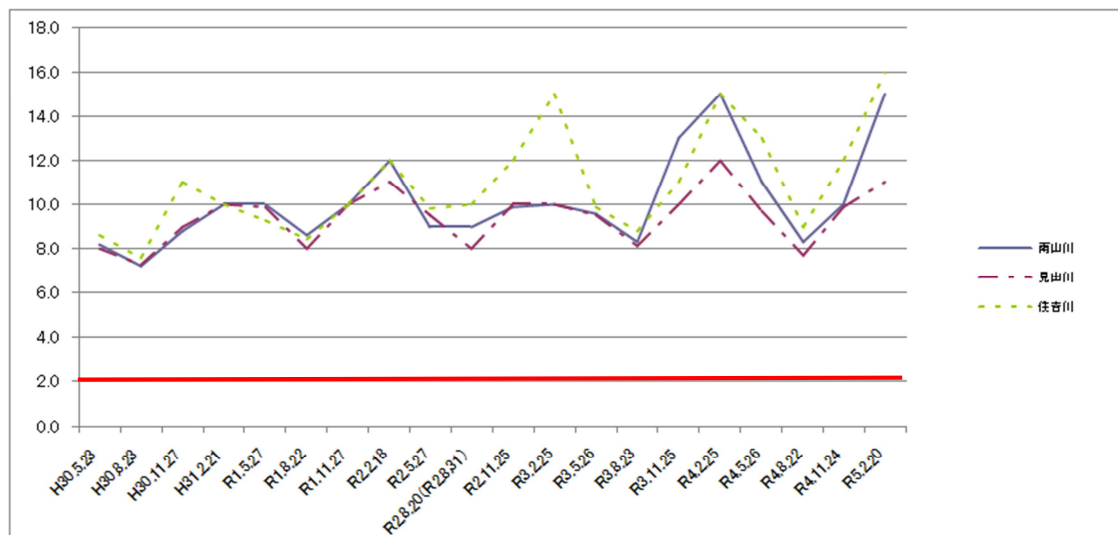


図 5-5-4 見出川、雨山川及び住吉川における D O（溶存酸素）の経年変化

表 5-5-1 見出川における水質調査結果（令和 4 年度）

項目		m / n	最小値 ~ 最大値	年平均値	環境基準
生活環境項目	BOD (mg/L)	0 / 4	0.5 ~ 0.9	0.7	10mg/L以下
	pH ( - )	0 / 4	7.4 ~ 8.1	—	6.0~8.5
	COD (mg/L)	- / 4	2.0 ~ 6.2	3.9	—
	DO (mg/L)	0 / 4	7.7 ~ 11.0	9.6	2mg/L以上
	SS (mg/L)	- / 4	1.0 ~ 10.0	4.0	ごみ等の浮遊が認められないこと
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		—	—	—
	全窒素 (mg/L)	- / 4	1.1 ~ 1.5	1.3	—
	全リン (mg/L)	- / 4	0.05 ~ 0.19	0.10	—

※m：環境基準を超える検体数

n：総検体数



## 第6節 生活排水処理経費

過去5年間における本町の生活排水処理経費の推移は、表5-6-1に示すとおりである。一般廃棄物処理事業実態調査（令和3年度実績）から、算定される一人あたりの生活排水処理経費の全国平均が約7,500円/人（し尿処理人口としてくみ取り（非水洗化）人口及び浄化槽（合併処理・単独処理）人口を計上）であるのに対して、本町においては、平成30年度が約14,300円/人（＝176,901千円÷12,371人）であり、令和4年度が約11,560円/人（＝124,422千円÷10,766人）となっている。

表5-6-1 生活排水処理経費の推移

単位：千円

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	
処理形態別人口（人）	浄化槽（合併処理）	4,363	4,463	4,371	4,415	4,375	
	みなし浄化槽（単独処理）	2,758	2,603	2,447	2,352	2,176	
	くみ取り（非水洗化）	5,250	4,960	4,763	4,475	4,215	
	計	12,371	12,026	11,581	11,242	10,766	
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	111,244	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0	
	組合分担金	0	0	171,731	0	0	
	小計	0	111,244	171,731	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	27,337	22,296	23,491	5,733	3,687	
	処理費	収集・運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	85,222	78,050	42,575	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費	0	0	0	0	0	
	委託費	63,569	62,581	63,982	49,658	48,264	
	組合分担金	0	0	1,618	98,220	72,460	
	その他	-	-	-	-	-	
小計	176,128	162,927	131,666	153,611	124,411		
その他	773	986	4,568	793	11		
合計	176,901	275,157	307,965	154,404	124,422		

出典：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票  
 ※処理形態別人口については、年度末実績（P37）より

## 第7節 課題の抽出・検討

生活排水の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するものであり、今後の生活排水処理においても衛生的処理を重視した、体制及び施設整備を推進していくことが求められる。このうち、し尿処理において、中間処理以降については令和3年度に泉佐野市田尻町清掃施設組合に事務委託した。

これらを踏まえ、処理・処分体系及び収集・運搬から中間処理、最終処分の各段階における課題としては、以下の事項を挙げることができる。

なお、昨今の物価高騰等により、必要な場合は手数料について検討する可能性があることを想定しておく。

### 1. 処理・処分体系における課題

第4節に示した水質調査結果より、本町内の河川では、BODの環境基準が達成されており、公共用水域の水環境保全は保たれている状況にある。

一方、令和3年度における本町の生活排水適正処理率は87.8%（＝生活排水適正処理人口37,757／行政区域内人口43,018）であり、全国平均の88.6%（令和3年度：汚水衛生処理率 総務省ホームページ（※生活排水適正処理率と汚水衛生処理率は同意））と比較して0.8ポイント低くなっており、大阪府の平均である96.7%（令和3年度：生活排水適正処理率 大阪府ホームページ）と比較すると、泉州地域では高位であるが、8.9ポイント低くなっている。

したがって、公共用水域の水質保全の維持や生活排水適正処理率の向上を図るため、公共下水道事業の推進と接続の促進に努めるとともに、当面、公共下水道が整備されないと見込まれる地域に対して、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置を促進していく必要がある。

### 2. 収集・運搬における課題

今後、公共下水道整備の進展に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量は、徐々に減少していくことが予想されるが、公共下水道の整備完了には相当の期間を要するため、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬も相当期間必要となる。このような中、収集先の減少による収集・運搬効率の低下が懸念されるとともに、し尿処理施設である大原衛生公苑の老朽化やし尿処理業務の効率化を図るべく、令和3年度からし尿処理の広域化（事務委託）を実施したため、運搬距離が伸びることとなった。

また、収集量増加の一因である便槽洗浄水の過剰使用に対して、洗浄水の使用抑制に向けた普及啓発を図る必要がある。

### 3. 中間処理における課題

公共下水道の普及拡大に伴う、し尿及び浄化槽汚泥の減少と、稼働後30年となっていた大原衛生公苑の設備改修費用の増加等の課題に対し、令和3年度から泉佐

野市田尻町清掃施設組合に事務委託したことによりランニングコストを減少させた。しかしながら、委託先の施設についても、令和2年度に広域化施設として改修が完了しているが、当初施設は昭和54年竣工であり一定程度老朽化が進んでいると言える。

#### 4. 最終処分における課題

し尿処理施設から発生する埋立対象物は、し渣や余剰汚泥の焼却によって発生する焼却残渣であり、最終処分量の低減を図るためには、し尿及び浄化槽汚泥への異物混入を抑制し、引き続き焼却処理により減容化、減量化を図る必要がある。

## 第6章 生活排水排出量の予測

---

### 第1節 処理形態別人口の予測

#### 1. 予測方法

生活排水量の将来予測は、原則としてごみ排出量の予測と同様に最小二乗法に基づいて行うものとするが、最小二乗法で予測することが適切でない場合は、予測対象人口の将来展望等を考慮して予測を行うものとする。

#### 2. 予測項目

予測項目としては、表 6-1-1 に示す処理形態別人口の内、

- 計画処理区域内人口
- 公共下水道人口
- 合併処理浄化槽人口
- 単独処理浄化槽人口
- し尿収集人口

について、予測を行うものとする。

#### 3. 予測手順

- ① 2に示した予測項目の内、まず計画処理区域内人口、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口について予測を行う  
(計画処理区域内人口：国立社会保障人口問題研究所推計)
- ② し尿収集人口については、計画処理区域内人口から、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口を差し引いて予測する。

以上①、②の手順で求めた処理形態別人口の予測結果を表 6-1-1 に示す。

表 6-1-1 処理形態別人口の予測結果

単位：人

年度	区分	計画処理 区域内人口	公共下水道 人口	浄化槽人口			し尿収集 人口
				合併	単独	合計	
根拠		A	B	C	D	E = C + D	F = A - (B + E)
実績	H30	43,685	33,357	4,233	2,084	6,317	4,011
	R1	43,589	33,673	4,128	1,992	6,120	3,796
	R2	43,277	33,872	3,852	1,919	5,771	3,634
	R3	43,018	33,914	3,843	1,837	5,680	3,424
	R4	42,903	34,026	3,793	1,791	5,584	3,293
予測	R5	42,426	33,524	3,722	1,702	5,424	3,478
	R6	42,107	33,602	3,676	1,628	5,304	3,201
	R7	41,789	33,676	3,636	1,554	5,190	2,923
	R8	41,392	33,680	3,601	1,480	5,081	2,631
	R9	40,995	33,678	3,570	1,406	4,976	2,341
	R10	40,597	33,671	3,542	1,332	4,874	2,052
	R11	40,200	33,657	3,516	1,258	4,774	1,769
	R12	39,803	33,636	3,492	1,184	4,676	1,491
	R13	39,363	33,572	3,470	1,110	4,580	1,211
	R14	38,923	33,503	3,450	1,035	4,485	935
	R15	38,483	33,425	3,430	961	4,391	667
備考		行政区域内 人口と同値	下水道既計画 値に基づく				

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿・浄化槽汚泥排出量の将来予測は、前節で予測した処理形態別人口に、将来の排出原単位を乗じて算定するものとする。

将来の排出原単位は、過去5年間の排出原単位実績に基づき、ごみ量予測と同様の手法により予測するものとするが、浄化槽汚泥については、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の汚泥が別々に計量されていないことから、個別に推定した排出原単位で将来値を設定するものとする。

し尿排出原単位及び浄化槽汚泥排出原単位（推定）の実績を表 6-2-1 に、し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測結果を表 6-2-2 に示す。

表 6-2-1 し尿・浄化槽汚泥の実績値

区分		年度	H30	R1	R2	R3	R4
し尿	人口 (人)		4,011	3,796	3,634	3,424	3,293
	収集量 (kl/年)		8,958	8,605	8,310	7,334	6,754
	排出原単位 (l/人・日)		6.12	6.19	6.27	5.87	5.62
浄化槽汚泥	人口 (人)		6,317	6,120	5,771	5,680	5,584
		合併	4,233	4,128	3,852	3,843	3,793
		単独	2,084	1,992	1,919	1,837	1,791
	収集量 (kl/年)		5,547	5,309	5,827	4,992	5,200
	排出原単位 (l/人・日)		2.41	2.38	2.77	2.41	2.55
		合併	2.75	2.70	3.17	2.74	2.90
	単独	1.72	1.69	1.98	1.71	1.81	

注) 浄化槽汚泥原単位の内訳はともに推定値である。

表 6-2-2 し尿・浄化槽汚泥排出量 (処理量) の予測結果

区分 年度	し尿排出 原単位	浄化槽汚泥排出原単位		し尿		浄化槽汚泥				総排出量		
		合併	単独	収集人口	排出量	合併		単独			計	
						収集人口	排出量	収集人口	排出量			
単位	l/人・日	l/人・日	l/人・日	人	kl/年	人	kl/年	人	kl/年	kl/年	kl/年	
予測算式	a	b	c	d	$e=a*d*365/10^3$	f	$g=b*f*365/10^3$	h	$i=c*h*365/10^3$	$j=g+i$	$k=e+j$	
実績	H30	6.12	2.75	1.72	4,011	8,958	4,233	*	2,084	*	5,547	14,505
	R1	6.19	2.70	1.69	3,796	8,605	4,128	*	1,992	*	5,309	13,914
	R2	6.26	3.17	1.98	3,634	8,310	3,852	*	1,919	*	5,827	14,137
	R3	5.87	2.74	1.71	3,424	7,334	3,843	*	1,837	*	4,992	12,326
	R4	5.62	2.90	1.81	3,293	6,754	3,793	*	1,791	*	5,200	11,954
予測	R5	5.62	2.90	1.81	3,478	7,154	3,722	3,951	1,702	1,128	5,079	12,233
	R6	5.62	2.90	1.81	3,201	6,566	3,676	3,891	1,628	1,076	4,967	11,533
	R7	5.62	2.90	1.81	2,923	5,996	3,636	3,849	1,554	1,027	4,876	10,872
	R8	5.62	2.90	1.81	2,631	5,397	3,601	3,812	1,480	978	4,790	10,187
	R9	5.62	2.90	1.81	2,341	4,815	3,570	3,789	1,406	931	4,720	9,535
	R10	5.62	2.90	1.81	2,052	4,209	3,542	3,749	1,332	880	4,629	8,838
	R11	5.62	2.90	1.81	1,769	3,629	3,516	3,722	1,258	831	4,553	8,182
	R12	5.62	2.90	1.81	1,491	3,058	3,492	3,696	1,184	782	4,478	7,536
	R13	5.62	2.90	1.81	1,211	2,491	3,470	3,683	1,110	735	4,418	6,909
	R14	5.62	2.90	1.81	935	1,918	3,450	3,652	1,035	684	4,336	6,254
	R15	5.62	2.90	1.81	667	1,368	3,430	3,631	961	635	4,266	5,634
備考	R4実績	R4実績	R4実績									

## 第7章 生活排水処理基本計画

---

### 第1節 基本方針

本町は、平成元年度より、公共下水道の整備に着手したのをはじめとし、平成10年度には、浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進を図るべく、「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱」に基づき、設置費用の一部助成を開始し、総合的な生活排水処理対策を行ってきた。令和4年度末には下水道普及率全国平均81.0%（汚水処理人口普及状況 国土交通省HP）のところ、本町では、公共下水道普及率が83.8%を達成した。町内を流れる見出川や雨山川、住吉川の水質は安定しているものの、本町の生活排水適正処理率は、全国平均と比較して、0.8ポイント低く、また、大阪府の平均を8.9ポイント下回っている状況にある。

このため、生活排水適正処理率の向上と良好な水環境を確保するための対策として、公共下水道については、引き続き整備の推進や接続の促進を図るとともに、当分の間、公共下水道の供用が見込めない地域に対しては、浄化槽の設置を促進していく。

これらを念頭に置き、生活排水処理に係る基本方針を以下のとおり定めるものとする。

#### <生活排水処理施設の整備>

- ① 公共下水道の整備を推進し、汚水処理人口普及率95%（令和4年度91.9%）の達成を早期に目指すとともに、接続の促進を図る。  
注：汚水処理人口普及率は、総人口に占める、下水道、浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水施設等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。
- ② 当分の間、公共下水道が整備されないと見込まれる地域に対し、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置を促進する。
- ③ し尿処理を事務委託した泉佐野市田尻町清掃施設組合第1事業所における、計画的・効率的な維持・修繕等について、協議していく。
- ④ 各生活排水処理施設の経年劣化による機能低下を緩和するため、ライフサイクルコスト低減に向けた配慮や予防保全型施設管理の導入等による計画的・効率的な維持・修繕等に努め、正常な機能が発揮されるよう管理者に対して要求する。

### <水の適正利用に関する普及啓発の推進>

生活排水処理施設の全域的整備には、相当な費用と期間を要することから、これと並行して、発生源における対策を促進するため、各家庭における排出負荷の抑制方法やその必要性に関する啓発活動を展開し、広く住民の理解と協力を得ることに努める。

## 第2節 処理主体

本町における生活排水処理主体を、表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 生活排水処理主体

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	委託業者	委託 <sup>注1)</sup>	委託 <sup>注1)</sup>
	許可業者		
浄化槽汚泥	許可業者	委託 <sup>注1)</sup>	委託 <sup>注1)</sup>
汚水	公共下水道		

注1) R3年度から泉佐野市田尻町清掃施設組合に事務委託

表 7-2-2 収集・運搬委託及び許可業者

業者名	松藤工業(株)		(株)興和	(株)奥野興業
	委託	許可	許可	許可
し尿	○	○		
浄化槽汚泥		○	○	○

## 第3節 生活排水の処理計画

### 1. 生活排水処理の目標

#### (1) 生活排水の処理目標

生活排水処理に係る施策の推進により、生活排水適正処理率を現状の88%から96%に向上させることを目標とする。



表 7-3-1 生活排水処理目標

区 分	現 状 (R4)	目標年次 (R15)
生活排水適正処理率	88.2%	95.8%

(2) 人口の内訳

人口の内訳は、「第 6 章 第 1 節 2. 処理形態別人口の予測結果」より、表 7-3-2 に示すとおりである。

表 7-3-2 人口の内訳

単位：人

区 分	現 状 (R4)	目標年次 (R15)
行政区内人口	42,903	38,483
計画処理区域内人口	42,903	38,483
生活排水適正処理人口	37,819	36,855

(3) 生活排水の処理形態別内訳

目標年度における生活排水の処理形態別内訳は、表 7-3-3 に示すとおりである。

表 7-3-3 生活排水の処理形態別内訳

単位：人

区分	年度	現 状 (R4)	目標年次 (R15)
計画処理区域内人口		42,903	38,483
生活排水適正処理人口		37,819	36,855
市町村設置型コミュニティ・プラント人口		0	0
浄化槽（合併処理浄化槽）人口		3,793	3,430
公共下水道人口		34,026	33,425
農業集落排水施設人口		0	0
生活雑排水未処理人口		5,054	1,628
みなし浄化槽人口 （単独処理浄化槽人口）		1,791	961
くみ取り人口		3,293	667
計画収集人口		3,293	667
自家処理人口		0	0
計画収集区域外人口		0	0

## 2. 生活排水を処理する区域

本町では、主に市街化区域を対象として公共下水道の整備を推進しており、公共下水道事業計画区域については、令和12年頃までに整備を完了する予定である。一方、公共下水道事業計画区域外については、現事業計画区域の整備が完了した後、引き続き整備推進に努める。

また、公共下水道事業計画区域外においては、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置補助制度に係る啓発活動を推進することで、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置を促進する他、「公共浄化槽等整備推進事業」についても、引き続き検討する。

## 3. 施設及び整備計画の概要

前項の内容を踏まえ、施設整備計画を表7-3-4のとおり定める。

表 7-3-4 施設整備計画の概要

区 分	整備対象区域	処理人口 (R15)	整備予定年次
公共下水道	主に市街化区域	33,425人	～令和15年頃
浄化槽(合併処理浄化槽)	公共下水道事業計画区域外の市街化区域の一部及び市街化調整区域	3,430人	—

## 第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 1. 排出抑制・資源化計画

#### (1) 計画目標

本町における排出抑制・再資源化計画は、公共下水道の普及を考慮し、以下の内容为目标とする。

- ① し尿及び浄化槽汚泥への異物混入を抑制する。
- ② 便槽や浄化槽への雨水混入を抑制する。

#### (2) 異物・雨水混入抑制の方法

排出量の減量化を図るため、広報紙やホームページを通じて、便器や排水口へ

おむつ等の異物を流さないよう、啓発・指導を行っていくとともに、便槽や浄化槽への雨水混入の防止について、維持管理の徹底を要請する。また、多量の油分が浄化槽汚泥に混入した場合、し尿処理施設の処理機能の低下等を招く恐れがあるため、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置世帯に対し、廃油固形化等の油分対策の徹底に協力を求める。

## 2. 収集・運搬計画

### (1) 計画目標

し尿の収集は、環境保全や公衆衛生上から必要不可欠なものであり、迅速かつ効率的な収集・運搬体制を確立する必要がある。また、収集作業は住民と清掃行政との接点であり、これを円滑に運営することは、廃棄物行政の基本となる重要な施策である。

浄化槽汚泥についても同様で、浄化槽の性能維持と公共用水域の水質保全上から、より適切な収集・運搬計画を策定し、実施する必要がある。

本計画においては、このような状況に加えて、公共下水道の普及を考慮し、以下の事項を収集・運搬に関する目標とする。

- ① 公共下水道の普及による収集量の減少及び令和3年度からのし尿処理の広域化（事務委託）を踏まえ、効率的な収集体制を確立する。
- ② 大型合併処理浄化槽からの汚泥については、分散的な収集に対して協力を求める。
- ③ 浄化槽の設置世帯に対しては、法令で定められた清掃頻度を遵守するよう、啓発・指導を行う。
- ④ 収集業者に対し、便槽等の洗浄水を過剰に使用しないよう指導する。

### (2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は、現行どおり行政区域内全域とする。ただし、公共下水道の供用開始区域については、必要に応じて順次収集区域から除外していくものとする。

### (3) 収集・運搬の方法

今後、公共下水道の普及及びし尿処理の広域化（事務委託）に伴う運搬距離の延伸により、収集・運搬効率の低下が想定されるため、公共下水道の供用開始区

域を収集対象から除外する他、収集運搬に支障のない台数を確保していくなど、収集・運搬効率の低下を抑制する。また、大型合併処理浄化槽の汚泥が、集中して排出されることを避けるため、適正かつ分散的な収集について、設置者へ協力を求める。さらに、便槽等の洗浄水を過剰に使用することが、収集量の増加に繋がるため、収集業者に対し、使用量の抑制を指導していく。

また、今後も減少傾向となるし尿処理量及びし尿処理の広域化を踏まえ、収集・運搬については表 7-2-2 に示す現在の委託業者 1 者、許可業者 3 者体制の保持を前提として適正かつ効率的な収集・運搬体制の構築に向け、適宜検証を行う。し尿等の収集・運搬は、し尿処理事業における住民との接点であり、排出されたし尿等を生活環境の保全上支障がないよう中間処理施設まで搬入する手段として位置付けられる。「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」は廃棄物処理法の目的であり、これらを基盤としてはじめて循環型社会が成立する。よって、本町では収集・運搬業務を将来にわたって、継続的かつ安定的に行うため、また、無秩序な競争等によりサービスの遅延、停止がないよう特別な事情がない限り、現行体制を維持することとしている。

#### (4) 収集・運搬の量

将来における収集・運搬計画量は、表 7-4-1 に示すとおりである。

表 7-4-1 収集・運搬計画量

単位：kL/年

年度	し尿	浄化槽汚泥	計
R5	7,154	5,079	12,233
R6	6,566	4,967	11,533
R7	5,996	4,876	10,872
R8	5,397	4,790	10,187
R9	4,815	4,720	9,535
R10	4,209	4,629	8,838
R11	3,629	4,553	8,182
R12	3,058	4,478	7,536
R13	2,491	4,418	6,909
R14	1,918	4,336	6,254
R15	1,368	4,266	5,634

### 3. 中間処理計画

#### (1) 計画目標

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、公共下水道の普及及び令和3年度からのし尿処理の広域化（事務委託）を考慮し、以下に示す事項を目標とする。

- ① 令和3年度からの、泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第1事業所）へのし尿処理事務の委託化（広域化）を踏まえ、無駄のない効率的な点検・補修及び維持管理により、し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状に適した中間処理の構築を目指すよう泉佐野市田尻町清掃施設組合との協議等を進める。

#### (2) 中間処理の方法

令和3年度からの、泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第1事業所）へのし尿処理事務の委託化（広域化）により、し尿処理施設の無駄のない効率的な点検・補修及び維持管理を目指し、処理することを協議する。また、適正な運転を行うため、し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状の変化に適切に対応するよう協議するものとする。

#### (3) 中間処理の量

し尿及び浄化槽汚泥は、収集量の全量を中間処理することから、将来の中間処理計画量は、2. (4)表 7-4-1 に示した収集・運搬計画量と同値となる。

#### 4. 最終処分計画

##### (1) 計画目標

し尿処理施設から発生する埋立対象物は、し渣や余剰汚泥の焼却によって発生する焼却残渣であり、この最終処分にあたっては、し尿処理事務の委託化（広域化）が行われた泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第 1 事業所）で実施する。

- ① し尿及び浄化槽汚泥への異物混入を抑制し、最終処分量の低減を図る。
- ② 余剰汚泥やし渣については、焼却処理により減容化、減量化を図る。

##### (2) 最終処分の方法

泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第 1 事業所）から発生する余剰汚泥やし渣は、焼却処理により減容化及び減量化を図ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分とする。

##### (3) 最終処分量

最終処分の計画量は、中間処理量に対する焼却残渣量の割合（大原衛生公苑実績平均：0.15%）に基づき、表 7-4-2 に示すとおりとする。

表 7-4-2 最終処分計画量

年度	処理量 (kL/年)	焼却残渣量(最終処分)	
		(t/年)	残渣率
R5	15,033	23	0.15%
R6	14,651	22	0.15%
R7	14,899	22	0.15%
R8	15,108	23	0.15%
R9	14,580	22	0.15%
R10	14,536	22	0.15%
R11	13,777	21	0.15%
R12	13,123	20	0.15%
R13	12,457	19	0.15%
R14	11,891	18	0.15%
R15	11,324	17	0.15%
備考		処理量×残渣率	実績平均

※大原衛生公苑で焼却したとして試算

## 第5節 その他生活排水対策の推進に関する事項

### 1. 住民に対する広報・啓発活動

水環境の保全や公衆衛生の向上には、住民による取り組みが不可欠であることから、以下の事項について、広報紙やホームページ等による重点的な啓発活動を行っていく。

- ① 公共下水道への接続について
- ② 法令に基づく浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査について
- ③ し尿及び浄化槽汚泥への異物混入の防止について
- ④ 台所等の発生源でできる生活雑排水対策について
- ⑤ 公共下水道事業計画区域外のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）及びくみ取り便槽設置家庭に対する浄化槽（合併処理浄化槽）への転換促進について

### 2. 地域に関する諸計画との関係

本計画は、将来の開発計画等を十分に反映し、これらと整合を図りつつ推進していくものとする。

また、公共下水道計画等が大幅に変更された場合は、本計画を適宜見直すものとする。







## 資料編

資料 1 計画策定経過

資料 2 熊取町の概要

資料 3 用語の解説



## 資料1 計画策定経過

### 1. 策定経過

本計画は令和5年8月30日に熊取町廃棄物減量等推進審議会に対して「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定に係る一般廃棄物の適正処理、減量化及び資源の有効活用などに関する事項について」諮問を行い、令和5年12月18日に受けた答申を踏まえ策定しました。

### 2. 熊取町廃棄物減量等推進審議会での検討過程

#### (1) 審議会開催状況

	開催日程	内容等
第1回	令和5年8月30日(水) 14:00～17:00	①役員選出 ②諮問「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定に係る一般廃棄物の適正処理、減量化及び資源の有効活用などに関する事項について」 ③第3期計画案(第2期計画の実績と課題)
第2回	令和5年11月6日(月) 13:30～15:30	①第3期計画案(第2期計画の実績と課題)の修正部分の説明 ②第3期計画案(今後の予測と基本計画) ③①及び②についての意見集約
第3回	令和5年12月18日(月) 13:30～15:30	①最終調整と答申

(2) 審議会委員名簿

熊取町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	所属・役職名	氏名
学識経験のある者	関西医療大学 教授	上田 一仁
	和歌山大学 准教授	山本 祐吾
住民代表	自治会連合会会長	藤原 重弘
	廃棄物減量等推進員(熊中校区)	江藤 佐友里
	廃棄物減量等推進員(北中校区)	七里 英二
	廃棄物減量等推進員(南中校区)	中 嘉宏
	NPO法人永楽桜保存会代表理事	阪上 良雄
	熊取町商工会女性部長	辻 美貴
町議会議員	町議会議員	二見 裕子
	町議会議員	江川 慶子
町職員	熊取町副町長	南 和仁
その他町長が必要と認めるもの	地域包括支援センターやさか管理者	第1回 浅井 拓也
		第2・3回 髭野 真也
	OSAKAゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーション 事務局長	河本 一誠

R05 熊環第 001404 号  
令和 5 年 8 月 3 0 日

熊取町廃棄物減量等推進審議会  
会長 上田 一仁 様

熊取町長 藤原 敏司

第 3 期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定に係る一般廃棄物の適正  
処理、減量化及び資源の有効活用などに関する事項について（諮問）

一般廃棄物の減量とその適正な処理に加えて、循環型社会の形成を目指し、平成 26 年 3 月に令和 5 年度を目標年次とする第 2 期熊取町一般廃棄物処理基本計画を策定し、住民、事業者及び行政が各々担うべき役割や責任について相互に理解を深め、連携しながら取り組んできたところです。

今年度、令和 15 年度を目標年次とする第 3 期熊取町一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、一般廃棄物の適正処理、減量化及び資源の有効活用などに関する事項について、廃棄物の減量化及び適正処理条例第 17 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

令和5年12月18日

熊取町長  
藤原 敏司 様

熊取町廃棄物減量等推進審議会  
会長 上田 一仁

第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定に係る一般廃棄物の適正  
処理、減量化及び資源の有効活用などに関する事項について（答申）

令和5年8月30日付け、R05熊環第001404号にて諮問のあった「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定に係る一般廃棄物の適正処理、減量化及び資源の有効活用などに関する事項」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画（案）」のとおり答申します。

今後、本答申をもとに「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画」が策定され、めざすべき将来像である『未来へ向かって、資源循環型社会を実現するまち～健やかに、安心して、住み続けたいと思えるまちづくり～』の実現に向け、住民、事業者、行政が連携、協働し、基本方針のもと具体的な施策・処理等が推進されることを望みます。

なお、本計画の推進に際しては、当審議会の審議で発言のあった意見や提案に十分配慮されることを望みます。

#### 記

1. ごみ処理にかかる4つの基本方針（①環境への負荷の軽減を図る、②環境教育の充実を図る、③住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む、④安全・安心で確実な処理に取り組む）及び生活排水処理にかかる2つの基本方針（①生活排水処理の整備、②水の適正処理に関する普及啓発の推進）を踏まえ、具体的な施策等を実施する場合には重点的な取組みを設定し、実施することが望ましい。
2. 重点取組となっている広報・啓発活動の推進については、ごみの排出抑制や適正処理などに関して住民の認知度をあげるための努力と、また、わかりやすい指標の開発に期待する。
3. 重点取組の資源ごみ分別収集の推進については、新しいリサイクル体制の構築を期待する。
4. ごみ処理は今後広域処理される計画であるが、関係市町が掲げる目標、戦略と不整合がないよう、十分協議してほしい。

## 資料 2 熊取町の概要

### 本町の地域特性

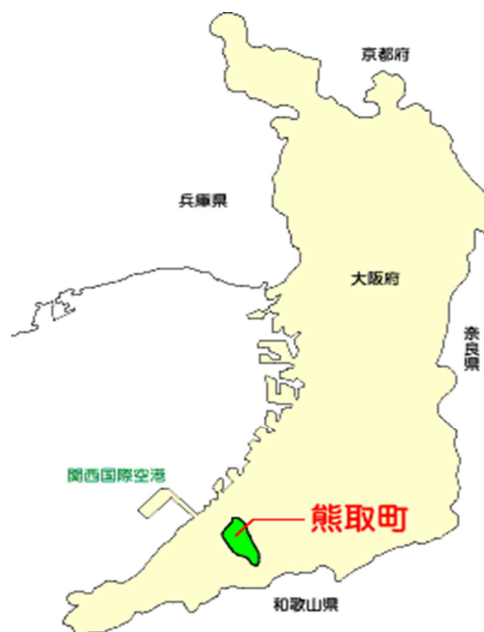
#### 1. 地理的条件

##### (1) 位置・地勢

本町は大阪都心部から 30km の距離で、大阪府の南部・泉南郡にあつて関西国際空港のある泉佐野市の東隣に位置しています。

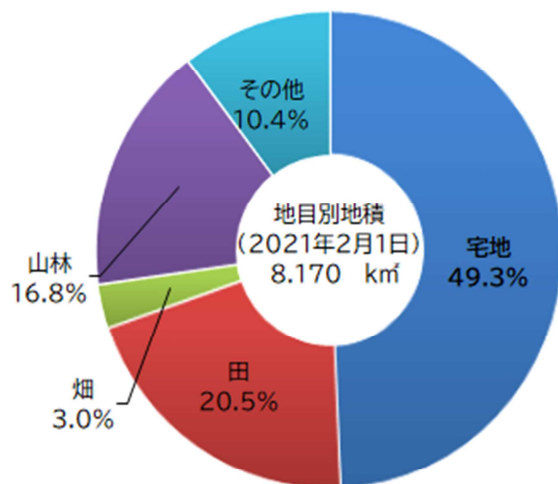
地勢は、本町の南方には、和泉山脈の一部である雨山や奥山雨山自然公園があり、風光明媚で和泉平野、大阪湾を隔て淡路島も遠望できます。東方は、和泉山脈の山麓地帯で、地盤は東南より北西に向かって次第に低く適度の傾斜を保つて海岸平野に接しています。和泉山脈に源を發する見出川、雨山川、住吉川は町の中央部を流れ大阪湾に注いでおり、土質は肥沃で山間部は松を主とする造林に、平野は耕地に適しています。

資料：熊取町 HP より  
図 1-1 熊取町の位置



##### (2) 土地利用

本町の 2021 (令和 3) 年の土地利用面積は、宅地が約 50% と最も広く、次いで田約 20%、山林約 17%、その他約 10%、畑約 3% となっています。

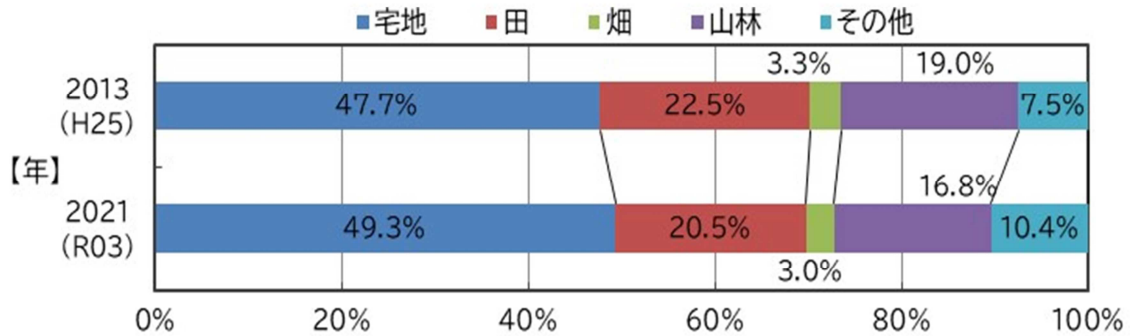


資料：熊取町統計書 (令和 3 年度版) 2021 年 2 月 1 日現在

図 1-2 土地利用面積



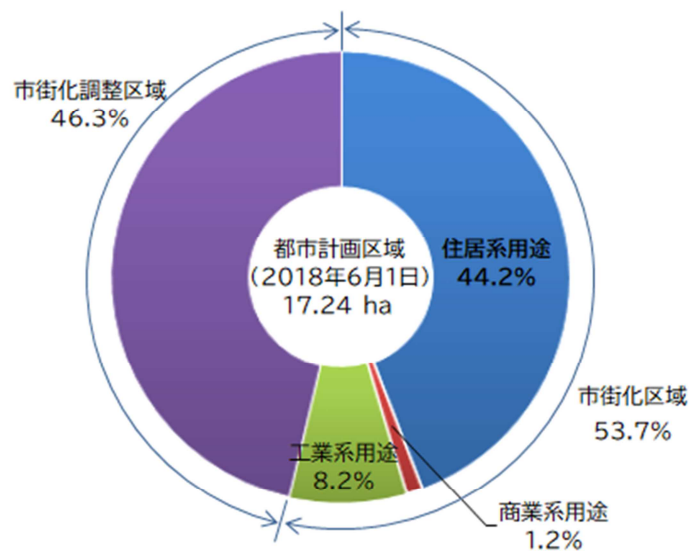
土地利用内訳をみると、2013（平成25）年と2021（令和3）年を比較すると、田と山林が減少し、宅地とその他が増加していることから、農地等の宅地化が進んでいることがうかがえます。



資料：熊取町統計書（令和3年度版）2021年2月1日現在

図 1-3 土地利用内訳の変化

都市計画区域の内訳は市街化調整区域が約46%、市街化区域が約54%となっており、市街化区域内では、住宅系用途が約44%と多く、次いで工業系用途約8%となっています。



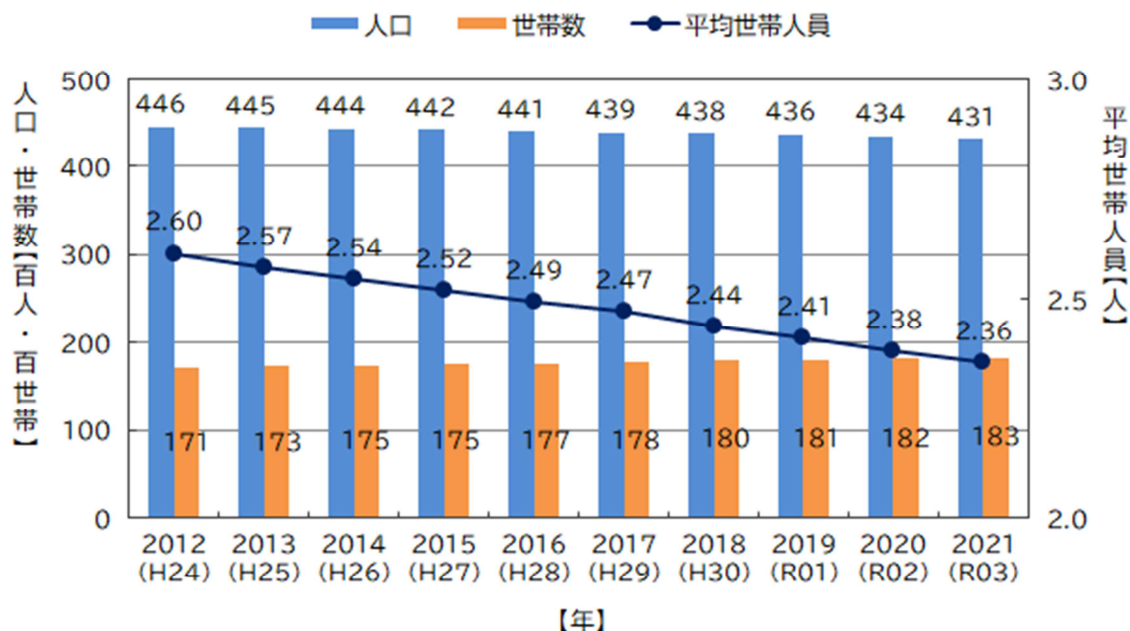
熊取町統計書(令和3年度版)2021年2月1日現在

図 1-4 都市計画区域の内訳

## 2. 社会的条件

### (1) 人口・世帯数

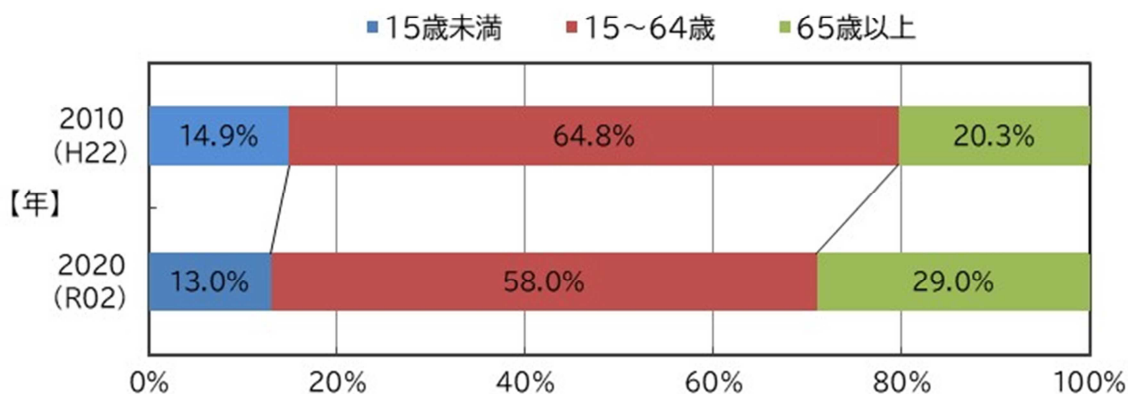
本町の2021（令和3）年の人口は43,100人、世帯数は18,300戸、平均世帯人員は2.3人と  
なっており、2012（平成24）年と比較すると、人口は約1,500人減少していますが、世帯数は  
約1,200戸増加しており、平均世帯人員が減少しています。



資料：熊取町統計書

図 2-1 人口・世帯数・世帯人員の推移

年齢階層別人口比率をみると、2010（平成22）年から2020（令和2）年で、0歳～14歳、15歳～64歳が減少しており、65歳以上が増加傾向にあることから、少子高齢化の進行が伺えます。



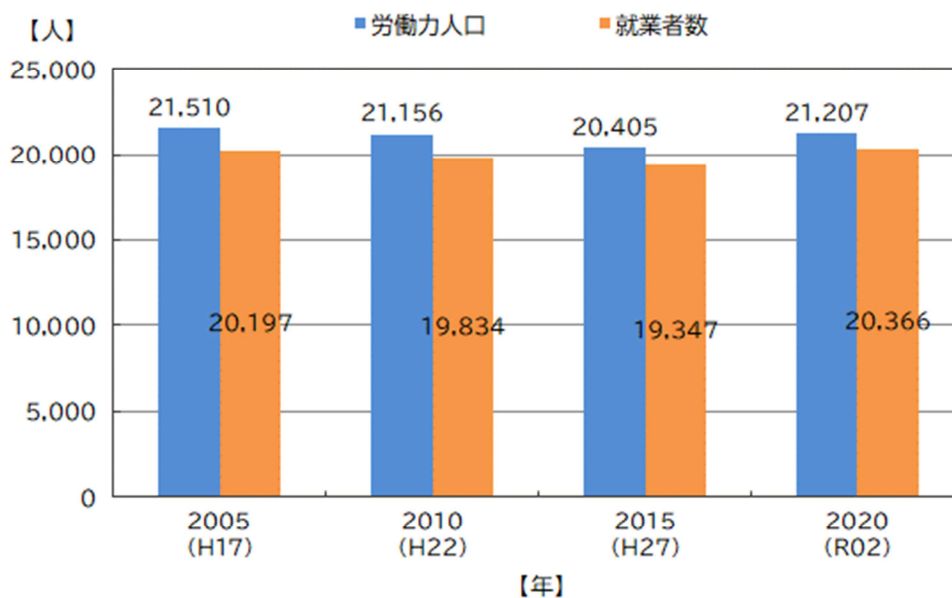
資料：国勢調査

図 2-2 人口・世帯数・世帯人員の推移

(2) 労働力

本町の労働力人口は21,207人（2020（令和2）年で、2005（平成17）年当時と比べると303人減少（▲1.4%）しています。

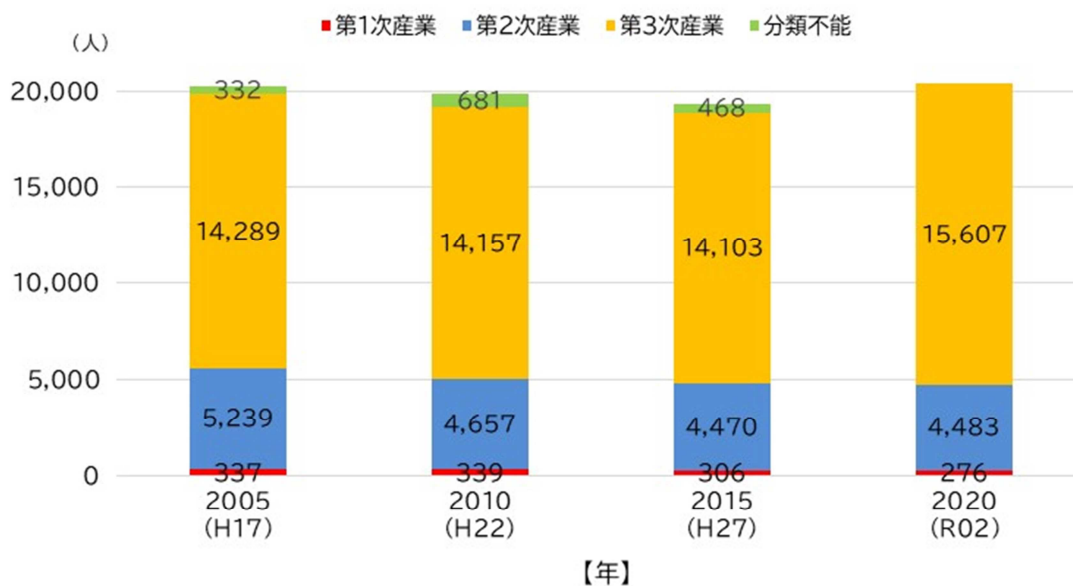
2005（平成17）年以降、減少傾向にあった町内就業者数は、2020（令和2）年には増加に転じています。



資料：国勢調査

図 2-3 労働力人口・町内就業者数の推移

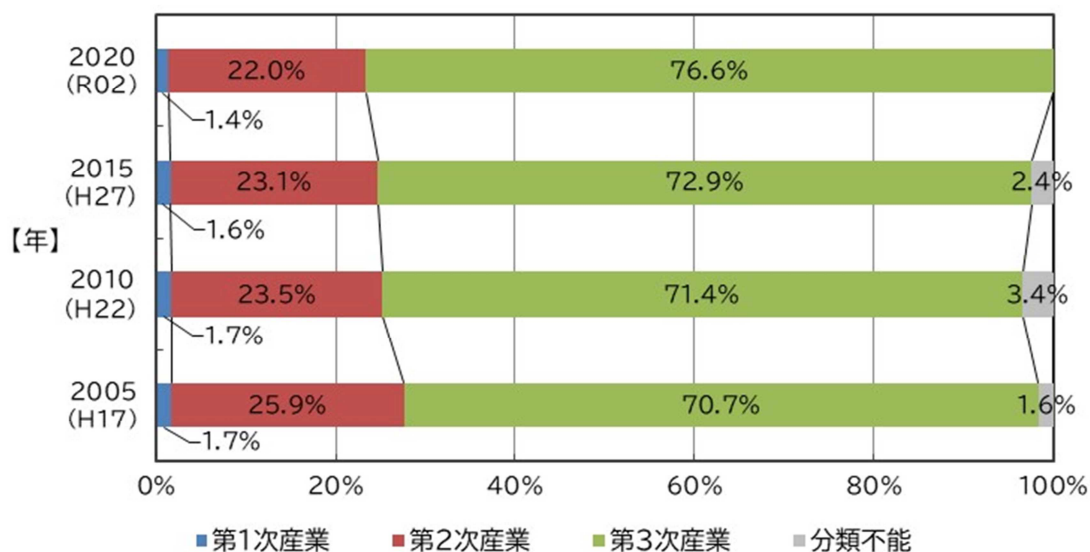
産業別就業人口は、2005（平成17）年から2015（平成27）年にかけて、第2次産業と第3次産業が減少傾向にありましたが、2020（令和2）年は第2次産業、第3次産業共に増加しています。



資料：国勢調査

図 2-4 産業別就業人口の推移

産業別就業者数の割合は、第1次産業及び第2次産業で減少傾向、第3次産業で増加傾向が見られ、2020（令和2）年は第1次産業が1.4%、第2次産業が22.0%、第3次産業が76.6%となっています。



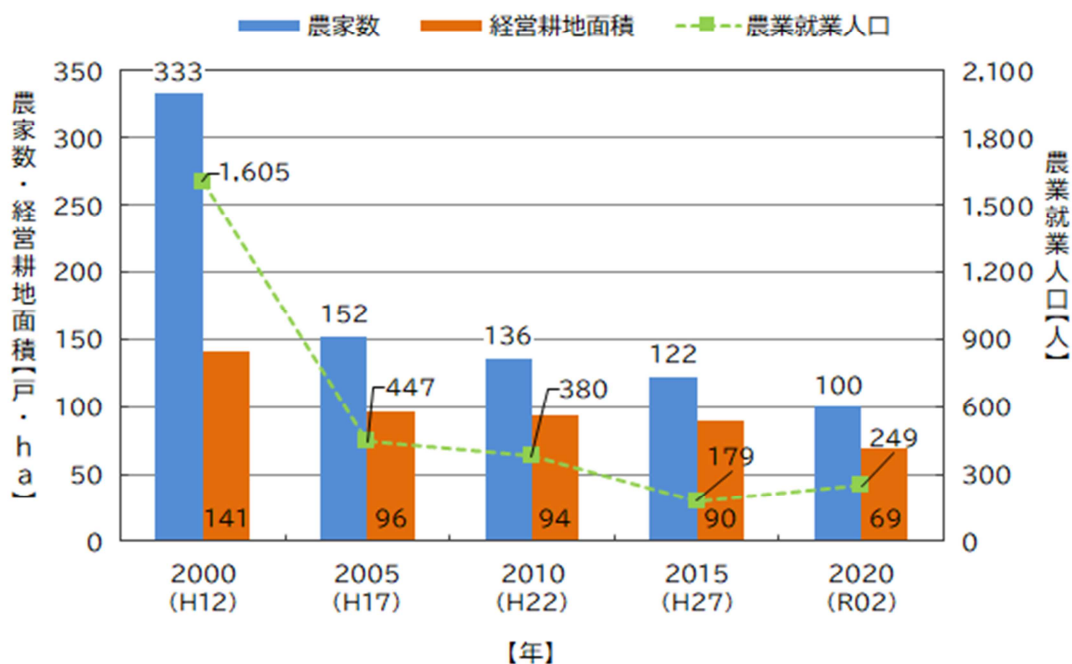
資料：国勢調査

図 2-5 産業別就業人口の比率の推移

### (3) 農業

本町の農家数は2000（平成12）年から2005（平成17）年にかけて農家数が激減し、経営耕地面積は約50ha減少しています。農家就業人口は2010（平成22）年と2015（平成27）年とで、約200人減少していますが、2020（令和2）年では70人増加しています。

農家数の減少に伴って、経営耕地も2020（令和2）年には69ha（2000（平成12）年比▲51%）まで減少しています。



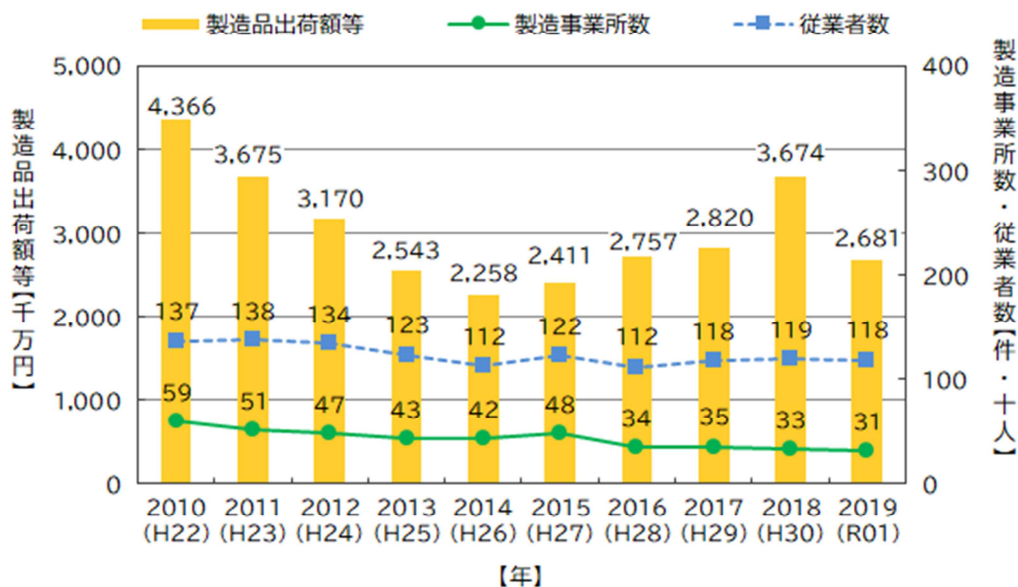
資料：国勢調査

図 2-6 農家数・農家就業人口・経営耕地面積の推移

(4) 工業

本町の製造事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。

製造品出荷額等は2010（平成22）年から2014（平成26）年にかけて減少傾向でしたが、2015（平成27）年から2018（平成30）年は増加に転じたものの、2019（令和2）年は2,681千万円と減少しています。



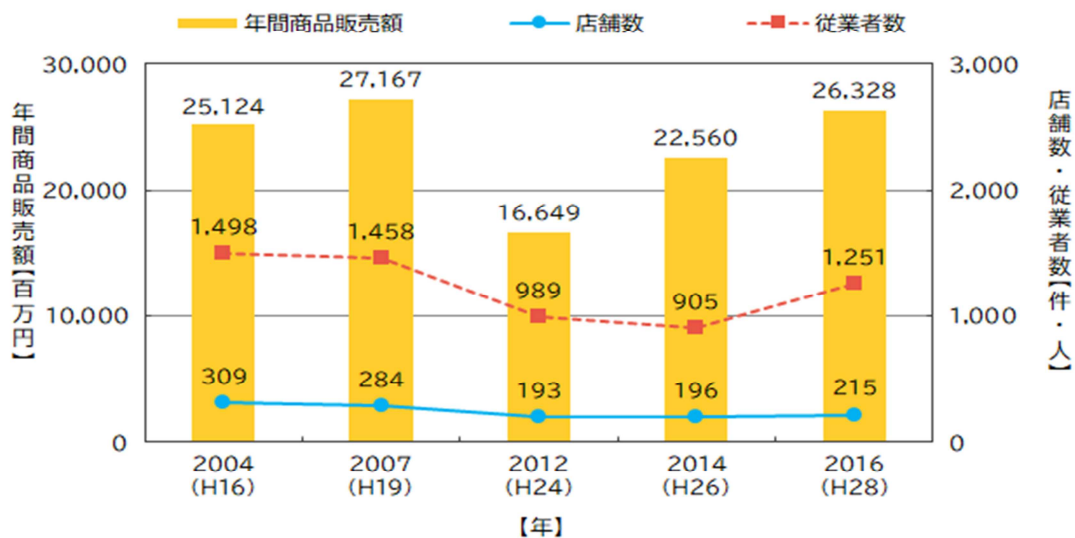
資料：工業統計調査

図 2-7 製造品出荷額等・事業所数・従業者数の推移

(5) 商業

本町の卸売・小売業の店舗数はほぼ横ばいで推移していますが、従業者数は、2014（平成26）年までは減少傾向にありますが、2016（平成28）年は1,251人となっており、2014（平成26）年より約350人増加しています。

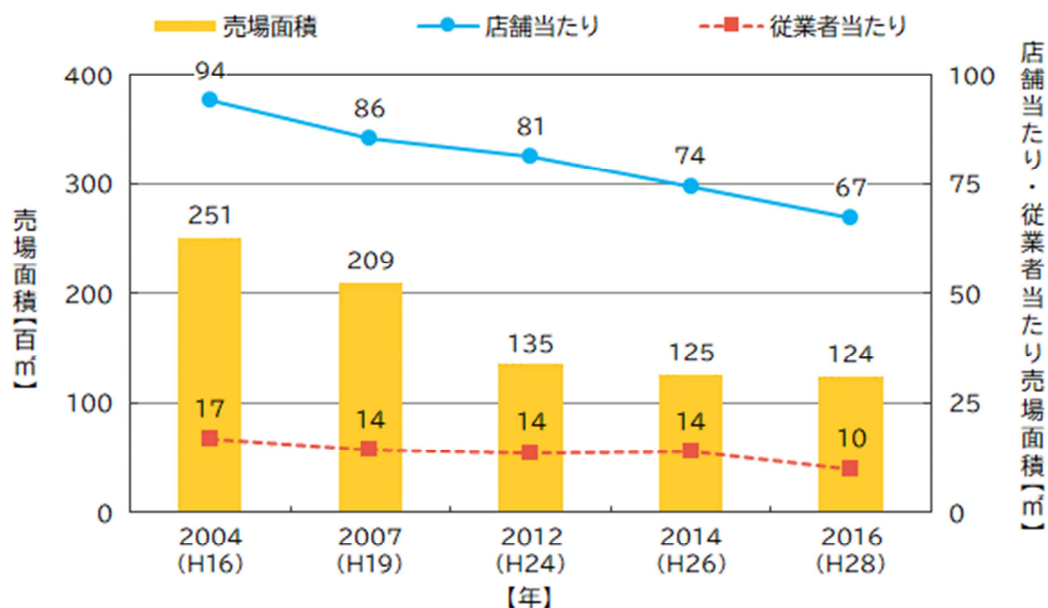
年間販売額は2012（平成24）年に減少傾向が見られましたが、その後増加に転じ、2016（平成28）年には、26,328百万円となり2012（平成24）年より約58%増加しています。



資料：商業統計調査（2004、2007、2014）、経済センサス（2012、2016）

図 2-8 卸売・小売業の年間商品販売額・店舗数・従業員数の推移

小売業の売場面積は2007（平成19）年以降減少しており、2016（平成28）年は約50%減少しています。また、1店舗当たりや従業者1人当たりでも減少傾向にあります。



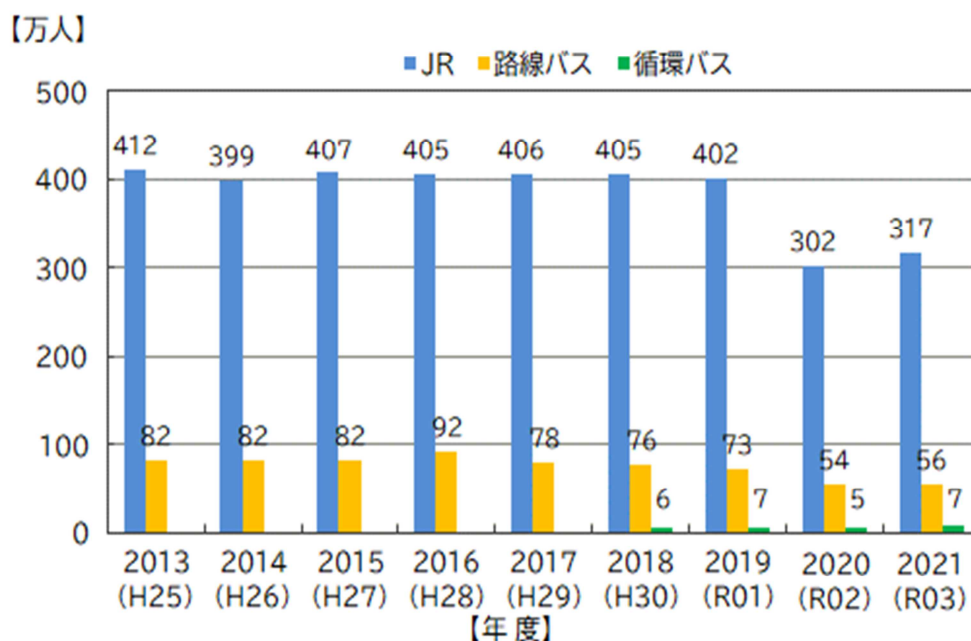
資料：商業統計調査（2004、2007、2014）、経済センサス（2012、2016）

図 2-9 小売業における売場面積の推移

(6) 交通

本町の JR 及び路線バスの利用者数はほぼ横ばいで推移していますが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、移動を自粛した影響で減少しています。

また、町では、2018（平成30）年度より公共施設等への手軽な交通手段として、町内循環バス（愛称：ひまわりバス）を運行しており、利用者数はほぼ横ばいで推移しています。



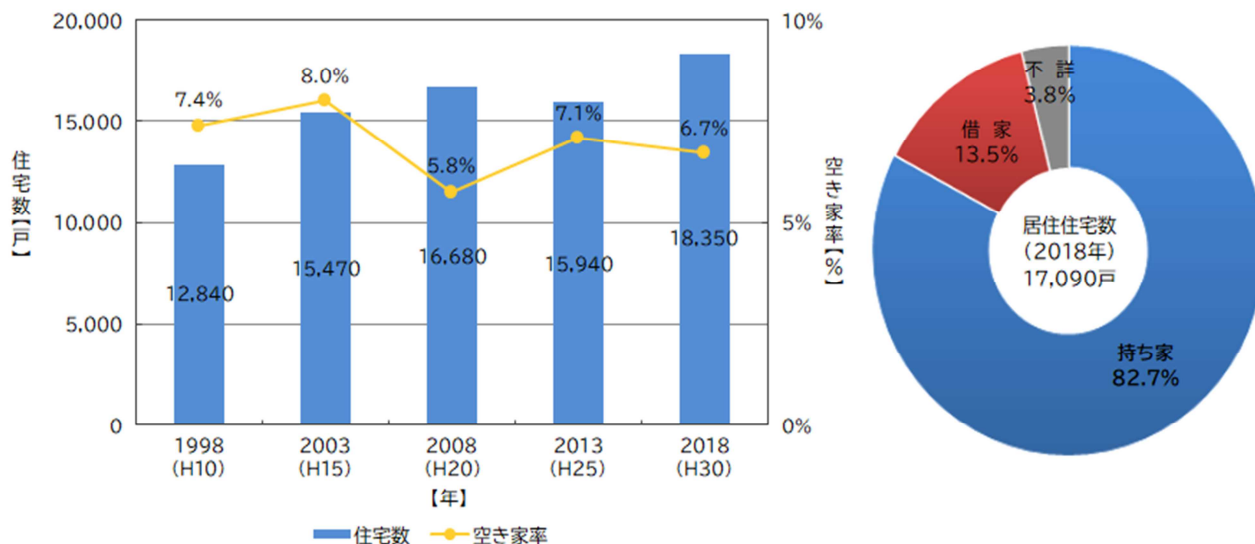
資料：熊取町統計書

図 2-10 公共交通機関の利用者数の推移



(7) 住宅

本町の住宅数は2018（平成30）年は18,350戸で、1998（平成10）年からの20年間で約1.4倍に増加していますが、そのうちの6.7%が空き家であり、空き家を除いた居住住宅の持ち家率は82.7%となっています。

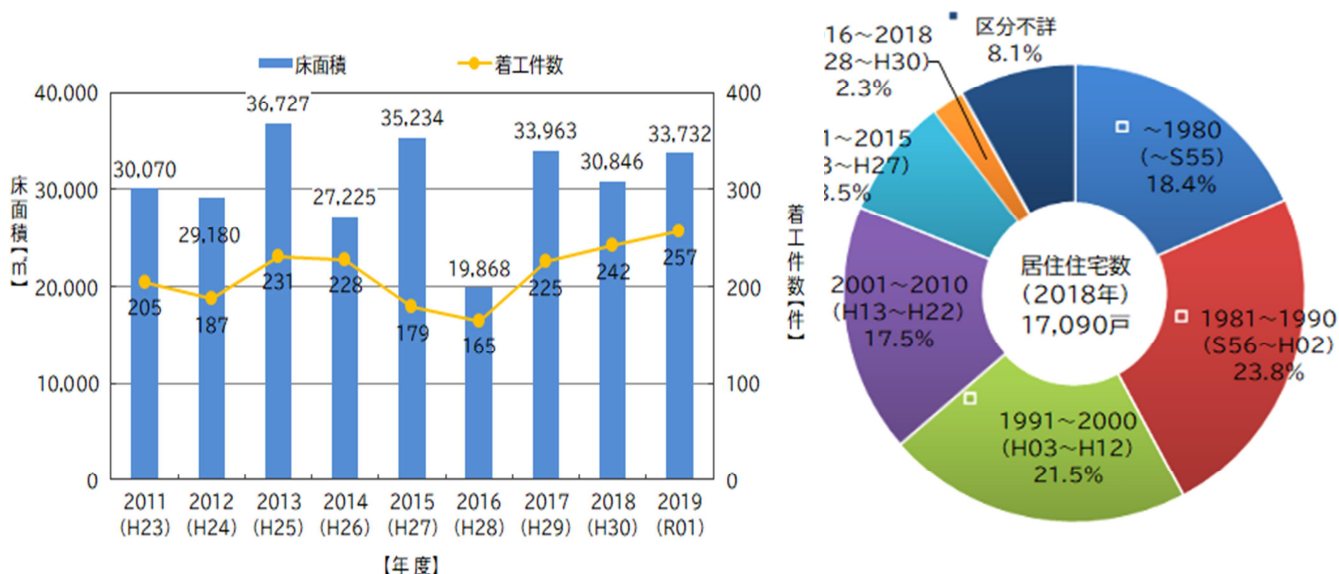


資料：住宅・土地統計調査

図 2-11 住宅数・空き家率の推移（左）と居住住宅の所有形態別内訳（右）

年間の新規住宅着工件数は、増減を繰り返しながら推移し、2019（令和元）年度は257件となっています。

居住住宅の建築時期をみると、次世代省エネ基準制定（1999年）以降に建てられた住宅は、全体の概ね約50%を占め、最新の改正省エネルギー基準（2019（令和元）年）に適合すると考えられる住宅は2.3%となっています。



資料：住宅着工統計（建築着工統計調査）、住宅・土地統計調査

図 2-12 新規住宅着工件数・床面積の推移（左）と居住住宅の建築時期別内訳（右）

(8) 再生可能エネルギー

公共施設における再エネ導入実績

公共施設において、これまで再生可能エネルギーを導入した施設とその発電量等は以下の表のとおりです。

表 2-1 公共施設における再エネ導入実績

	施設名	施設分類	設備容量(kW)	発電量(kWh) <sup>※</sup>
1	野外活動ふれあい広場	レクリエーション施設	4.3	4,920
2	駅前自由通路	その他施設	3.4	3,845
3	道路照明	街路灯	1.0	1,139
4	大久保防災コミュニティ公園	公園	0.8	934
5	長池オアシス公園	公園	0.8	934
6	熊取歴史公園	公園	0.8	945
7	町立中央小学校	小学校	10.0	11,388
8	町立東小学校	小学校	10.0	11,388
9	町立西小学校	小学校	10.0	11,388
10	町立南小学校	小学校	10.0	11,388
11	町立北小学校	小学校	10.0	11,388
12	町立熊取中学校	中学校	10.0	11,388
13	町立熊取南学校	中学校	10.0	11,388
14	町立熊取北学校	中学校	10.0	11,388
15	煉瓦館	文化施設	10.0	11,388
	合計		101.2	115,208

※発電量については、推計した値とします。

(9) みどりの現況

○本町の緑地面積（施設緑地と地域制緑地をあわせたもの、重複部分を除く）は679.00ha、町域面積の約39.4%を占めています。大阪府全体の緑地面積は府域の約4割であるのに比べても遜色ない状況ですが、これは府内の他市町に比べて、本町の市街地の占める割合が大きいなど、地理的な特徴であると言えます。

○施設緑地の面積は234.39haで2006（平成18）年当時の118.70haと比べ増加しており、人口一人当たり53.39㎡となっています。また、施設緑地のうち、都市公園の整備面積は2017（平成29）年3月末現在、151.69haで、一人当たり34.55㎡となっており、府内全域2016（平成28）年3月末現在、5.6㎡と比較しても大きく上回る水準となっており、整備水準（一人あたり10㎡）と比較しても3倍以上の水準となっています。

本町では規模の大きな都市公園が少ないことなどにより、緑地面積や一人当たりの都市公園面積は、府内全域と比べても上回っており、町全域のみどりを見ると、約5割がみどりに被われており、また、都市公園については109箇所整備されています。

資料：熊取町緑の基本計画（2018（平成30）年3月）



(10) 地域経済循環

地域経済循環分析（2018年版）によると、労働生産性は873.0万円/人と全国平均よりも低くなっています。さらに、支出面では、買物や観光等で消費が272億円、投資で26億円等、移出入では420億円が流出、エネルギー代金では、町外へ66億円が流出していることから、地域内で経済を循環させることが課題の一つと言えます。

地域の特徴	
生産 販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>①熊取町では、938億円の付加価値を稼いでいる。</li> <li>②労働生産性は873.0万円/人と全国平均よりも低く、全国では521位である。</li> <li>③エネルギー生産性は107.2百万円/TJと全国平均よりも高く、全国では522位である。</li> </ul>
分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>④熊取町の分配は1,657億円であり、①の生産・販売938億円よりも大きい。</li> <li>⑤また、本社等への資金として162億円が流入しており、その規模はGRPの17.3%を占めている。</li> <li>⑥さらに、通勤に伴う所得として455億円が流入しており、その規模はGRPの48.5%を占めている。</li> <li>⑦財政移転は102億円が流入しており、その規模はGRPの10.8%を占めている。</li> <li>⑧その結果、熊取町の1人当たり所得は375.8万円/人と全国平均よりも低く、全国で1,565位である。</li> </ul>
支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨熊取町では買物や観光等で消費が272億円流出しており、その規模はGRPの29.0%を占めている。</li> <li>⑩投資は26億円流出しており、その規模はGRPの2.8%を占めている。</li> <li>⑪移出入では420億円の流出となっており、その規模はGRPの44.7%を占めている。</li> </ul>
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫熊取町では、エネルギー代金が域外へ66億円の流出となっており、その規模はGRPの7.0%を占めている。</li> </ul>

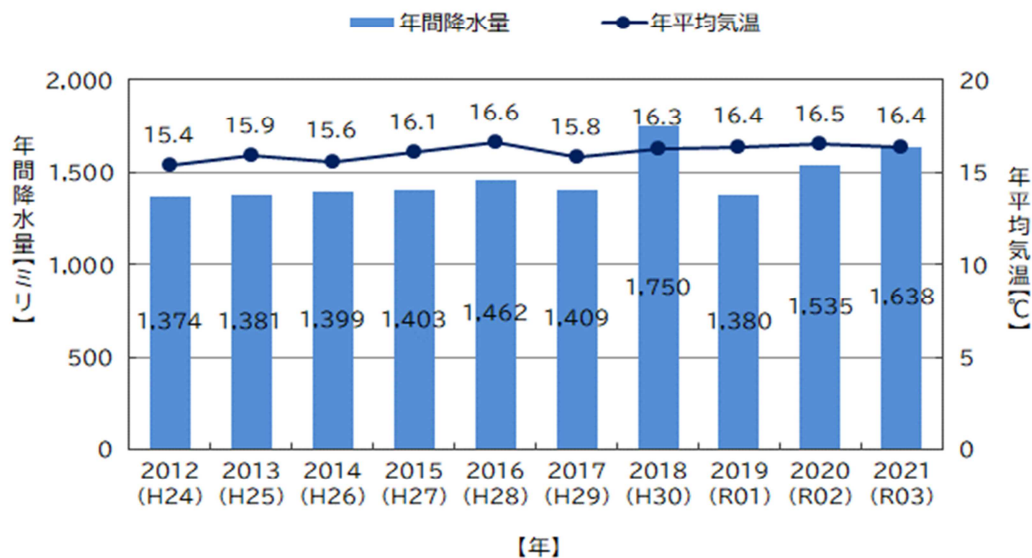
図 2-13 地域経済循環分析（2018年版）

### 3. 気象条件

#### (1) 気温・降水量

本町は瀬戸内海気候区の東の端に位置しているため、温暖な気候で、過去10年間に於いて年平均気温は概ね16℃前後で推移しています。

過去10年間の年間降水量は平均1,473.1mmとなっており、2018（平成30）年は、西日本豪雨の影響により降水量が大幅に増加しています。



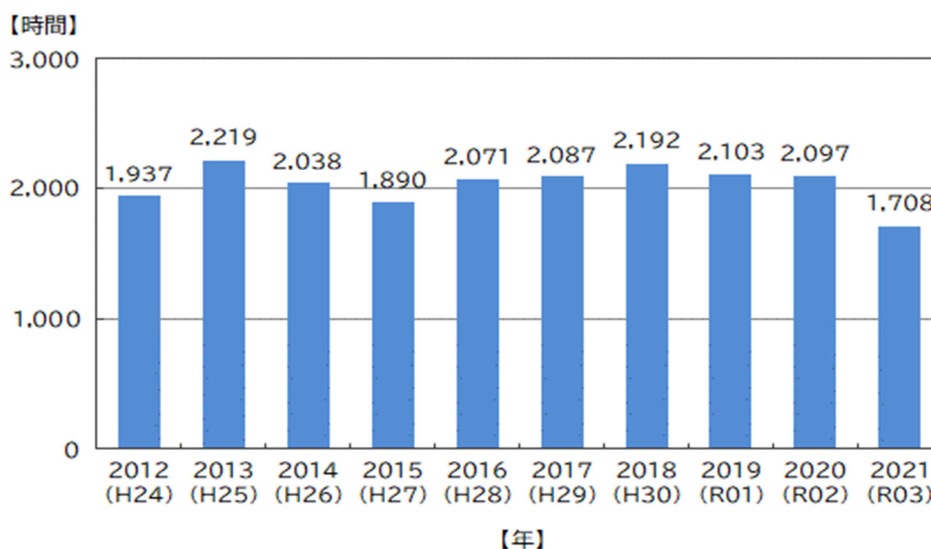
資料：気象庁（気温・降水量 2012～2021 年の平均値）

図 3-1 年平均気温及び年間降水量の推移

#### (2) 日照

本町における年間日照時間は、概ね2,000時間程度となっています。

過去10年間では2013（平成25）年が2,219時間で最も多く、2,000時間未満だったのは3年だけでしたが、最も少なかったのが2021（令和3）年の1,708時間でした。

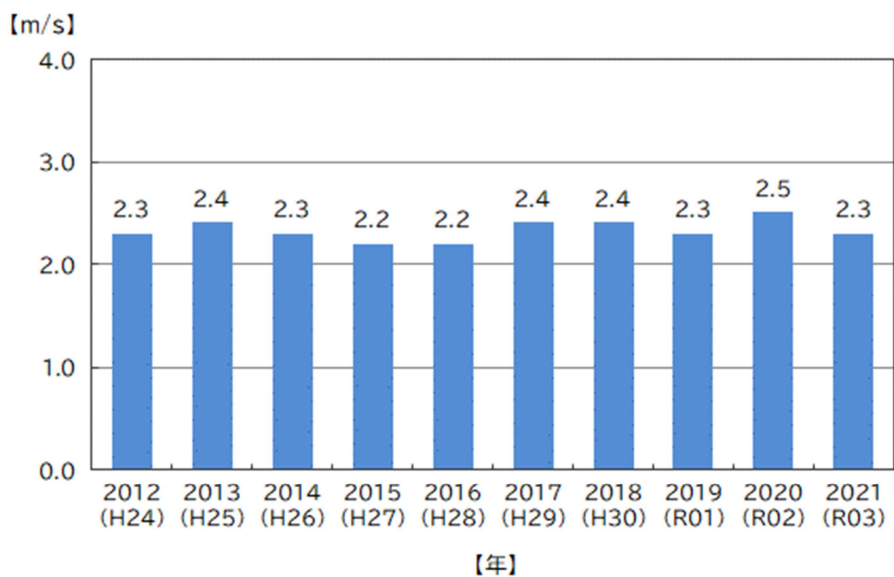


資料：気象庁（熊取アメダス観測所データ）

図 3-2 年間日照時間の推移

### (3) 風況

本町の年間平均風速は概ね 2.3m/s 程度となっており、過去 10 年間の推移をみても大きな変化は見られません。



資料：気象庁（熊取アメダス観測所データ）

図 3-3 年間平均風速の推移

## 4. まとめ

これまでの地理的条件、社会条件、気象条件について調査した結果、それぞれ地域特性をとりまとめ、整理しました。

区分	特 性
地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山麓地帯で、地盤は東南より北西に向かって次第に低く適度の傾斜を保って海岸平野に接する</li> <li>■ 農地・山林の減少、宅地の増加</li> <li>■ 市域の約 44%は住居系用途地域</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人口の減少、世帯数の増加、少子高齢化の進行</li> <li>■ 労働力人口は横ばい、町内就業者数は近年増加</li> <li>■ 町内就業人口の約 7 割は第 3 次産業</li> <li>■ 農家数、農家就業者数は減少傾向</li> <li>■ 製造事業所数、従業者数はともに減少</li> <li>■ 卸売・小売業の販売額、店舗数、従業者数は増加</li> <li>■ 売場面積は減少</li> <li>■ 鉄道・路線バス等の公共交通機関の充実</li> <li>■ 電気、都市ガスの消費量は年々減少</li> <li>■ 4 つの大学が所在</li> </ul>

気象条件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 年平均気温は 16℃前後で温暖</li><li>■ 過去 10 年間の年間降水量は平均 1,473.1 mm</li><li>■ 年間日照時間は 2,000 時間程度で安定</li><li>■ 年間平均風速は 2.3m/s で風況は定常的</li></ul>
------	---

## 資料3 用語の解説

### あ 行

#### ■ I o T

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

#### ■大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県の市町村の廃棄物の広域的な処分・再利用を図るため、昭和56年に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき昭和57年3月に設立された団体。

廃棄物の最終処分先として、大阪湾に埋立処分場を建設し、廃棄物の埋立等を行っている。

現在、尼崎沖、泉大津沖、大阪沖、神戸沖の4カ所の処分場がある。

#### ■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。一般家庭から排出されるごみや事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物の収集・運搬および処分は、市町村に処理責任がある。

#### ■ A I

人工知能(Artificial Intelligence)の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになり、それが現在のA Iの中心技術、機械学習である。機械学習をはじめとしたA I技術により、翻訳や自動運転、医療画像診断や囲碁といった人間の知的活動に、A Iが大きな役割を果たしつつある。

#### ■エコショップ

町のエコショップ制度に応募し、登録された店舗。

町は登録した店に「エコショップマーク」ステッカーを配布し、登録された店は店頭に掲示し、簡易包装などごみの減量化・リサイクルを推進し、環境に配慮した取り組みを行うもの。

#### ■汚水衛生処理率

下水道法上の下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)、浄化槽(合併処理)等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合。なお、下水道等の整備済み区域であっても下水道等には接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれている。生活排水適正処理率のこと。

### か 行

#### ■合併処理浄化槽

し尿だけでなく、台所やお風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。浄化槽法の改正により、平成13年4月1日以降浄化槽を新設する際は、原則「合併処理浄化槽」を設置することが義務付けられた。

#### ■紙製容器包装

容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、おもに紙でできたもの。すでに有価で取引され、独自のリサイクルが進んでいるものは同法の対象から外れるため、段ボールや牛乳パック等(飲料用紙製容器包装)は、「紙製容器包装」には含まない。

具体的には、(1)箱・ケース、(2)カップ型の容器・コップ、(3)皿、(4)袋、(5)(1)～(4)に準ずる構造や形状の容器、(6)容器の栓、ふた、キャップ、そのほかこれに準ずるもの、(7)容器に入った商品を保護したり固定したりするために、容器にくっつけられたり加工が施されており、その容器の一部として使われる容器、(8)商品の包装材でおもに紙製のものの8種類。

#### ■熊取町 mottECO 食べきり協力店

持ち帰り希望者への容器提供や容器持ち込みを可能とするなどの条件を満たしている町内飲食店に対して、申請により協力店として登録し、町と食品ロス対策普及啓発活動をしている。

登録した店にステッカーを配布し、登録された店は店頭に掲示を行う。

#### ■下水道普及率

計画処理区域内人口のうち、下水処理が可能となった地域の人口（下水道整備人口）の占める割合。

#### ■公共浄化槽等整備推進事業

市町村が設置主体となり浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理する事業。

#### ■小型家電の資源ごみ分別

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称：小型家電リサイクル法）」が施行された。使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することが期待される。

## さ 行

#### ■最終処分場

再生利用や中間処理による減量化によっても、処理しきれず残ってしまった廃棄物を最終的に埋め立て処分する場所を最終処分場という。

#### ■3010運動

3010（さんまるいちまる）運動は宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーン。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかけることから「3010運動」と名付けられた。

#### ■し渣

し尿処理に混入しているごみのことで、主にトイレトペーパーなどの紙類、繊維類。

#### ■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

#### ■浄化槽（合併処理浄化槽）

公共もしくは民間、個人が設置する微生物の働きにより汚水をきれいにして放流する装置。下水道や農業集落排水などの整備が困難な地域に設置する。

#### ■水洗化

下水道で使われる場合は、下水道に接続すること。

生活排水対策で使われる場合は、下水道、または、浄化槽（単独・合併）で処理すること。

水洗化率として、区域内人口に対しての、実際に下水道に接続、または、浄化槽（合併処理）処理している人口の割合を示すこともある。

■水洗化・生活雑排水処理人口

し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している人口。生活排水適正処理人口。

■水洗化・生活雑排水未処理人口

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）人口のこと。

■ストックヤード

分別収集された資源ごみを有効利用するために搬出まで一時的に保管する施設。

■生活排水適正処理率

計画処理区域内人口のうち、生活排水が適正に処理されている人口の割合。

■生物学的脱窒素法

硝化菌と脱窒菌をいう2種類の微生物を使用し、し尿を処理する方法。

## た 行

■特定家庭用機器

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で、家電メーカーにリサイクルが義務付けられた家電製品。対象となる家電4品目は、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機である。

## な 行

■野焼き

平成13年施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびそれに基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など以外は禁止されている。同法により違反した者は五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられる。

## は 行

■廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）

ごみの減量化・リサイクルを地域ぐるみで推進するため、平成20年7月に設置した。主な役割としては、町と自治会との連絡役、地域のごみに関する苦情・相談・要望等の町への情報提供、地域の自主的な取り組みの推進などが挙げられる。各自治会の推薦により町長が委嘱する。任期は2年。

■BOD

水質の汚染を示す指標の一つで Biochemical Oxygen Demand の略。水中にある有機物を、好気性微生物が分解するときに消費する溶存酸素の量。mg/l で表す。

■非水洗化人口

水洗化されていない人口。くみ取り人口。

■標準脱窒素処理

し渣除去後のし尿等ならびに資源化設備から発生する分離水をプロセス用水等で希釈した後、生物学的脱窒素法で処理するもの。

■フードシェアリングサービス

食品ロス削減に関する取組みの1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組み。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

ま 行

■みなし浄化槽（単独処理浄化槽）

し尿のみを処理する浄化槽。汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理で放流するため、浄化槽法の改正により、平成13年4月1日以降、浄化槽の定義から削除され、既に設置されている「単独処理浄化槽」について、「合併処理浄化槽」への転換に努めることとされた。





### 第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画

発行日：令和6年（2024年）3月

編集：発行：熊取町住民部環境課

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

TEL:072-452-6097（直通）

FAX:072-452-7103

E-mail:kankyoutown.kumatori.lg.jp